

第5期八幡浜市障害者基本計画

第6期八幡浜市障害者福祉計画

第2期八幡浜市障害児福祉計画

（計画期間：令和3年度～令和5年度）

令和3年3月



八幡浜市

(表紙の裏側)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1項 計画策定の背景等.....	1
第2項 計画の位置づけ.....	3
第3項 計画期間.....	4
第4項 計画策定体制.....	4

第2章 八幡浜市の現状

第1項 人口及び世帯.....	6
第2項 本市を取り巻く状況（まちづくり全体への課題）.....	8
第3項 障害者の状況.....	10

第3章 障害者基本計画

第1項 計画の基本理念.....	14
第2項 計画の推進体制、点検・評価.....	14
第3項 基本施策.....	15
基本施策1 生活支援・福祉サービスの充実.....	16
基本施策2 保健・医療の充実.....	21
基本施策3 特別支援教育の充実.....	25
基本施策4 就労支援の促進.....	30
基本施策5 防災・防犯対策と生活環境の整備.....	32
基本施策6 地域社会への参加促進.....	36
基本施策7 差別解消と権利擁護.....	38

第4章 障害者福祉計画・障害児福祉計画

第1項 計画推進の方向性.....	40
第2項 計画策定のポイント.....	41
第3項 障害福祉サービス等の成果目標.....	43
第4項 障害福祉サービス等の体系図.....	50
第5項 障害福祉サービス等の見込量.....	51

参考資料

障害者アンケート調査.....	78
八幡浜市障害者計画等策定委員会設置要綱・委員名簿.....	112

第1章 計画の策定にあたって

第1項 計画策定の背景等

八幡浜市では、市の最上位計画である「第2次八幡浜市総合計画」において、「障害者の自立と社会参加」を主要課題の一つに位置付け、地域課題や市民ニーズに対応できるように、障害福祉行政の充実に取り組んでいます。また、これら障害福祉施策の個別計画については、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第4期八幡浜市障害者基本計画・第5期八幡浜市障害者福祉計画・第1期八幡浜市障害児福祉計画」に施策の方向性と事業内容を定め、各種障害福祉サービスを計画的かつ安定的に提供しているところです。

この間、国では、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30.4.1 施行）、就学前の障害児の発達支援の無償化（R元.10.1 施行）など、障害者と福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、さらに平成30年施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」や令和元年施行の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」など、障害者の社会参加を促進する施策の充実が図られています。

また、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に取り組むことが自治体に求められています。

このような状況を踏まえ、市では、国・県の動向や制度の創設、市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応した新たな障害福祉施策を総合的に推進するため、前期計画を発展的に見直し、「第5期八幡浜市障害者基本計画・第6期八幡浜市障害者福祉計画・第2期八幡浜市障害児福祉計画」を新たに策定します。



【最近の施策の主な動き】

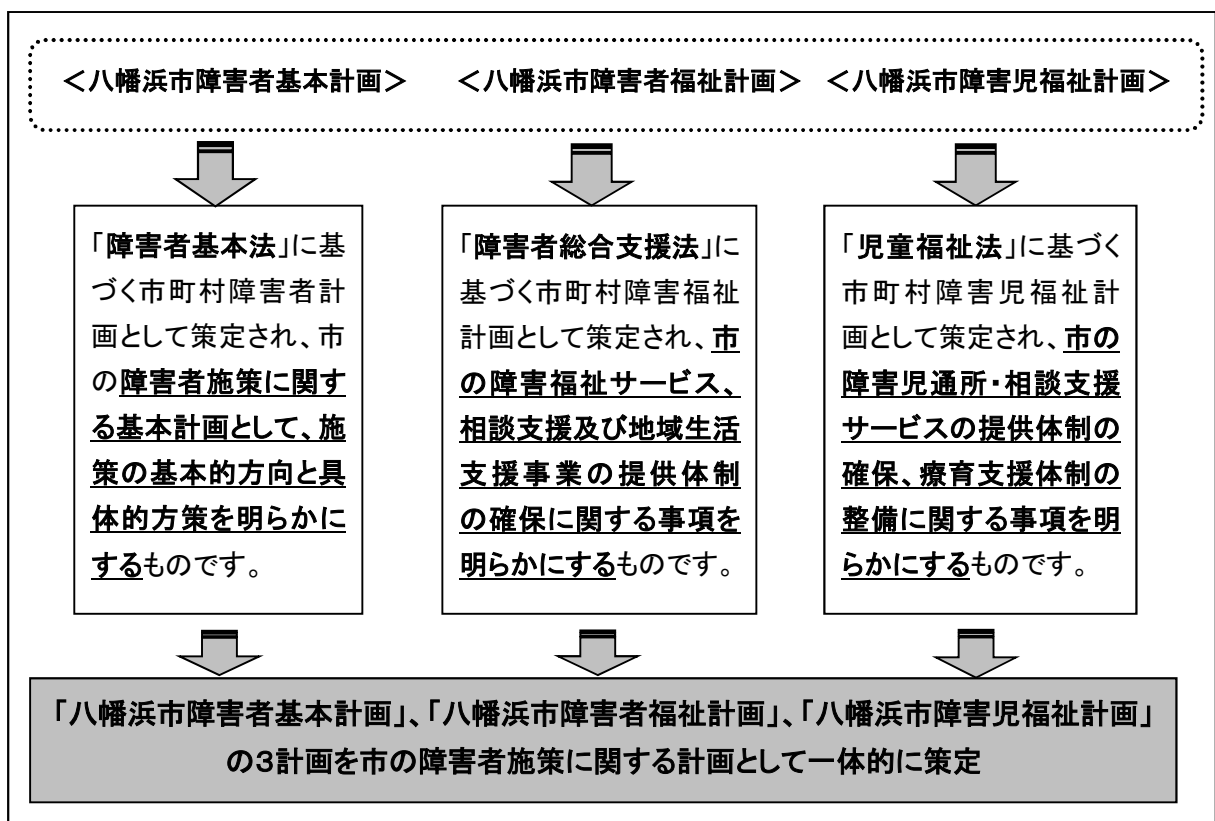
- 障害者差別解消法の施行（H28.4）
- これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書（H29.2）
- 第7次医療計画についての通知（H29.3.31）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・支援事業創設（H29.4）
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30.4.1 施行）
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3 施行）
- 障害者サービス等報酬改定（H30.4）
- 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行（H30.6）
- ギャンブル等依存症対策基本法の施行（H30.10）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（H31.3）
- 障害者雇用促進法の改正（R 元.6）
- 読書バリアフリー法の施行（R 元.6）
- 農福連携等推進ビジョン取りまとめ（R 元.6）
- 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告（R 元.6）
- 就学前の障害児の発達支援の無償化（R 元.10.1 施行）
- 障害福祉人材の処遇改善及び消費税率引き上げに伴う報酬改定（R 元.10.1 施行）

第2項 計画の位置づけ

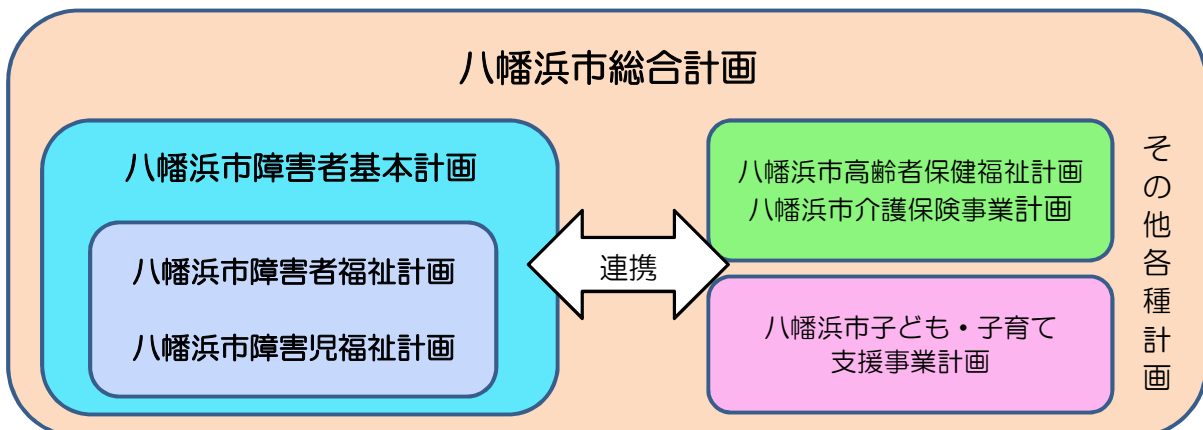
本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めるものです。

また、八幡浜市では、市民に対して各計画の位置づけや内容の違いを分かり易く表現するため、それぞれの計画名を「八幡浜市障害者基本計画」、「八幡浜市障害者福祉計画」、「八幡浜市障害児福祉計画」として策定します。

なお、本計画は、「総合計画」の部門計画として位置づけられ、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と連携して施策を推進します。 ※計画の期数は、前期計画を引き継ぐものとします。



・八幡浜市における各計画の位置づけ（イメージ図）



第3項 計画期間

本計画では、令和3年度を初年度として令和5年度までの3年間の目標を定めます。

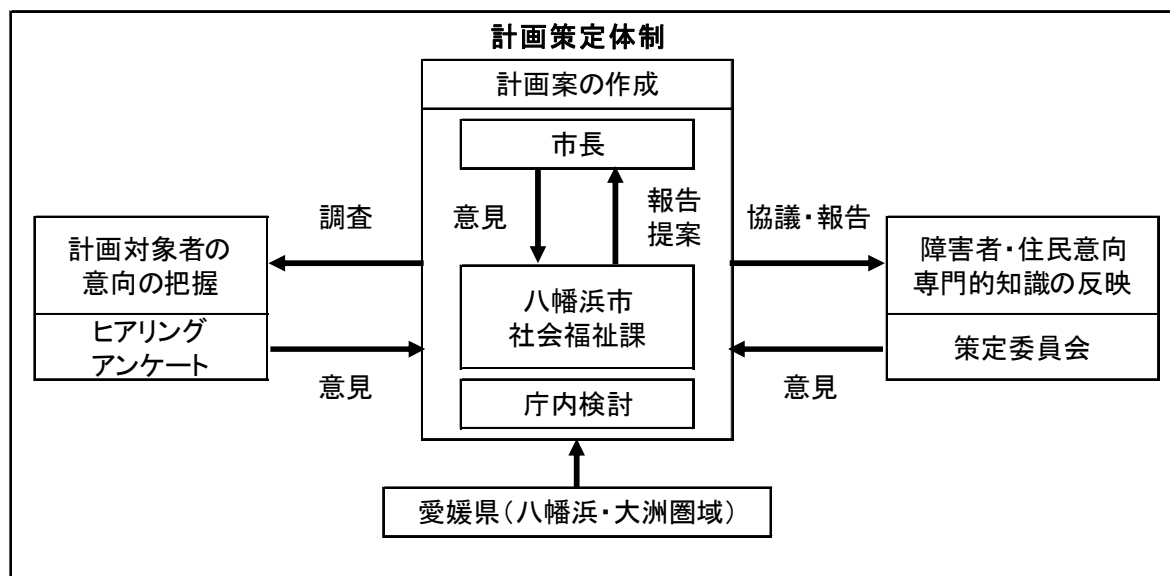
また、各年度において計画の進捗状況を八幡浜市地域自立支援協議会に報告するとともに、令和5年度には各計画の実施状況を検証した上で次期計画の策定を行います。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度 ～ R2 年度	<u>R3 年度</u> ～ <u>R5 年度</u>
総合計画	第1次計画 (H18～H27)	第2次八幡浜市総合計画(H28～R7 年度)			
障害者基本計画	第3期			第4期	第5期
障害者福祉計画	第4期			第5期	第6期
障害児福祉計画				第1期	第2期

第4項 計画策定体制

1 計画策定の体制

本計画は、障害者団体及び関係事業所等へのヒアリングやアンケート調査、自立支援協議会での意見交換などを参考に素案を作成し、学識経験者・有識者等・社会福祉関係団体等の代表者・関係行政機関等の職員などで構成する「八幡浜市障害者計画等策定委員会」において計画の内容を協議します。



2 計画策定における連携

愛媛県障がい福祉計画等では、6つの障害保健福祉圏域が設定され、各圏域に属する市町が推計した障害福祉サービス等の必要見込量が集約され圏域ビジョンとして示されます。

八幡浜市は、八幡浜・大洲圏域に属しており、八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町など近隣市町及び近隣圏域との連携を図りながら障害福祉サービスを提供します。

圏域名	圏域市町
宇摩圏域	四国中央市
新居浜・西条圏域	新居浜市・西条市
今治圏域	今治市・上島町
松山圏域	松山市・伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町
宇和島圏域	宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町

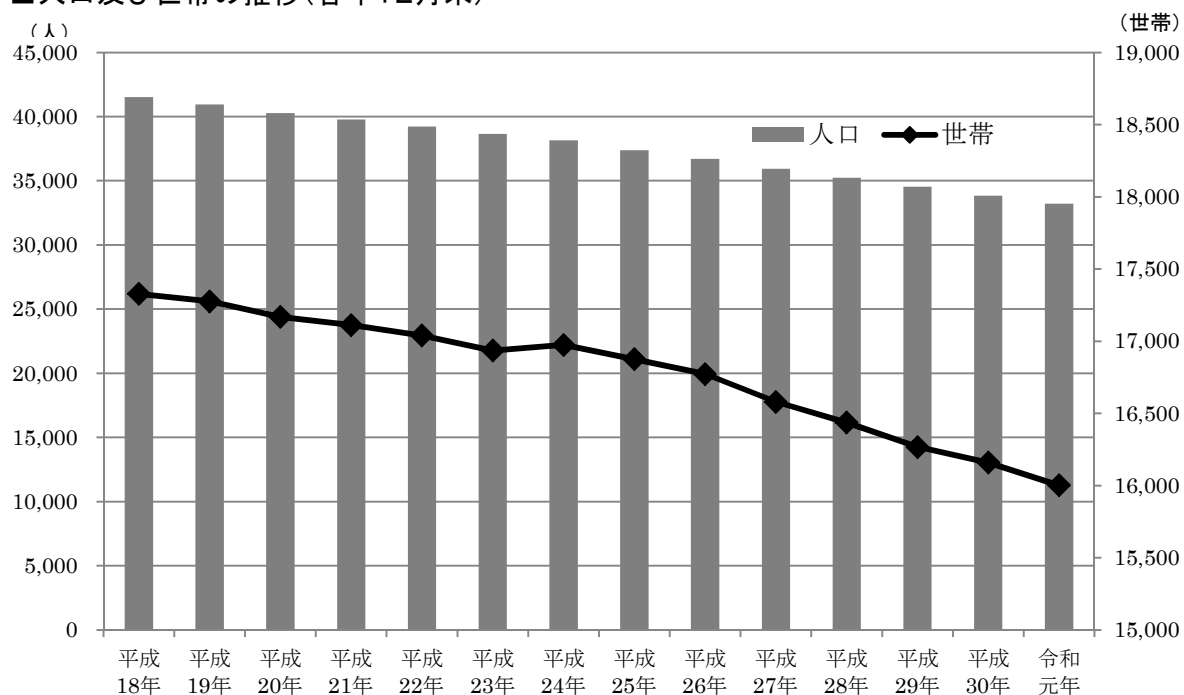


第2章 八幡浜市の現状

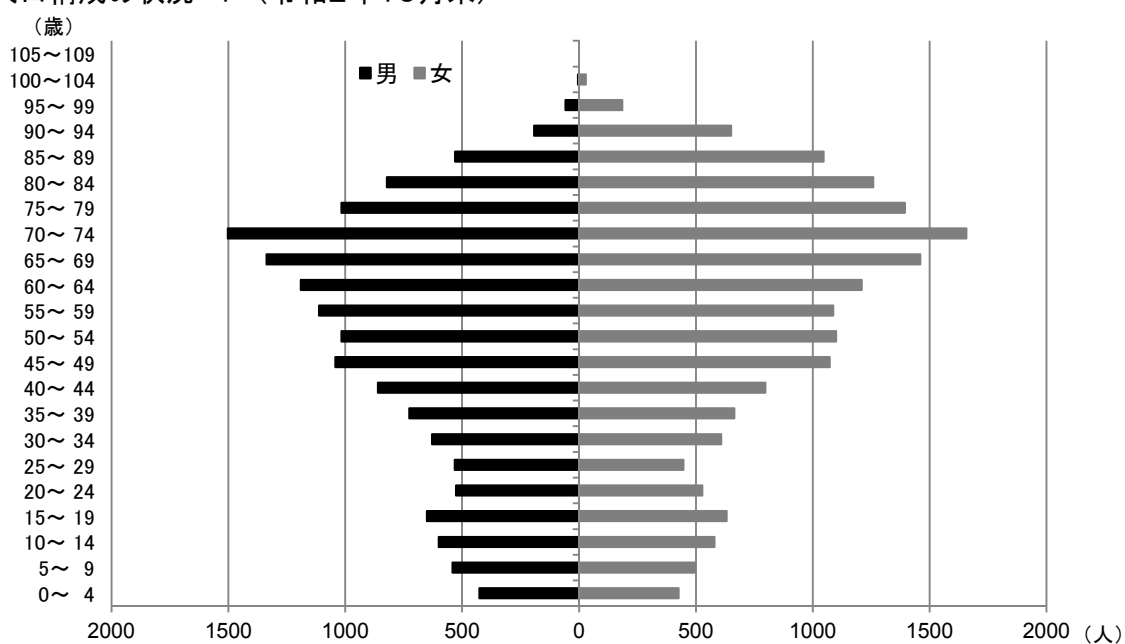
第1項 人口及び世帯

本市の人口は、平成 18 年の 41,528 人から令和元年には 33,219 人まで減少し、同じく世帯数は、17,328 世帯から 16,002 世帯まで減少しています。

■人口及び世帯の推移(各年12月末)

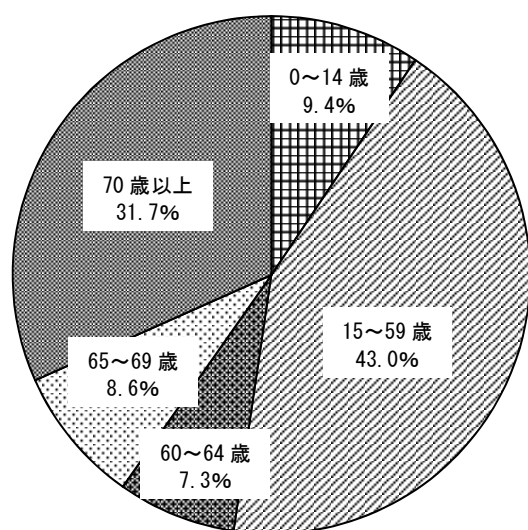


■人口構成の状況 1 (令和2年10月末)



資料:住民基本台帳

■人口構成の状況 2（令和2年10月末）



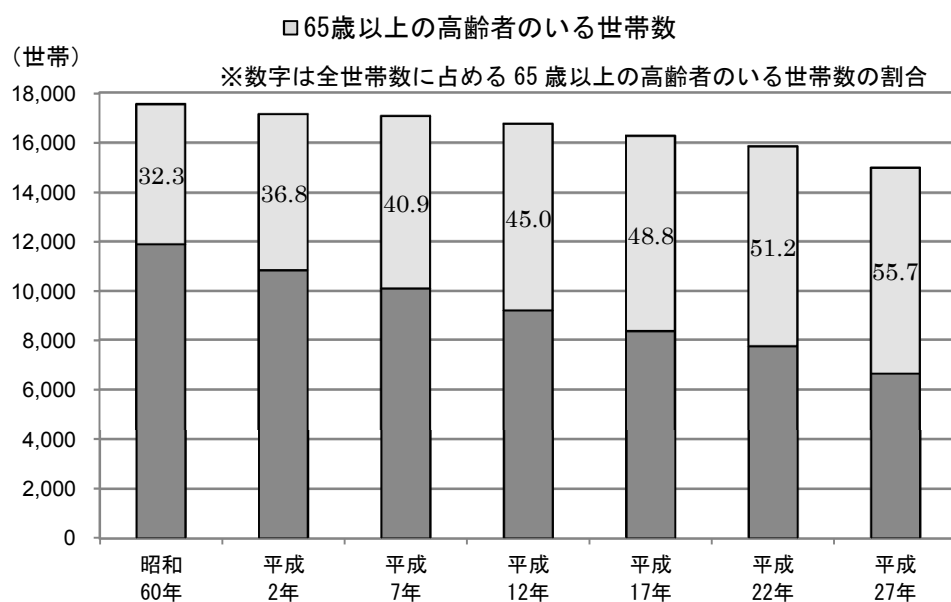
人口の構成状況を見ると、男女共に70～74歳が多く、65歳以上の方の割合は、全体の約4割になります。

資料：住民基本台帳

■高齢者のいる世帯の状況

単位：世帯・%

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯数(世帯)	17,539	17,141	17,067	16,755	16,273	15,849	14,995
65 歳以上の高齢者のいる 世帯数(世帯)	5,660	6,312	6,976	7,546	7,935	8,116	8,356
総世帯に占める割合(%)	32.3	36.8	40.9	45.0	48.8	51.2	55.7



資料：国勢調査

65歳以上の高齢者のいる世帯数は、平成27年に8,356世帯と増加傾向にあり、総世帯に占める割合も同様に増加しています。

第2項 本市を取り巻く状況（まちづくり全体への課題）

本市を取り巻く状況をみると、次のような課題が考えられます。

※第2次八幡浜市総合計画より

1 少子高齢化が進行し、人口減少社会へ突入しています

わが国では、平均寿命が延びる一方、出生率が伸び悩み、少子高齢化が進みつつあります。国の総人口も平成22年の国勢調査ではじめて減少に転じ、今後も減少し続けると予想されます。このため、経済成長、社会福祉制度、社会資本や自然環境の維持保全など、さまざまな分野においてマイナス面の影響が心配されています。国の平均を大きく上回るスピードで少子高齢化が進行している本市にとっては、正にまちづくりを進めていく上で最も深刻な懸案要素です。

2 災害に強い安全安心な社会づくりが求められています

被災者のみならず日本中に衝撃と悲しみをもたらした東日本大震災を契機として、また、全国各地で集中豪雨や台風による大災害が頻発している現況において、安心して暮らせる社会の実現を国民が強く求めています。南海トラフ巨大地震が近い将来起きると言われている中、特に本市は、伊方原発を近隣に控えており、「いざ」に備えたハード、ソフト両面において万全の対策を講じていく必要があります。

3 本格的な地域間競争、知恵くらべの時代に入っています

ここ最近、「地方創生」が声高に叫ばれるようになり、本格的な地域間競争、知恵くらべ時代へ突入しました。全国すべての自治体が人口減少問題をはじめとする国家規模の難題へ今まで以上に真剣に向き合うこととなります。消滅可能性都市リストに名を連ねる本市には一刻の猶予もありません。今後も厳しい状況が続くと予想される中、市民と行政との協働のもと、スピード感をもって八幡浜創生に取り組んでいく必要があります。

4 教育の方向性や制度が変わりました

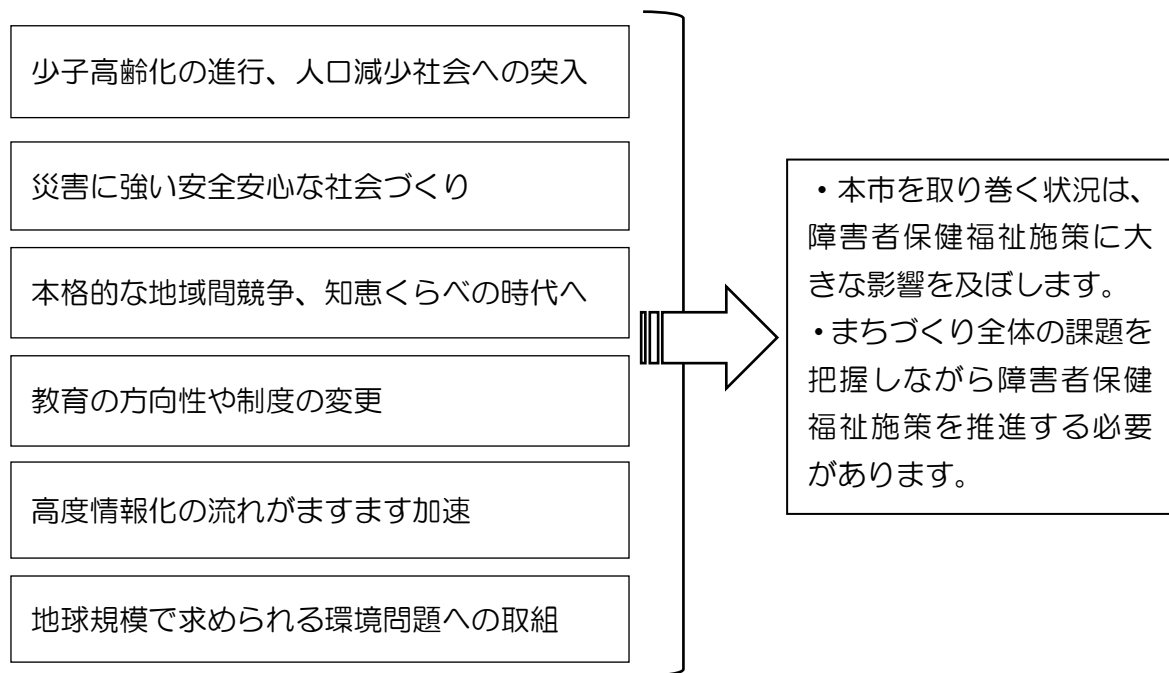
国が第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）で示した教育の基本的方向性は「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4項目です。本市においても、これらの方針に基づき、次代を担う子どもたちを育てていかなければなりません。また、教育委員会制度も大きく変わりました。具体的には、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携、地方に対する国の関与の見直しなどを図るため、教育委員長職の廃止に伴う新教育長職の設置、首長による総合教育会議の設置などが義務づけられました。

5 高度情報化の流れがますます加速しています

高度情報化の流れは誰も想像しえなかったスピードで加速し続けています。これによって生活や経済活動のスタイルは劇的に変化し、行政のあらゆる分野においても ICT（Information and Communication Technology）の効果的な活用が命題となっています。特に、本市のような地方の小都市にとっては、ビジネス展開する上で、近隣市町を含めた背後人口の少なさ、不利な立地をカバーできるツール（道具）として大きな期待が寄せられています。

6 地球規模で環境問題への取組が求められています

地球温暖化など世界規模で環境問題が深刻化している中、環境負担軽減に向けた法整備が進むとともに、国民の意識も高まり、国全体として循環型社会への移行が進みつつあります。しかし、まだ十分とは言えません。本市としても、大切なふるさと、そして、かけがえのない地球の自然環境や生態系への影響を考え、真剣に取り組むべき課題です。



第3項 障害者の状況

1 身体障害者手帳保持者数

身体障害者手帳は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など、身体機能に永続する障害がある人に交付されるもので、障害の程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

本市の身体障害者手帳保持者は、平成26年3月末の1,919人から令和2年3月末には1,773人へと減少しています。保持者は高齢者の割合が高く、死亡により減少したものと推測されます。

■身体障害者手帳保持者数

単位：人

平成26年3月末	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	52	56	8	7	11	17	151
聴覚・平衡機能障害	10	35	19	16	0	49	129
音声・言語・そしゃく機能障害	2	0	13	5	0	0	20
肢体不自由	210	245	174	292	57	35	1,013
内部障害	388	2	80	136	0	0	606
計	662	338	294	456	68	101	1,919

平成28年3月末	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	49	51	5	7	11	15	138
聴覚・平衡機能障害	10	38	22	16	0	52	138
音声・言語・そしゃく機能障害	1	0	14	5	0	0	20
肢体不自由	197	247	170	278	60	33	985
内部障害	398	1	77	127	0	0	603
計	655	337	288	433	71	100	1,884

平成30年3月末	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	40	48	6	7	12	13	126
聴覚・平衡機能障害	10	38	16	16	0	55	135
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	12	8	0	0	20
肢体不自由	182	219	162	269	62	35	929
内部障害	403	0	79	125	0	0	607
計	635	305	275	425	74	103	1,817

令和2年3月末	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	41	52	6	7	12	13	131
聴覚・平衡機能障害	9	38	14	19	0	55	135
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	15	8	0	0	23
肢体不自由	178	209	146	251	60	36	880
内部障害	395	1	85	123	0	0	604
計	623	300	266	408	72	104	1,773

資料：八幡浜市社会福祉課

※参考：要介護認定者の状況

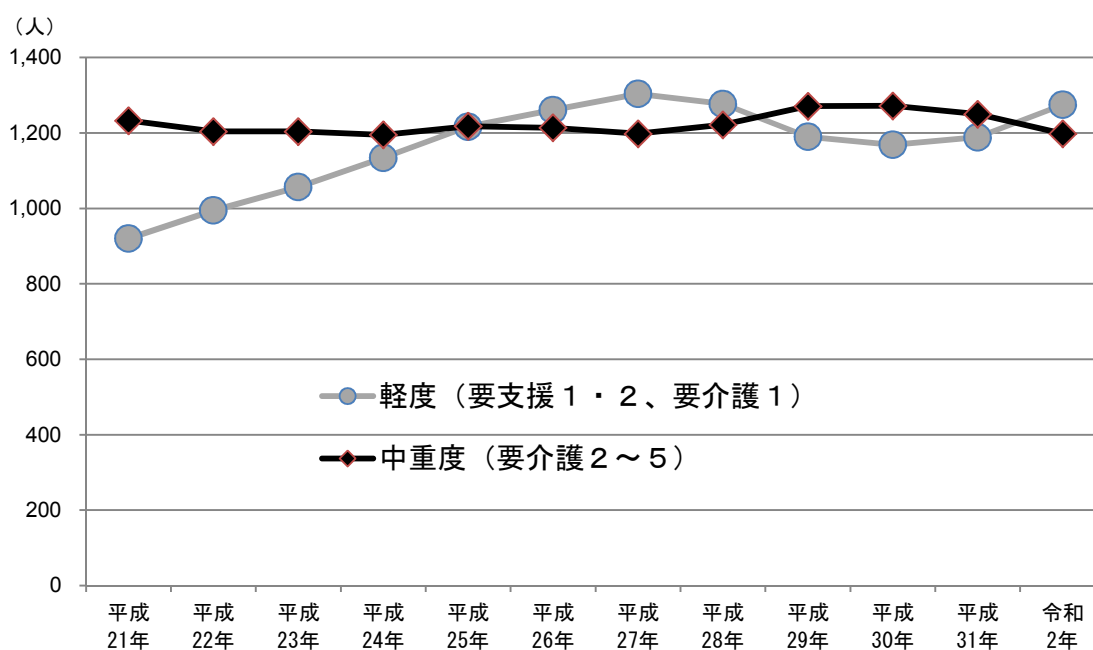
要介護認定者の推移状況をみると、平成21年の2,153人から平成27年まで増加を続け、令和2年には2,473人となっています。

また、推移状況を軽度・中重度別にみると、要支援1・2及び要介護1（軽度）の方は、平成21年から平成27年にかけて大幅に増加し、要介護2～5（中重度）の方は、平成21年以降ほぼ横ばいで推移しています。

■要介護認定者の推移状況（各年4月）

単位：人

要介護度	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
平成21年	170	291	459	393	303	285	252	2,153
平成22年	259	241	495	377	282	292	253	2,199
平成23年	312	229	516	336	314	316	238	2,261
平成24年	340	227	567	323	281	348	243	2,329
平成25年	382	218	617	310	281	337	290	2,435
平成26年	411	211	639	317	252	383	262	2,475
平成27年	410	219	675	346	263	341	248	2,502
平成28年	403	241	633	350	275	352	245	2,499
平成29年	304	274	612	379	318	349	225	2,461
平成30年	270	275	624	401	285	364	222	2,441
平成31年	285	265	639	385	284	346	235	2,439
令和2年	312	267	696	378	316	310	194	2,473



資料：八幡浜市保健センター

2 療育手帳保持者数

療育手帳は、知的障害又は発達障害のある人に対して、一貫した指導や相談等の障害福祉サービスを受けやすくするために交付されるものです。18歳までに知的障害等が発現した場合が対象となり、障害の程度によってA（重度）とB（中・軽度）に区分されます。

本市の療育手帳保持者は、平成26年3月末時点の309人から、令和2年3月末には380人へと約2割増加しています。

年齢別にみると18歳未満は、平成26年の54人が令和2年には58人、18歳以上は、平成26年の255人が令和2年には322人にそれぞれ増加しています。その理由について、知的障害者に対する福祉制度等の広報・周知を充実したことや、特に増加している18歳以上については、困窮や長期化した引きこもり問題に付随して、療育手帳を取得される方が増えていることが理由と推測されます。

■療育手帳保持者数

各年3月末 単位：人

		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
18歳 未満	重度(A)	14	13	12	17	15	13	13
	中・軽度(B)	40	36	44	45	52	51	45
	計	54	49	56	62	67	64	58
18歳 以上	重度(A)	113	112	115	111	112	125	123
	中・軽度(B)	142	149	152	164	179	189	199
	計	255	261	267	275	291	314	322
合計	重度(A)	127	125	127	128	127	138	136
	中・軽度(B)	182	185	196	209	231	240	244
	計	309	310	323	337	358	378	380

資料：八幡浜市社会福祉課

3 精神障害者保健福祉手帳保持者数

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため日常生活や社会生活への参加に困難をきたすなど、一定程度の精神障害の状態にある方に交付され、障害の程度によって1級（重度）から3級（軽度）までの等級に区分されます。

本市の精神障害者保健福祉手帳保持者は、平成26年の209人から令和2年には258人へと約2割増加しており、その理由は、精神障害者に対する福祉制度等の広報・周知を充実したことや、社会状況等の影響によるものと推測されます。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数

各年3月末 単位：人

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
1級	28	32	28	28	27	28	23
2級	173	187	202	202	210	215	212
3級	8	11	15	19	18	18	23
合計	209	230	245	249	255	261	258

資料：八幡浜市社会福祉課

4 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数

自立支援医療（精神通院）受給者証は、精神疾患による通院を続ける必要がある場合に交付され、医療費は公費負担となります。本市における受給者証の交付者数は、平成22年の504人から令和2年には680人まで増加しています。

精神障害者保健福祉手帳保持者数の増加と同じく、近年の社会状況の変化や経済状況等の影響、心の悩みなどから受給者が増加しているものと推測されます。

■自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数

各年3月末 単位：人

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
自立支援医療 （精神通院） 受給者証交付者数	504	584	543	551	584	603	625	650	672	714	680

資料：八幡浜市社会福祉課

第3章 障害者基本計画

第1項 計画の基本理念

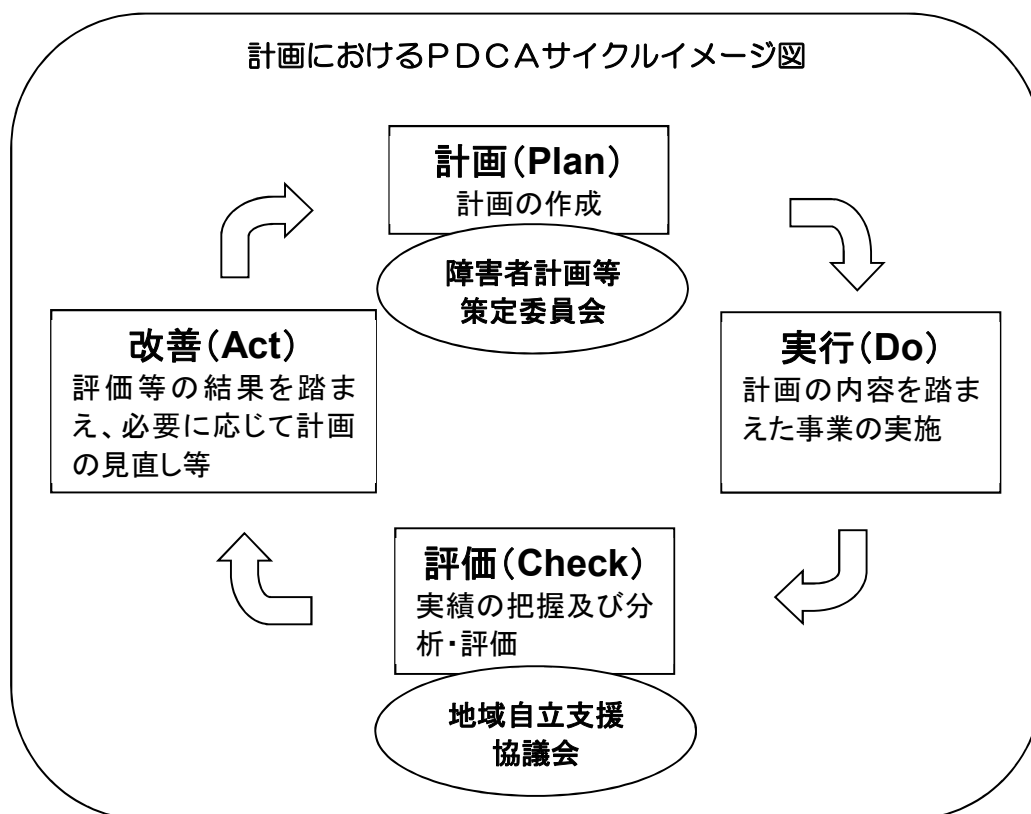
前期計画における障害福祉施策の方向性を踏まえ、「誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり」を基本理念として継承し、まちづくりのさらなる推進に取り組みます。

誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり

第2項 計画の推進体制、点検・評価

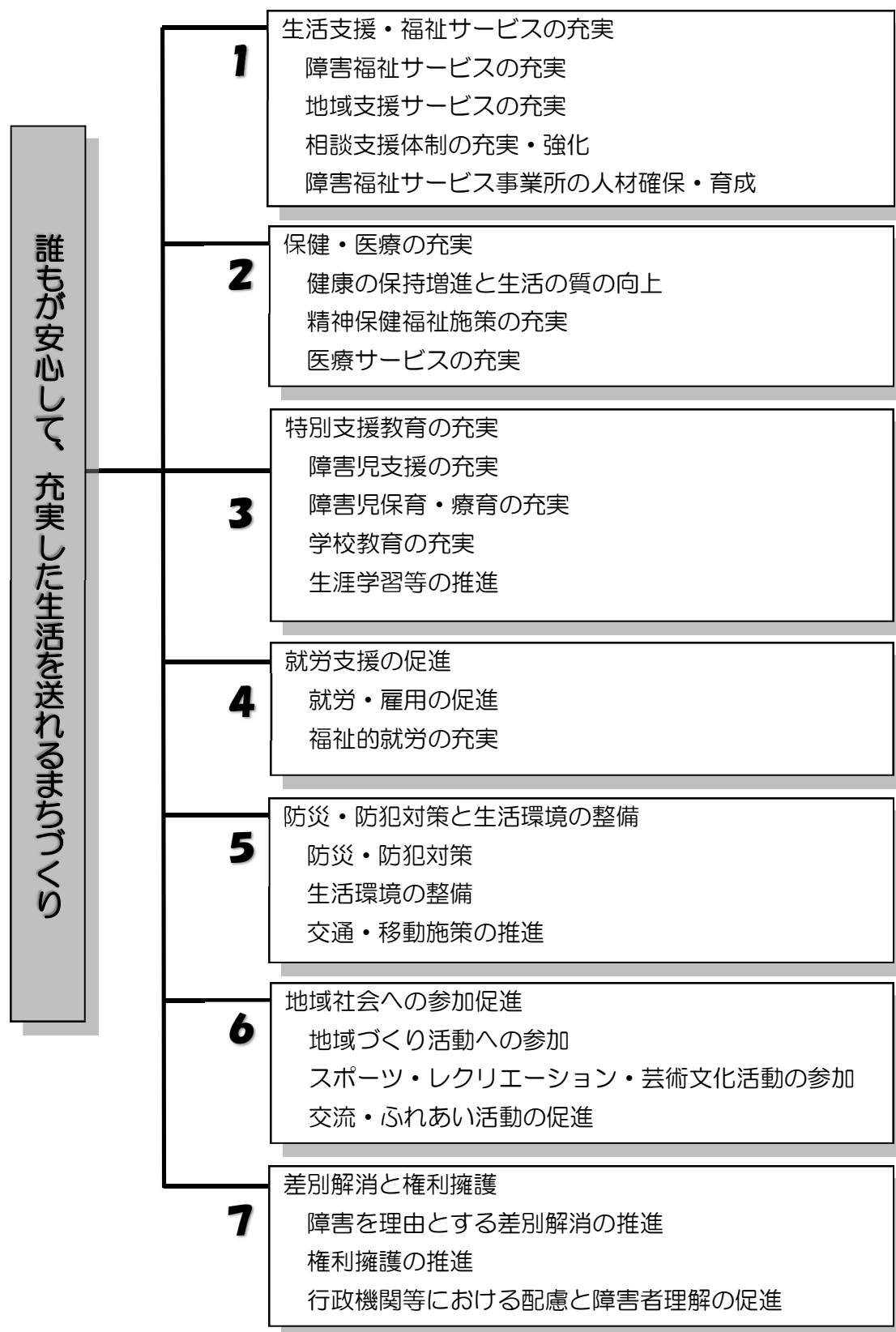
計画をより実効的に推進するため、庁内組織においては、社会福祉課を中心に関係部署と連携を図りながら、また、市全体としては、障害者当事者やボランティアグループ等の市民団体、障害福祉関係事業者との協働により計画を推進します。

各計画における事業実施状況の点検・評価にあたっては、地域自立支援協議会で検証するとともに、県・近隣市町と連携を図りながら、必要に応じて見直しを行います。



第3項 基本施策

第5期八幡浜市障害者基本計画においては、次の7つの基本施策を推進します。



基本施策1 生活支援・福祉サービスの充実

1 障害福祉サービスの充実

(1) 障害者総合支援法に基づくサービスの数値目標と基本方針

国の基本指針を踏まえた上で、各項目の数値目標（事業量）を設定します。

計画期間	H18～H29	H30～R2	R3～R5
障害者福祉計画	第1～4期計画期間	第5期計画期間	第6期計画期間
障害児福祉計画		第1期計画期間	第2期計画期間
国の基本指針	基本方針及び、第2期以降は前期計画の実績を踏まえ計画を策定。3カ年計画の最終年度を目標に、数値目標を設定。	前期計画の実績を踏まえ、次期計画を策定。基本方針に則して、令和2年度を最終年度に、地域の実情に応じた障害福祉サービスの数値目標を設定	前期計画の実績を踏まえ、次期計画を策定。基本方針に則して、 <u>令和5年度を最終年度に、地域の実情に応じた障害福祉サービスの数値目標を設定</u>

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 市を実施主体とする障害種別によらない一元的なサービスの提供

障害者等が地域で必要な支援を受けることができるよう、市が主体となって障害福祉サービスを提供することを基本とします。障害福祉サービスは、身体・知的・精神・難病等の障害種別によらない拡充と実施を目指します。

③ 入所等から地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題の対応

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。また、地域生活支援の拠点等や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの機能の強化や構築等を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り等、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

⑤ 障害児の自立と健やかな成長のための発達支援

障害児や発達に支援を要する子どもたちが、ライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図り、障害児及びその家族の心身の健康を増進し、充実した生活を送れることを目指します。

⑥ 障害福祉人材の確保

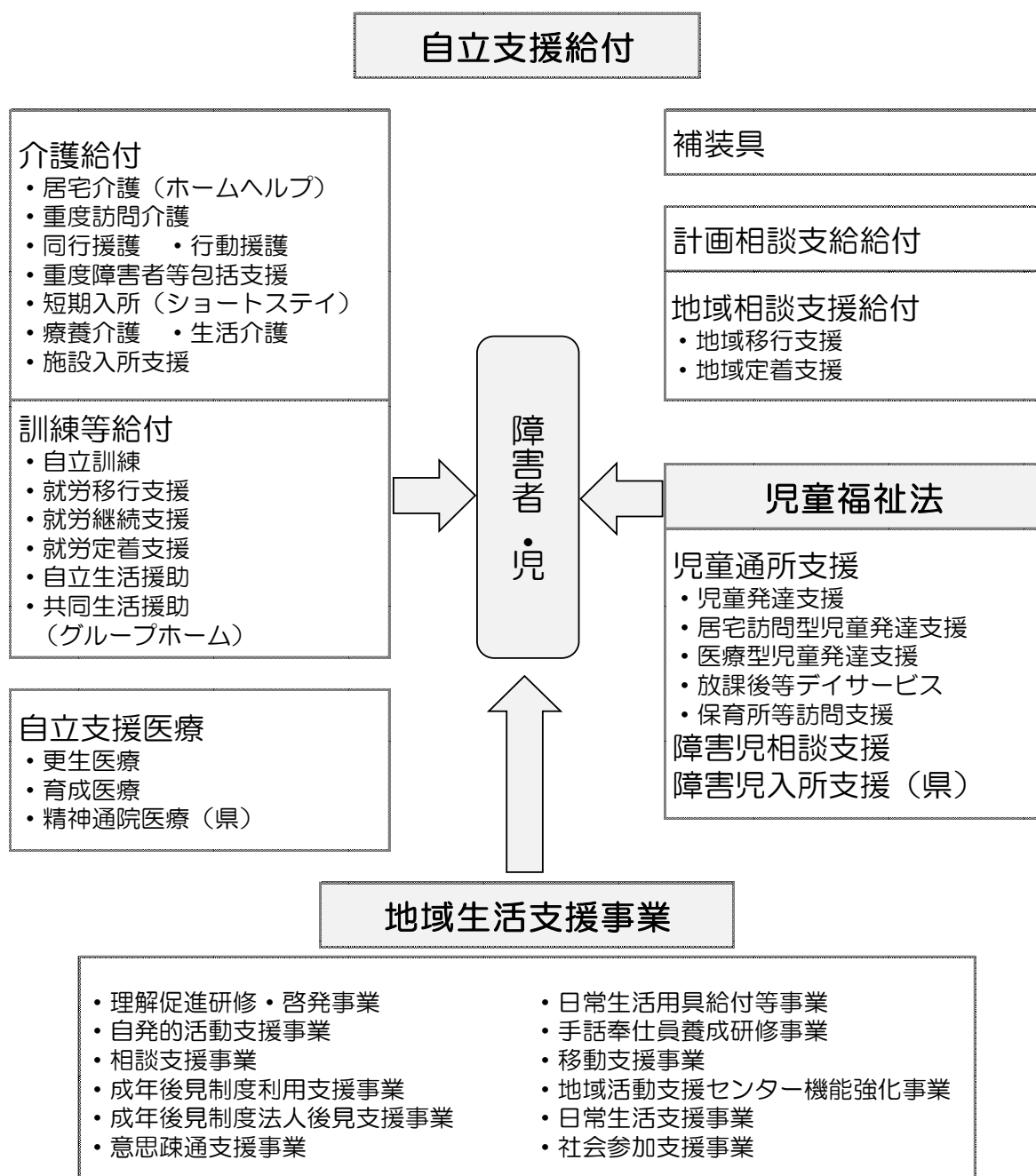
将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するためには、それを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知活動等、関係者と協力して取り組んでいきます。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組

障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に進めます。

(2) 障害福祉サービスの概要

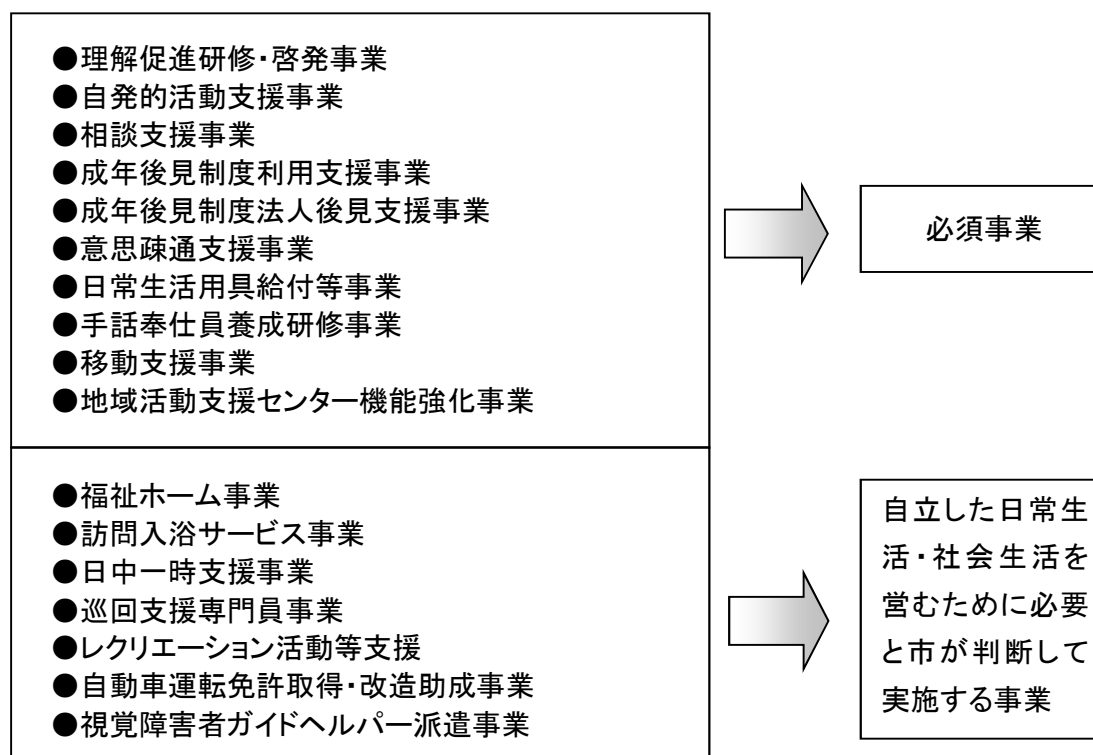
障害者総合支援法による障害福祉サービスは、個々の障害者に対して支援が必要な度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定される「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



2 地域支援サービス（地域生活支援事業）の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障害者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない事業（必須事業）と、地域の実情に応じて市町村の判断で実施する事業（任意事業）があり、今後も地域ニーズを踏まえたサービス提供体制の充実に努めます。



3 相談支援体制の充実・強化

現状及び課題について

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠となっています。

制度の周知により、相談支援機関を利用する方は増えてきましたが、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助するなどの取組が求められています。また、相談支援機関や医療機関、障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、総合的・専門的な相談支援体制の充実に努める必要があります。

施策の方向について

(1) 相談事業の充実・強化

障害者やその家族が安心して地域で暮らしていくことのできる体制を整えるため、情報提供、相談活動等の推進を図ります。

情報提供と相談体制の充実・強化にあたっては、相談支援機関、障害福祉サービス事業所、保健センター、地域包括支援センター等と連携を深め、障害の特性や当事者の状況に応じた相談支援を行えるよう、身近な相談支援体制の構築に向けた取組を進めるとともに、市役所内の関連部署の連携にも努めます。

(2) 地域自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）

地域自立支援協議会は、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者によって構成され、障害福祉事業者（団体）の連携と支援体制等を協議する地域障害福祉の中核的な役割を果たす機関です。

また、地域自立支援協議会において平成28年7月に設置した「相談支援事業者連絡会」は、事業者間で情報を共有し、困難事例の対応方法を検討することで、問題の解決と相談専門員自身のスキルアップを図っています。

今後も同会議を定期的開催しながら、障害者の自立に向けた相談体制の整備と充実に努めます。

4 障害福祉サービス事業所の人材確保・育成

現状及び課題について

各産業における人材不足が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供していくためには、それを担う人材を確保していく必要があります。今後は、障害福祉関係事業等と共通の問題意識を持ち、協力して人材確保と育成について様々な取組を行っていく必要があります。

施策の方向について

人材確保のために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報の実施など、関係者と協力して取り組んでいきます。

基本施策２ 保健・医療の充実

１ 健康の保持増進と生活の質の向上

現状及び課題について

健康の保持増進や生活の質の向上には、早い時期での障害の発見、早期に療育を受けることのできる体制整備、生活習慣病による障害の発生予防の充実を図ることが大切です。今後、保健センター等関係機関と連携しながら妊娠期からの健康診査や健康相談など各種保健事業を推進するとともに、生活習慣病予防のための対策や健康診査、介護予防事業にも取り組みます。

施策の方向について

(１) 健康づくりの推進

「活動的な８５歳」を目標に、栄養、運動など各種健康づくりを総合的に推進し、健康の保持増進を図るとともに、各種健康相談や健康教室の活動の充実に努めます。

(２) 生活習慣病の発症と重症化の予防

生活習慣病の発症や重症化による障害の発生予防と軽減を図るため、健康診査の受診率向上と、健康教育や健康相談による周知と普及促進に努めます。

(３) 母子保健事業の充実

妊娠期からの健康診査や健康管理対策を推進するとともに、育児相談や乳幼児の成長段階における健康診査事業の充実など、育児支援と適切な療育指導に努めます。

(４) 保健・医療・福祉の連携強化

障害を軽減し、障害者の自立を促進するため、適切な医療と二次障害を予防するリハビリテーションを受けることができるよう、保健・医療・福祉の連携による整備体制づくりを推進します。

2 精神保健福祉施策の充実

現状及び課題について

近年の社会・経済情勢により、うつ病や統合失調症など精神疾患の患者は、年々増えていきます。本市でも、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が年々増加し、精神障害者を支える地域社会の形成が重要です。精神障害への偏見や差別の解消には、住民への精神障害及び精神障害者への理解を深めることが大切であり、行政窓口、保健所・保健センター、医療機関等が連携しながら、精神保健福祉施策の充実を図っていくことが必要です。

また、入院中の精神障害者の退院と地域移行を推進するため、退院後に安心して暮らしていくことのできる環境整備に取り組めます。

施策の方向について

(1) 心の健康づくり対策の充実や障害に対する知識の普及・啓発

妊娠出産から思春期、高齢期までライフステージに添った心の健康づくり対策や、ひきこもり、自殺関連、依存症支援の充実を図るとともに、精神保健ボランティアや社会福祉協議会等関係機関・団体と協力して学習会や講演会を開催する等、精神障害や精神保健福祉に関する正しい知識の普及に努めます。

(2) 相談窓口の充実

ライフステージに添ったところの健康に関することや、ひきこもり、自殺関連、依存症等に対する相談等、身近な地域で相談ができる相談窓口の体制の充実に努めます。また、精神障害者とその家族のニーズに対応した多様な相談体制の充実に努めます。

(3) 生活支援対策の充実

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく生活することができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(4) 地域移行・地域定着支援の充実

精神障害者が地域の中で生活できるよう、訪問系サービスの充実、ショートステイやグループホーム等の各居宅生活支援を推進するとともに、入居保証人の確保など、地域生活移行の障壁となる問題解決に取り組みます。

また、退院可能精神障害者の退院を目指して、県・近隣市町及び医療機関、相談支援事業所や地域援助事業所等と連携を図り必要なサービスの整備に努めます。

(5) 家族への支援

精神障害者を抱え、悩みや不安を持ちながら生活している家族が出会い、交流を深め、情報を共有できるよう支援するとともに、家族会を紹介し、加入の促進に努めます。

3 医療サービスの充実

現状及び課題について

高齢化に伴い、医療機関を受診する方が多くなり、年々、国や地方自治体の予算に占める医療費の割合が高くなっています。障害者の健康の保持、障害の軽減、心身機能の維持・回復を促進するためには、身近な地域で受けることのできる医療サービスの充実を図っていくことが大切です。また、障害者が医療機関に通院している割合が多いことから、医療機関との連携をより一層強化します。

施策の方向について

(1) 障害分野に精通した医療の充実

医療機関と連携して、障害分野に精通し、障害者に配慮した診療内容・体制の充実を図ります。

(2) 医療費の助成

心身の障害の除去・軽減に向けた適切な医療を確保するため、自立支援医療制度等により、適切な助成を行います。

(3) 医療・在宅におけるリハビリテーションの充実

保健、医療、福祉の連携のもとに、身近な医療機関で医学的リハビリテーションを受けることのできる体制を整えていきます。また、在宅におけるリハビリテーションの充実に努め、寝たきり等の防止を図っていきます。



基本施策3 特別支援教育の充実

1 障害児支援の充実

現状及び課題について

障害児や発達に様々な課題を持つ子どもには、それぞれの特性に応じた適切な対応が必要であり、乳幼児期における障害の早期発見を図るとともに、早期療育段階から保護者に寄り添い、保護者が子どもへの理解を深め、子育てをしていく力を高めていけるような支援を行うことが大切です。

また、子どもたちが成長する過程で一人ひとりの子どもにあった支援を継続していくには、福祉、保健、医療、教育等の関係機関が密接に連携しながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援と一貫した療育・教育体制を整えることが重要です。

施策の方向について

(1) 相談体制の充実

子どもの発達に関する保護者の悩みや不安を解消し、障害児一人ひとりに最も適切な保育・教育の場が提供できるよう、発達支援センター築立ち、放課後等デイサービス、教育支援室、保育所、幼稚園、小・中学校、相談支援事業所など関係機関の連携を密にして、相談体制の充実を図ります。

発達障害や重症心身障害など、それぞれの障害特性を正しく理解し、保育・教育それぞれの場で適切な支援ができるよう、巡回相談や研修等による保育士及び教職員等の資質の向上に努めます。

(2) ライフステージに応じた支援の充実

福祉・保健・医療・教育・労働・雇用等の関係機関と保育士及び教職員等の担当者間において、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を必要に応じて共有・活用することが重要です。

市が作成している「子育てリレーファイル（みかんファイル）」及び、「教育支援計画」を有効活用し、発達支援と療育・教育を開始してから学校を卒業し、社会人になるまで、切れ目のない一貫した支援体制の整備に努めます。

2 障害児保育・療育の充実

現状及び課題について

「障害のあるなしに関わらず、誰もが分け隔てなく日常生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づき、全ての人々が共に生活し、共に生きる社会を実現するためには、幼少時から活動を共有し、共に学び共に育つ中で、障害に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。

本市では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、支援が必要な子どもへのきめ細やかな対応として、保育所や幼稚園における障害児保育の充実に努めており、今後も、障害児と障害のない子どもが一緒に活動する統合保育に向けた取組を継続していきます。

また、障害児とその保護者からは、休日等に来る仲間や活動できる場所の提供を求める意見もあるため、今後は、保護者会や家族会等を通じてネットワークの構築と活動の場の確保に取り組む必要があります。

施策の方向について

(1) 保育所・幼稚園の受け入れ体制及び療育の推進

身近な地域における療育の場を確保するため、障害児保育の充実に努めます。
子ども・子育て支援事業計画に沿って、関係施設の整備と適正な保育士の配置を実施し、障害のある子どもが安全に通所できる環境を整えることで、集団生活における適正な保育によって、子どもたちの健やかな発達につなげます。

(2) 交流保育の充実

障害のある子どもとない子どもとの交流を促進し、子ども同士、保護者同士の相互理解を図ります。

(3) 児童発達支援の充実

子どもの発達に心配のある保護者に対しては、発達支援センター築立ち等について説明するとともに、発達支援センター築立ちと保育所・幼稚園の双方で情報を共有しながら、より効果的な療育が実施できるよう努めます。

(4) 巡回保育相談の充実

障害児が通う市内の保育所・幼稚園に巡回支援専門員（保育士）を派遣して、保育士のスキルアップと保護者への相談体制強化に努めます。

(5) 放課後や長期休業中の支援の充実

障害児の居場所をつくり、集団生活を通した子どもたちの健全な育成を図るため、放課後等デイサービスのサービス充実に努めます。

夏休みなど学校の長期休業中や休日には、教育支援室によるミュージック・ケアやソーシャルスキルトレーニングなど各種療育事業やイベントを開催し、活動の場の提供と保護者間のネットワークの構築につなげます。

3 学校教育の充実

現状及び課題について

特別支援教育は、子どもたち一人ひとりを理解し、きめ細やかな支援・指導を行うものです。本市では、特別支援教育コーディネーターを中心に、幼稚園・小・中学校で特別支援教育の推進と充実に取り組んでいます。また、発達障害等を含む支援が必要な子どもに対しては、学校生活支援員を配置するとともに、通級指導教室の設置や発達障がい支援アドバイザーの学校派遣等も進め、子どもたちの健やかな成長につながるよう学校での生活をサポートしています。これからも引き続き、障害児と保護者のニーズを的確に把握して、適切な就学と一貫した教育支援体制の充実に努めます。

また、近年では、子どもたち一人ひとりの多様性に配慮し、障害の有無に関わらず、誰もが望めば、地域の通常の学級で学べる「インクルーシブ教育」を推進する動きが起こっています。今後は、教育委員会と連携しながら、障害児と保護者に対する相談支援体制を一層充実させるとともに、幼稚園・小・中学校で障害理解教育を積極的に推進し、子どもたちが成長した後の共生社会の実現につながるような教育環境を整備する必要があります。

施策の方向について

(1) 就学指導・相談の充実

障害児の保護者が抱える悩みや不安を解消・軽減するため、福祉・保健・医療・教育等関係機関が連携して、療育・教育相談を実施します。就学前児童に関しては、発達支援センター・児童発達支援センター、保育所、幼稚園等が保護者や本人の意向を確認しながら、必要な情報を学校に提供し、学校生活への円滑な移行につなげます。

(2) 特別支援教育の推進

障害児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導と支援が行えるよう、放課後等デイサービスなど関係機関と連携しながら幼稚園・小・中学校それぞれの成長過程に適した特別支援教育を推進します。

また、市内各校における支援体制の機能強化と特別支援教育コーディネーターの実践力向上を図るとともに、様々な障害に対する多様性と専門性を兼ね備えた人材の育成と特別支援教育の充実に努めます。

(3) 障害理解教育の充実

障害の有無に関わらず、お互いを尊重し合い、共に生活することのできる共生社会の実現に向けて、子どもたち自身が考えて行動できるように、障害理解教育を推進します。

また、障害児と障害のない子どもとの交流活動を促進し、ふれあいを深めることで、お互いを思いやる心を育む教育環境を整備します。

(4) 教職員の資質の向上

幼児及び児童生徒それぞれの成長段階と障害の程度に応じた多様な教育ニーズに対応するために、指導力の向上につながる研修会や講演会等に積極的に参加するとともに、担当者会議の開催や校内研修の充実に努めます。

(5) 学校施設・設備の改善・充実

障害児が安全な環境で教育を受けることができるよう、校内の段差解消やトイレの改修等の施設整備と併せて、校内での移動が困難な子どもに対しては、状況に応じた移動支援を行うなど合理的配慮に努めます。

4 生涯学習等の推進

現状及び課題について

長い人生において、教育課程を修了した後も自らの意思で学習して成長し、生きがいを感じながら自分らしく生きていくことは、人間として当然の権利です。また、障害者が地域の中で自立した生活を送るためには、障害者一人ひとりがそれぞれの特性に応じた可能性を引き出し、社会生活の基礎を養うことが重要になります。

しかしながら、社会活動や生涯学習の機会に参加する障害者の人数は依然として少ないのが現状です。そのため、今後は、障害者が積極的に社会活動に参加できる環境づくりと障害者に配慮した生涯学習の機会を提供できる体制整備が重要になります。

施策の方向について

(1) 生涯学習の充実

障害者のニーズに応じた生涯学習活動を推進するとともに、障害のある人となない人との交流を促進し、地域生活への移行と定着につなげます。

また、障害者が参加しやすいような講演会等の企画や交流・ふれあいの場の確保・提供に努めます。

(2) 生涯学習施設の整備

障害者が生涯学習に気軽に参加できるように、関連施設における段差解消、スロープ設置、身体障害者用トイレの整備などバリアフリー化を進めます。



基本施策4 就労支援の促進

1 就労・雇用の促進

現状及び課題について

障害者が就労して収入を得ることは、本人の社会参加と経済的自立のみならず、生活の質の向上と生きがいづくりにつながります。しかしながら、福祉施設から一般就労への移行は難しい面が多く、障害者の就労率は依然として低い現状にあります。

今後は、障害者の就労移行と就労継続を支援する事業所及び関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実と地域の特性に応じた就労支援体制の整備に取り組みます。

施策の方向について

(1) 就労支援の促進とネットワークの強化

県やハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用率制度の周知・啓発に努めます。また、法定雇用率の達成に向けて障害者雇用の推進を企業に働きかけるとともに、障がい者就業・生活支援センターを中心として、就労支援に関する情報交換や施策の検討を行っていくネットワークの強化に努めます。

(2) 障害特性に応じた就労支援

障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間雇用、在宅就業等に対応した障害者の雇用機会の拡大を図るとともに、情報通信技術（ICT）を活用した働き方について、必要な支援、環境づくりに取り組みます。

2 福祉的就労の充実

現状及び課題について

障害者が地域社会で自立した生活を営むためには、日中の就労の場を確保するなど、職業を通じて社会参加を果たすことができる環境づくりが重要です。しかしながら、障害者の雇用が義務付けられる一定規模以上の事業所が地域に少ないため、福祉的就労施設（就労継続支援B型事業所など）を利用する方が多い状況にあります。

今後は、多様な障害種別に応じた福祉的就労施設等の整備、工賃向上につながるような製品の開発、販売促進及び受注促進の支援に取り組みます。

施策の方向について

(1) 福祉的就労施設等の充実

障害者一人ひとりが障害の状態に応じた就労の場を確保・充実できる環境を整備するため、施設や作業所等の関係事業者との連携をさらに強化し、継続的な運営に必要な支援を行います。

(2) 自主製品の開発、販路の拡大

福祉的就労への支援を図るため、就労継続支援B型や小規模作業所等の自主製品の開発、販売促進及び受注促進を支援するとともに、市で調達する物品等について福祉的就労施設等の指名・選定の機会を増やすよう取り組みます。

また、市内の企業や団体に対しても積極的な利用を呼びかけます。

(3) 新たな雇用の創出

一人でも多くの障害者が身近な地域で就労できる環境を整備するため、福祉的就労施設への参入を検討する団体があれば積極的にサポートします。

また、事業所及び関係機関と連携しながら、新たな生産活動事業の開始や障害者が就労可能な雇用の場の創出について取り組みます。



基本施策5 防災・防犯対策と生活環境の整備

1 防災・防犯対策

現状及び課題について

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風（台風第19号）や令和2年7月豪雨（熊本豪雨）など、近年、日本各地で想定を上回る自然災害が頻発しています。加えて、南海トラフを発生源とする大地震（南海トラフ地震）が、今後、高い確率で発生することが予想されており、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）や、支援を要する方（避難行動要支援者）の安全を確保することが重要な課題となっています。

本市では、これまでに、障害者や高齢者の安全確保を図るため、防災・防犯に関する意識啓発、避難行動要支援者名簿の作成、緊急通報システムの設置など、地域ぐるみの総合的な防災・防犯対策に努めてきました。

今後は、障害者に配慮した防災・防犯体制の一層の充実を図るため、引き続き住民意識の啓発に努めるとともに、避難行動要支援者避難支援制度の周知、緊急通報システム装置の普及、災害発生時の避難誘導體制及び避難所等の整備に取り組みます。

施策の方向について

（1）防災意識の啓発と防災訓練への参加促進

地域防災計画に基づいて、防災意識の普及啓発を進めるとともに、防災訓練等への障害者や家族の参加を促進し、基礎的な防災意識や防災技術を習得できるように指導し、誰もが参加できる防災訓練や自主防災体制の確立に努めます。

（2）避難誘導體制の確立

災害発生時における障害者の安全を確保するため、自主防災組織など事前に協定を締結した避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿等の情報を提供し、要支援者の把握と掘り下げを行います。

また、避難支援等関係者と連携しながら、障害者本人や家族に聞き取り調査を行い、避難行動に必要な支援内容等の計画（個別プラン）の作成に取り組み、避難誘導體制の確立に努めます。

(3) 避難行動要支援者避難支援制度の周知

障害者自身が災害時の避難行動時の理解を深めるため、避難行動要支援者避難支援制度の周知を図り、民生委員や自主防災組織等の関係機関と連携して日頃の見守り、災害時の避難支援、迅速な安否情報等が行われるよう努めます。

(4) 避難所等の整備

災害発生時における避難場所と避難所（避難施設）の周知に努めるとともに、各避難所において、障害者に配慮した受入体制と環境整備に取り組みます。

また、福祉避難所（市保健センター等）に関しては、医療・保健機関や障害者関係事業者等の意見を参考にして、避難所開設後の運営方法等を検討します。

(5) 緊急時の情報提供体制の整備

災害の予知及び災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障害者が安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、ファックスやEメール・携帯電話等の情報通信機器の活用を検討する等、確実な情報伝達や意思疎通を図るための通報体制の強化に努めます。

(6) 防犯意識の普及促進

障害者が犯罪に巻き込まれない環境づくりを促進します。近年多発する振り込め詐欺等に対しては、警察と協力して、被害を未然に防ぐ情報提供と意識啓発に努めます。また、消費生活センターと連携しながら、障害者に対する悪徳商法等の被害防止と意識啓発に取り組みます。

2 生活環境の整備

現状及び課題について

住宅は生活の基盤であり、障害者が快適な日常生活を営むには、それぞれの障害にあった住宅の整備が必要です。また、障害者は、地域での生活を望んでおり、地域における適切な居住環境の確保及び他者との円滑なコミュニケーションを図るための支援が求められています。

今後は、障害者の地域での自立生活と家族の介護負担軽減を図るため、コミュニケーション支援の充実を図るとともに、障害の特性やニーズに応じた住まいづくりを推進します。

施策の方向について

(1) 地域における生活場所の確保に向けた支援

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、入所施設から地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の整備、民間賃貸住宅や空き家の活用等、地域における居住場所の確保に努めます。

また、相談支援事業所と連携しながら、地域移行・地域定着支援事業の活用、入居に必要な保証人の確保など多面的に入居を支援します。

(2) コミュニケーション支援の充実

意思疎通や情報の取得が困難な障害者に対して、障害の特性に対応した情報の発信や障害者自身が必要な情報を取得するための支援を充実します。

手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成し、派遣事業の推進を図るとともに、講演会やイベントなど様々な場で手話通訳者を設置するよう取り組みます。

また、ボランティア等との連携を図り、点字・朗読・手話・要約筆記等のボランティアの育成を推進します。

3 交通・移動施策の推進

現状及び課題について

本市ではこれまで、歩行が困難な方や車いす利用者の外出を支援するサービスを実施してきました。また、ハード面については、市庁舎や病院、体育施設等の公共施設に身障者用のトイレを設置し、歩道には視覚障害者誘導用ブロックの敷設等を整備していますが、外出環境の整備は、まだ十分とはいえません。

障害者が積極的に社会参加していくためには、一人ひとりの障害の状態等に応じて気軽に外出できる環境づくりを推進していくことが重要です。公共施設等の建物における物理的障壁（バリア）や道路の段差の解消など、障害者にとっての社会的阻害要因を取り除き、誰もが安心して利用できるよう環境整備に取り組みます。

施策の方向について

(1) 広報活動の推進

公共施設を設置・改修する際には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）に基づき、障害者の利用に配慮した整備を進めます。

また、民間事業者が設置する施設においても、県や関係機関と連携を図りながら、障害者にやさしいまちづくりを積極的に広報します。

(2) 障害者にやさしい空間の確保と交通安全施設の整備

道路等を整備する際には、「道路移動等円滑化基準」に適合するよう、歩道の幅員確保、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など障害者等にやさしい空間の確保に努め、障害特性に対応した見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの交通安全施設の整備を図ります。

(3) 外出支援の充実

障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるためにも、障害者の外出支援を充実させ、障害者と地域住民との交流・ふれあいの場を増やします。具体的には、運転免許取得や障害に対応した自動車への改造助成、身体障害者補助犬の給付、ガイドヘルパーの養成・派遣など、移動対策の充実を図ります。また、地域生活支援事業における移動支援事業の充実を図るため、実施事業者等と連携した効果的なサービスを提供します。

基本施策6 地域社会への参加促進

1 地域づくり活動への参加

現状及び課題について

障害のある人もない人も住みなれた地域で充実した生活を送るためには、全ての市民が障害や障害者に対する差別や偏見を取り除き、正しい知識と理解を深めていくことが重要です。

これまでの啓発活動によって、市民の障害者に対する意識は徐々に高まっていますが、今後も市民に対する意識啓発活動を積極的に推進し、全ての地域住民がお互いに理解し合える住みよいまちづくりを進める必要があります。

施策の方向について

障害や障害者に関する認識と理解を深めるため、市広報誌やインターネット等を活用して、障害者団体等の活動や各種イベントを積極的に紹介するほか、障害者や家族に分かり易いパンフレット等の発行や障害福祉関連の情報を入手しやすい環境整備に取り組みます。

県及び関係機関と連携しながら、障害者週間、発達障害啓発週間、精神保健福祉普及運動期間及び障害者雇用支援月間等の諸行事と障害に関する啓発事業を推進します。

2 スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の参加

現状及び課題について

スポーツは、障害者にとって体力の維持・増強のみならず、機能訓練や機能回復の面でも非常に効果的であり、障害者の自立や社会参加を促進し、障害者の健康的な生活を営むには、重要な役割を担っています。また、芸術文化を創造し、享受することは、障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであり、地域において、障害者の芸術文化活動を通じた交流等を促進することは、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築するため、重要なことです。

しかしながら、障害のある人が余暇活動としてスポーツやレクリエーション、芸術文化活動を気軽に楽しめる環境が十分に整備できていないといえます。今後は、障害者が気軽にスポーツや芸術文化活動を体験したり、イベントに参加できる環境づくりを推進していく必要があります。また、視覚障害者等の読書環境の整備をすすめる必要があります。

施策の方向について

(1) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興

各障害者団体など関係機関と連携を図り、障害者に配慮したスポーツ・レクリエーション・芸術文化活動を推進するとともに、障害に対する理解を深めるため、障害のない人に対しても積極的に周知し、参加機会の創出に努めます。また、県及び関係機関と連携しながら、視覚障害者等の読書環境の整備をすすめる必要があります。

(2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の人材育成

スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動に携わる人材を育成するため、県や関係機関と連携して研修会や講習会を開催し、参加活動の場の拡充に努めます。

3 交流・ふれあい活動の推進

現状及び課題について

障害者の多くは、地域での当たり前の生活を望んでおり、休日等に活動できる仲間や交流・ふれあい活動の場を求める声が多くあります。障害者やその家族の声を聴く機会を定期的に設け、その時々ニーズを把握することで、今後の障害福祉施策の推進につなげる取組が必要です。

また、交流・ふれあい活動を継続するには、障害者関係団体との連絡調整やイベント等の運営を支えるボランティアや NPO 団体等の役割が重要になります。そのため、ボランティア活動や NPO 団体への支援を通して、人材の育成・確保に努めるとともに、交流・ふれあい活動の普及と参加機会の拡充を進める必要があります。

施策の方向について

障害者の自主的な社会参加と地域生活への移行を目指して、交流・ふれあい活動を推進するため、NPO・ボランティア活動を積極的に支援するとともに、活動に携わる人材の育成・確保に努めていきます。

市職員をはじめ、地域住民と障害福祉関係者との交流や各障害者関係団体が意見交換できる場を確保していきます。

基本施策7 差別解消と権利擁護

1 障害を理由とする差別の解消

現状及び課題について

障害を理由とする差別があることの現状を踏まえ、平成28年4月施行の「障害者差別解消法」等に基づき、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、差別解消の推進に取り組みます。

施策の方向について

「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。

国、県及び関係団体等と連携しながら、企業・団体をはじめ市民に障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動や、「福祉のつどい」をはじめ障害者に対する理解を深める取り組みを推進します。

2 権利擁護の推進

現状及び課題について

平成24年10月施行の「障害者虐待防止法」を踏まえ、「八幡浜市障害者虐待防止センター」を中心に障害福祉サービス事業者や各種関係機関とのネットワークを活用して、虐待の未然の防止、虐待発生時の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組む必要があります。

判断能力が十分でない人が自己の権利・利益を守り、人間らしい生活を営むには、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援が必要です。また、障害者の家族にとって、親亡き後の障害者の財産と生活を守ることは大変重要な問題であり、家族の不安や悩みを解消・軽減するためにも、八幡浜市社会福祉協議会に運営を委託する「八幡浜市権利擁護センター」と連携しながら、成年後見制度等の周知と利用促進を図る必要があります。

施策の方向について

(1) 障害者（児）虐待の防止

虐待案件を未然に防止する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めるなど、「八幡浜市障害者虐待防止センター」との連携の重要性について周知等に努めます。また、相談窓口や障害者差別への適切な対応等の支援の充実にも努めます。

(2) 成年後見制度等の周知・普及と利用促進

障害者の人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な人の財産と権利を保護するため、八幡浜市権利擁護センターにおいて、成年後見制度をはじめ障害者の権利擁護に関する各種事業を適正に実施し、利用者を支援することで、障害者と家族の不安や悩みの解消・軽減につなげます。

事業を委託する八幡浜市社会福祉協議会と連携しながら、制度の周知と市民後見人の養成など、地域全体で障害者を支える環境づくりに努めます。

3 行政機関等における配慮と障害者理解の促進

現状及び課題について

障害者がそれぞれの障害特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等に対する障害者の理解及び障害者の権利擁護に関する理解の促進が必要です。

障害者がその権利を円滑に行使することができるように、選挙における投票行為や行政サービスを利用する際の障害者に対する配慮に努める必要があります。

施策の方向について

事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が求める「社会的障壁の除去」の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

障害者への配慮マニュアルを関係部署の職員に周知し、障害者に関する理解を促進することにより、窓口等における障害者への対応の充実を図ります。また、アクセシビリティに配慮した行政情報の提供に努めます。

第4章 障害者福祉計画・障害児福祉計画

第1項 計画推進の方向性

第5期八幡浜市障害者基本計画の基本理念に基づき、計画推進の方向性を次のとおり定めます。

【障害者福祉計画】

1 障害福祉サービス等の充実

障害者等の自己決定を尊重し、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図り障害者等が必要とする障害福祉サービスを提供するとともに、その自立と社会参加の実現を図ります。

2 福祉施設から地域生活及び一般就労への移行促進

障害者等の自立支援の観点から、地域における居住の場としてのグループホーム等での共同生活を支援するとともに、就労移行支援事業及び就労継続支援事業等の充実と就労機会の拡大に取り組み、福祉施設から地域生活・一般就労への移行及びその定着を進めます。

3 地域共生社会の実現に向けた取組

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組みます。

4 相談支援体制の充実・強化及び障害福祉人材の確保

利用者のニーズに対して、迅速かつ適正に対応できるように、相談支援事業所との連携を強化するとともに、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくための人材確保について研修の実施など関係機関と協力して取り組みます。

【障害児福祉計画】

1 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援、障害児相談支援等、障害種別にかかわらず、質の高い発達支援の充実を図ります。

また、医療的ケア児等、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

2 発達障害者（児）に対する支援

発達障害者（児）の早期発見・早期支援には、発達障害者（児）及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの特性を理解し適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の発達障害者（児）及びその家族等に対する支援体制の確保に取り組めます。

3 障害児支援の提供体制の確保

障害児通所支援等について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、また、重層的な障害児通所支援の体制整備についても取り組めます。

障害児のライフステージに沿って、地域の障害福祉、保育・教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第2項 計画策定のポイント

第6期障害者福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、次の点に考慮して計画を策定します。

【国の基本指針の見直し内容】

1 地域における生活の維持及び継続の推進

入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助により地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、地域生活支援の拠点等の整備については、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、機能をさらに強化する。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるため、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進する。

3 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を更に進めるとともに、就労定着支援の更なるサービスの利用を促す。

4 「地域共生社会」の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

5 発達障害者等支援の一層の充実

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要。

6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援の体制の構築を図ることが重要。

7 障害者の社会参加を支える取組

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進の支援を行うため、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置等を推進する。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

8 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の多様化とともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供が行えるように、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

9 障害福祉人材の確保

人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要。

10 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要。

第3項 障害福祉サービス等の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（国の基本方針）

令和5年度末までに、①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、②令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

令和元年度末時点で施設に入所している障害者の人数は73人となっています。

令和5年度末までに地域生活に移行する人数として5人（6.8%）を目標値に設定するとともに、令和5年度末の施設入所者は、2人（2.7%）削減した71人を目指します。

項 目	数 値	考え方
令和元年度末時点の入所者数	73 人	令和元年度末時点で施設に入所している障害者数
【目標値①】 目標年度の地域生活移行者数	5 人 6.8 %	令和5年度末までに、施設入所からグループホームや一般住宅等へ移行した障害者数の目標（6%以上）
【目標値②】 目標年度の施設入所者数の削減数	2 人 2.7 %	令和5年度末時点での施設入所者数の削減目標（1.6%以上）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（国の基本方針）

都道府県は、①令和5年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。②令和5年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定する。③令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を86%以上、1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における早期退院率については、愛媛県の設定する目標値とし、愛媛県と連携して、退院可能な精神障害者に対して地域生活への移行や定着を支援する取り組みを充実させます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

（国の基本方針）

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

障害者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害者の地域生活を支援する5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を備えた、切れ目のない支援体制を構築するため、令和5年度末までに地域生活支援拠点の整備を目指します。なお、市単独での整備が困難な場合には、近隣の市町を含む広域での整備を検討します。また、整備後も地域のニーズ・課題に答えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行います。

項 目	数 値	考え方
【目標値】 目標年度の地域生活支援拠点数	1 箇所	令和5年度末の地域生活支援拠点数
【目標値】 1年間に行う検証及び検討の実施回数	1 回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に に向けた検証及び検討の実施回数

4 福祉施設から一般就労への移行等

（国の基本方針）

令和5年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを基本とする。

本市における令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者数は2人となっています。令和5年度に福祉施設から一般就労に移行する人数として5人を目指します。

項 目	数 値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	2 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	5 人 2.5（倍）	令和元年度実績の2.5倍（1.27倍以上）

（国の基本方針）

令和５年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の１．３倍以上にすることを基本とする。

本市における令和元年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数は０人となっています。令和５年度に就労移行支援事業から一般就労に移行する人数として１人を目指します。

項 目	数 値	考え方
令和元年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	0 人	令和元年度末における就労移行支援事業から一般就労への移行者数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1 人 - （倍）	就労移行支援事業から一般就労への移行者数を１人見込む（１．３倍以上）

（国の基本方針）

令和５年度中に就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の１．２６倍以上にすることを基本とする。

本市における令和元年度の就労継続支援Ａ型事業から一般就労への移行者数は１人となっています。令和５年度に就労継続支援Ａ型事業から一般就労に移行する人数として２人を目指します。

項 目	数 値	考え方
令和元年度末の就労継続支援Ａ型事業から一般就労への移行者数	1 人	令和元年度末における就労継続支援Ａ型事業から一般就労への移行者数
【目標値】 目標年度の就労継続支援Ａ型事業から一般就労への移行者数	2 人 2 （倍）	令和元年度実績の２倍（１．２６倍以上）

（国の基本方針）

令和５年度中に就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の１．２３倍以上にすることを基本とする。

本市における令和元年度の就労継続支援Ｂ型事業から一般就労への移行者数は１人となっています。令和５年度に就労継続支援Ｂ型事業から一般就労に移行する人数として、２人を目指します。

項 目	数 値	考え方
令和元年度末の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1 人	令和元年度末における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数
【目標値】 目標年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	2 人 2 (倍)	令和元年度実績の2倍(1.23倍以上)

(国の基本方針)

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

本市の令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の見込みは5人であり、うち4人が就労定着支援事業を利用することを目指します。

項 目	数 値	考え方
令和5年度の一般就労移行見込者数	5 人	令和5年度における一般就労する者の見込者数
【目標値】 上記利用者のうち、就労定着支援事業を利用する者	4 人 80 %	上記のうち、就労定着支援事業を利用する者の見込み者数(7割以上)

(国の基本方針)

就労定着率8割以上である就労定着支援事業所を令和5年度末までに全体の7割以上とすることを基本とする。

本市では就労定着支援事業の利用者はなく、また近隣にも実施事業者が無い状況ですが、令和5年度までに就労定着率が8割以上の事業所1箇所を目指します。

項 目	数 値	考え方
令和元年度の就労定着支援事業所数	0 箇所	令和元年度における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率が8割以上の事業所の数	1 箇所 - %	令和5年度の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の見込数(7割以上)

5 障害児支援の提供体制の整備等

（国の基本方針）

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。

児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障害のある子どもや家族への支援、保育所・幼稚園などの障害のある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。当市は、現在設置している発達支援センター築立ちにおける障害児の発達支援と相談体制の一層の充実に取り組みます。

項 目	数 値	考え方
【目標値】 児童発達支援センター設置数	1 箇所	児童発達支援センター設置に向けた検討を行う

（国の基本方針）

令和5年度末までに、すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

児童発達支援センター等による保育所等訪問支援等により、保育所等で訪問支援を利用できるサービスの提供体制の調整を図ります。

項 目	数 値	考え方
【目標値】 保育所等訪問支援が利用可能な体制の構築	1 箇所	保育所等訪問支援体制の整備に向けた検討

（国の基本方針）

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、各都道府県において中核的機能を有する体制を確保することを基本とするもの。

(国の基本方針)

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1箇所以上確保することを基本とします。市単独での確保が困難な場合には、圏域での設置を含めて検討します。

項 目	数 値	考え方
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	重症心身障害児支援児童発達支援事業所の設置数
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	重症心身障害児支援放課後等デイサービス事業所の設置数

(国の基本方針)

令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、コーディネーターの配置を行うことを基本とする。

各都道府県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。

項 目	数 値	考え方
【目標値】 医療的ケア児を支援する関係機関の協議の場	1 箇所	平成30年度に設置済み
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの設置	3 人	

※医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの「医療的ケア」が日常の中で必要な子どものこと。

6 相談支援体制の充実・強化等

（国の基本方針）

令和5年度末までに、①総合的・専門的な相談支援の実施及び②地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

相談支援事業者連絡会を開催し、地域の相談支援機関との連携強化を図るとともに、さらなる相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターの効果的な設置方法と運営のあり方について検討します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（国の基本方針）

令和5年度末までに下記（１）～（３）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- （１）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- （２）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- （３）指導監査結果の関係市町村との共有

障害福祉サービス等が多様化する中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証を行うことが望まれています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに上記（１）～（３）に掲げる取組に関する事項を実施する体制の構築に努めます。

第4項 障害福祉サービス等の体系図

対象計画	給付の種類	サービス区分	サービスの種類
障害者福祉計画 及び 障害児福祉計画	自立支援給付	訪問系	居宅介護
			重度訪問介護
			行動援護
			同行援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系	生活介護
			自立訓練（機能訓練・生活訓練）
			就労移行支援
			就労定着支援
			就労継続支援（A型・B型）
			療養介護
			短期入所
		居住系	自立生活援助
			共同生活援助（グループホーム）
			施設入所支援
		相談支援	計画相談支援
			地域移行支援
			地域定着支援
	地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業
			自発的活動支援事業
			相談支援事業
			成年後見制度利用支援事業
			成年後見制度法人後見支援事業
			意思疎通支援事業
			日常生活用具給付等事業
			手話奉仕員養成研修事業
			移動支援事業
			地域活動支援センター機能強化事業
		任意事業	福祉ホーム事業
			訪問入浴サービス事業
			日中一時支援事業
			巡回支援専門員事業
			レクリエーション活動等支援事業
			自動車運転免許取得・改造助成事業
			視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業
			成年後見制度普及啓発事業
障害児福祉計画	児童福祉法に基づく給付		児童発達支援
			医療型児童発達支援
			放課後等デイサービス
			保育所等訪問支援
			居宅訪問型児童発達支援
			障害児入所支援（福祉型・医療型）
			障害児相談支援

第5項 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス（自立支援給付）の見込量

障害福祉サービスのうち、自立支援給付は、（１）訪問系サービス、（２）日中活動系サービス、（３）居住系サービス、（４）相談支援の４つに区分されます。

以下に記載する各サービスの利用量は、平成30年度と令和元年度は実績、令和2年度は実績見込み、令和3～5年度は過去の実績や現在の状況を基に算出した見込み数値を推計値として記載しています。

サービスの見込量は、定期的に調査・分析を行い、自立支援協議会の中で進捗状況を報告することで、必要に応じた計画の見直しや各施策の効果的な実施につなげます。

（１）訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者の居宅等において日常生活を営む上で必要な支援を提供します。

平成30～令和2年度においてはほぼ横ばいですが、施設から地域生活への移行を推進する計画に基づいて令和5年度までに5人の移行者の増加を見込んでいるため、令和3年度に54人、令和4年度に52人、令和5年度には50人の利用人数を見込んでいます。時間については実績値を参考に見込んでいます。

■訪問系サービス

人：月平均利用人数 時間分：全体の月平均利用時間

	サービス名	実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護	57人	53人	55人	54人	52人	50人
	重度訪問介護						
	行動援護						
	同行援護	704時間分	660時間分	702時間分	675時間分	650時間分	625時間分
	重度障害者等包括支援						

サービス見込量確保のための方策

- 利用者のニーズを的確に把握し、それぞれの障害の状況に応じた事業所とサービス内容等の情報を利用者に提供します。
- 障害支援区分判定審査会の意見や生活環境等を考慮しながら、障害者の自立した生活に向けたサービスの提供につなげます。
- 計画相談支援事業所と連携を図りながら、支給決定基準に則した適正なサービス利用の確保に努めます。
- 地域生活に移行した障害者が安定した生活を送れるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設における入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

令和3～5年度においては、実績値を踏まえ、100人の利用者を見込んでいます。日数については、障害者の高齢化等を踏まえて見込んでいます。

■生活介護

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	95	96	94	100	100	100
人日分	1,882	1,941	1,921	2,100	2,100	2,100

② 自立訓練（機能訓練）

身体障害者又は難病患者が自立した日常生活を送れるように、理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや生活に関する相談等の支援を行います。

平成30～令和2年度の実績はありませんでしたが、令和3～5年度においては、1人の利用者と8人日分の日数を見込んでいます。

■自立訓練（機能訓練）

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	0	0	0	1	1	1
人日分	0	0	0	8	8	8

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者が自立して日常生活を送れるように、食事や家事等の生活能力を向上させる訓練や生活に関する相談等の支援を行います。

令和3～5年度においては、3人の利用者と10人日分の日数を見込んでいます。

■自立訓練（生活訓練）

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	0	2	2	3	3	3
人日分	0	5	7	10	10	10

①～③におけるサービス見込量確保のための方策

- 利用者本人が自身の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業所情報を随時提供し、一人ひとりの障害特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- サービス利用希望者の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- サービス提供事業者に対して、障害特性を理解した従事者の確保・養成を促すことで、サービスの充実につなげます。

④ 就労移行支援

就労を希望する障害者に対して、一定期間にわたって、生産活動及び職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のつながる訓練や支援等を行います。

令和 3～5 年度においては、10 人の利用者と 180 人日分の日数を見込んでいます。

■就労移行支援

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	7	11	7	10	10	10
人日分	116	185	136	180	180	180

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労への移行に向けた支援を行います。

令和 3～5 年度においては、16 人の利用者と 280 人日分の日数を見込んでいます。

■就労継続支援（A 型）

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	19	16	15	16	16	16
人日分	311	286	250	280	280	280

⑥ 就労継続支援（B型）

就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。

近年増加傾向にある実績を踏まえ、令和 3～5 年度においては、毎年 5 人の利用者の増加を見込み、令和 3 年度に 120 人、令和 4 年度に 125 人、令和 5 年度に 130 人としています。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■就労継続支援(B 型)

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	106	104	115	120	125	130
人日分	1,689	1,834	2,034	2,160	2,250	2,340

⑦ 就労定着支援

一般就労へ移行した障害者が就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間にわたって、事業所や家族との連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

令和2年度までの実績はありませんが、令和 3～5 年度においては、1 人の利用者を見込んでいます。

■就労定着支援

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	0	0	0	1	1	1

④～⑦におけるサービス見込量確保のための方策

- 自立支援協議会を通じて、企業、学校、福祉施設、ハローワーク等の関係機関との連携を促進し、職場の開拓や個々の状況に応じた支援体制の整備に努めます
- 相談支援事業所や就労移行支援・就労継続支援事業所と連携を取りながら、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくりに取り組みます。
- 就労継続支援B型事業所のうち、いきいきプチファームについては、市の指定管理者が事業を運営しているため、定期的に運営状況を検証（モニタリング）し、安定かつ継続的な事業の実施を図ります。
- 就労継続支援事業所等における就労の場を確保するため、物品の購入に関する優先調達を推進するとともに、施設が実施する事業のPRに努めます。
- 就労定着支援については、平成30年度に新たに創設されたサービスであり、現在、市内に実施事業者がないため、実施事業者の確保に努めるとともに、障がい者就業・生活支援センター“ねっとWorkジョイ”やハローワーク等と連携を図りながら、障害者が安定した就労生活を継続できるよう定着に向けた生活支援を行います。

⑧ 療養介護

医療を要する障害者で、常時介護を要する者に対して、病院等で行われる機能訓練や医学的管理下の介護及び日常生活上の支援等を提供します。

令和3～5年度においては、実績値を踏まえ、14 人の利用者を見込んでいます。

■療養介護

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	14	14	13	14	14	14

⑨ 短期入所

居宅での介護が一時的に困難な場合に、障害者に施設へ短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院・診療所・介護老人保護施設において実施する医療型があります。

令和 3～5 年度においては、実績値を踏まえ、福祉型は 6 人、医療型は 1 人の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■短期入所

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

		実績値			推計値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉型	人	5	5	6	6	6	6
	人日分	49	50	49	50	50	50
医療型	人	1	1	0	1	1	1
	人日分	1	1	0	1	1	1

⑧～⑨におけるサービス見込量確保のための方策

- 利用者本人が自身の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業所情報を随時提供し、一人ひとりの障害特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- できるだけ身近な地域での受入体制が整備できるよう、共生型サービスの適用について、介護関係事業所との連携を図ります。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

対象は、障害者施設やグループホーム等の利用者が一人暮らしを希望する障害者であり、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うためのサービスです。利用期間は原則 1 年間で、必要が認められる場合には更新することができます。具体的には次の支援を行います。

- ①定期的な巡回訪問又は通報を受けての随時訪問
- ②相談対応等による状況把握
- ③必要な情報の提供、助言・相談
- ④関係機関との連絡調整

⑤その他、障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

令和2年度までの実績はありませんが、令和3～5年度においては、2人の利用者を見込んでいます。

■自立生活援助

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	0	0	0	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 平成30年度に新たに創設されたサービスであり、現在、市内に実施事業所がないため、サービス内容や事業所要件を正確に把握して実施事業所の確保に努めます。
- 地域生活移行にかかる成果目標の達成につながるように、計画相談支援を通して適切なサービスの提供を図ります。
- 支援が必要な人にサービスが行き届くよう、関係事業者と連携した情報提供に努めます。
- 近年、入居に必要な保証人の確保できない等の案件が発生しているため、他自治体の取組や先進事例等を調査しながら、対応及び解決方法を検討します。

② 共同生活援助（グループホーム）

就労継続支援など日中活動サービス等を利用している障害者を対象に、主に夜間や休日においてサービスを提供します。共同生活を行う住居での食事の援助、掃除、洗濯、買い物など日常生活関連動作の支援、緊急時の応急対応、健康管理、服薬管理、金銭管理の援助、地域生活のルール、コミュニケーション支援、余暇活動の支援などを行います。

平成30～令和2年度においては増加傾向であり、また、利用者の重度化・高齢化による影響も踏まえ、令和3～5年度においては、毎年2人ずつの利用者の増加を見込んでおり、令和3年度に32人、令和4年度に34人、令和5年度に36人分の利用としています。

■共同生活援助

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	21	26	30	32	34	36

③ 施設入所支援

施設に入所する障害者を対象に、主に夜間や休日においてサービスを提供し、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

施設入所者における地域生活への移行目標値や事業所の状況等を踏まえ、毎年1人ずつの利用者の減少を見込んでおり、令和3年度に71人、令和4年度に70人、令和5年度に69人分の利用としています。

■施設入所支援

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	74	73	72	71	70	69

②～③におけるサービス見込量確保のための方策

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障害者が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- グループホームは障害者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、近隣市町を含めて一層の設置促進に取り組みます。
- 施設入所支援については、状況に応じて介護保険制度など他制度への移行も検討します。
- 真に必要な障害者が利用できるよう、待機者と入所中の障害者の状況を随時確認します。
- 入所者の地域生活への移行意欲を高められるように、関係事業者と連携しながら情報提供に努めます。

(4) 相談支援

相談支援のうち、個別給付の対象となるのは、「計画相談支援」と「地域相談支援」です。「地域相談支援」は、対象者によって「地域移行支援」と「地域定着支援」に分けられます。

計画相談支援は、障害福祉サービスや地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する際に「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとに計画を検証（モニタリング）して見直しを行うものです。

「地域移行支援」は、障害者支援施設や精神科病院等に入所する18歳以上の障害者を対象として、地域生活に移行する際の「地域移行支援計画」を作成したり、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限定）の体験利用などの支援を行うものです。

「地域定着支援」は、居宅において単身で生活し、地域生活が不安定な障害者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急訪問や緊急対応等の相談支援を提供するものです。

「計画相談支援」及び「地域定着支援」については、近年の増加傾向を踏まえ、計画相談支援は令和3～5年度で毎年5人ずつの利用者の増加、地域定着支援は令和3～5年度で毎年1人ずつの利用者の増加を見込んでおり、「地域移行支援」は、過去の実績と計画相談支援の増加を踏まえて、令和3～5年度で地域移行支援は2人の利用者を見込んでいます。

■相談支援

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	52	62	77	82	87	92
地域移行支援	0	1	2	2	2	2
地域定着支援	3	4	5	6	7	8

サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障害者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- サービス利用支援により、必要なサービスや事業所等を分析、計画し、モニタリングによって適正なサービスの継続に努めます。
- 地域相談支援については、訪問相談や利用者や家族等への情報提供に努めるとともに、医療機関や関係事業所と連携をとりながら、地域生活への移行と定着につなげます。

(5) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により令和5年度末までに整備を進めます。

また、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を年1回以上継続的に検証・検討を行います。

■地域生活支援拠点等の設置箇所数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
箇所	0	0	0	0	0	1

■地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数(年)	—	—	—	0	0	1

整備のための方策

- 近隣市町の複数の事業所と連携した「面的整備型」を基本とし、地域の実情に応じた整備に取り組みます。
- 市単独での整備が地域の実情にそぐわない場合などは、近隣市町と共同で圏域での整備も検討します。

2 障害福祉サービス（地域生活支援事業）の見込量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害者に対する理解を深めるための教室・研修会の開催や広報活動を通じて、住民の意識を啓発し、共生社会の実現を図る事業です。令和3～5年度においても、引き続き講演会等の開催に取り組みます。

■理解促進研修・啓発事業

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 共生社会の実現に向けて、地域住民が参加しやすく、内容の分かりやすい事業を企画します。
- 参加者に対してアンケート調査を実施して改善を積み重ねることで、より効果的なイベントの実施と広報活動につなげます。

② 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、障害者や家族との交流会など）を支援することで共生社会の実現を図る事業です。令和3～5年度においても、引き続き障害者団体等の支援を継続します。

■自発的活動支援事業

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 障害者やその家族、支援団体の意向を十分に考慮して、自発的な取り組みを側面から支援することで、障害者の地域生活移行と就労支援につながるよう取り組みます。
- 実施主体から相談があった場合には、他市の先進事例や効果的な取組など随時情報を提供するなど連携を図ります。

③ 相談支援事業

障害児の保護者又は障害者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、障害者に対する虐待の防止と早期発見、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものです。

令和3～5年度においては、令和2年度と同様に4事業所で事業を実施します。

■相談支援事業

	実績値			推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業所数	4	4	4	4	4	4

サービス見込量確保のための方策

- 更なる相談支援体制の強化を図るため、今後は、基幹相談支援センターの設置も含めて、地域生活支援拠点の整備を検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用する知的障害者又は精神障害者で、成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に、成年後見制度の利用に要する費用（申立費用、後見等報酬）を支給し、必要な援助を行うものです。

令和3～5年度においては、実績値を踏まえ、2人の利用者を見込んでいます。

■成年後見制度利用支援事業

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用実人数	1	1	0	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 成年後見制度の一層の周知を図るとともに、相談支援事業者と連携しながら潜在的な利用希望者の掘り起しを行います。
- 制度の周知や説明会などを開催することで、成年後見制度の利用を必要とする人が確実に制度を利用できるように取り組みます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する人材育成等の研修、安定的な組織体制を構築するための支援を行うものです。

当市では、八幡浜市社会福祉協議会が成年後見人に就任し、法人による後見事務等を実施しています。実績はありませんが、令和3～5年度においても、八幡浜市社会福祉協議会等と連携しながら必要に応じた支援を実施します。

■成年後見制度法人後見支援事業

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業実施の有無	無	無	無	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 制度の周知を図るとともに、八幡浜市社会福祉協議会等との連携を強化しながら、状況に応じた支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳者の設置や手話通訳者等の派遣を行うことで、意思疎通の円滑化を図るものです。

令和3～5年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■意思疎通支援事業

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者設置事業実施箇所	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 年間利用総人数	112	117	114	115	115	115

サービス見込量確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者の確保など、提供体制の整備に努めます。
- 事業の周知に努めるとともに、幅広いニーズに対応できるよう手話通訳者等の技術向上に向けた取組を支援します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対して、日常生活用具の給付等を行うことで、日常生活の便宜を図り、自立した日常生活と社会生活及び福祉の増進を図るものです。

令和3～5年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■日常生活用具給付等事業

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間総利用件数	1,116	1,153	1,150	1,200	1,200	1,200

サービス見込量確保のための方策

- 事業の周知に努めるとともに、障害の特性に応じた適切な日常用具の給付に努めます。
- 用具の機能や性能の向上に合わせた給付用具の見直しなど、利用者の日常生活向上の便宜を図ります。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流促進を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した者（手話奉仕員）を養成する事業です。

令和3～5年度においては、実績値を踏まえ、同程度の講習修了者を見込んでいます。

■手話奉仕員養成研修事業

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
養成講習修了者数	7	4	5	5	5	5

サービス見込量確保のための方策

- 八幡浜市社会福祉協議会と連携しながら、手話奉仕員の養成に取り組みます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出するための支援を行うことにより、障害者の日常生活における自立と社会参加の促進を図る事業です。

令和3～5年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■移動支援事業

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間利用実人数	6	11	8	9	9	9
年間総利用時間	339.5	497	381	420	420	420

サービス見込量確保のための方策

- 事業を周知するとともに、障害者のニーズに対応可能な提供体制の整備に努めます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

雇用されることが困難な障害者等に対して、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流促進の便宜を供与することで、障害者等の地域生活支援を促進する事業です。地域活動センターは、実施する事業、職員配置及び利用者によって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類されます。

地域活動支援センターⅠ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及

び地域の社会基盤との連携強化の調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図る普及啓発等の事業を実施します。相談支援事業も併せて実施していることが要件で、1日あたりの実利用人数は、20人以上とされています。令和2年度末時点で、市内の実施事業所は1箇所です。

地域活動支援センターⅡ型は、雇用・就労が困難な在宅障害者及び在宅難病患者等に対して、機能回復訓練、言語訓練、社会的適応訓練、更生相談等のサービスを実施するもので、令和2年度末時点で市内に事業所の設置はありません。

地域活動支援センターⅢ型は、自立支援給付に基づく事業所の併設や小規模作業所等の実績が5年以上あること等が要件で、1日あたりの実利用人数は、10人以上とされています。令和2年度末時点で、市内の実施事業所は1箇所です。

令和3～5年度の推計値では、同程度の利用者を見込んでいます。

■地域活動支援センター事業

利用者数：月平均利用者数

		実績値			推計値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援 センターⅠ型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	27	28	28	30	30	30
地域活動支援 センターⅡ型	実施箇所	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0
地域活動支援 センターⅢ型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	14	14	15	15	15	15

サービス見込量確保のための方策

- 障害特性に応じた活動の場を提供するとともに、活動内容の充実を図ります。
- 利用者の継続的な参加と事業所の運営安定化を図るため、引き続き運営費を助成します。
- 就労継続支援B型事業所のうち、いきいきプチファームについては、市の指定管理者が事業を運営しているため、定期的に運営状況を検証（モニタリング）し、安定かつ継続的な事業の実施を図ります。
- ニーズに合ったサービス利用確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者とも連携しながら、サービス提供体制を維持します。

(2) 任意事業

① 福祉ホーム事業

住居を求めている障害者に対して、居室その他の設備を低額な料金で提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する事業です。

市内に実施事業所はありませんが、実施事業所が確保できた場合を想定して、令和3～5年度においては実施箇所1箇所、年間利用実人数を3人程度と見込んでいます。

■福祉ホーム事業

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所	0	0	0	1	1	1
年間利用実人数	0	0	0	3	3	3

サービス見込量確保のための方策

- 任意事業であるため、地域におけるグループホーム等の実情と障害者のニーズを的確に把握し、近隣市町も含めた受入体制の整備に努めます。

② 訪問入浴サービス事業

障害者等の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、障害者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する事業です。

市内の実施事業所は1箇所ですが、令和3～5年度においては、実績値と地域ニーズを踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■訪問入浴サービス事業

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1
年間利用実人数	3	2	1	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 障害特性と地域ニーズに対応できるよう、実施事業所の維持と体制整備に努めます。

③ 日中一時支援事業

障害者を日常的に介護する家族の就労支援や一時的な休息を目的として、障害者等の日中における活動の場を確保（デイサービス等）し、見守りや社会の適応に向けた日常的な訓練を行う事業です。

令和3～5年度においては、令和2年度と同程度の利用者を見込んでいます。

■日中一時支援事業

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所	4	5	6	6	6	6
年間利用実人数	5	6	9	9	9	9

サービス見込量確保のための方策

- 地域の実情と利用ニーズを的確に把握して、利用者の公平性が保てるよう、実施事業所と連携を取りながら実施します。
- 介護する家族のニーズや障害特性に対応できる体制整備に努めます。

④ 巡回支援専門員事業

障害の早期発見と早期対応のための助言や支援を行う専門員（保育士）を配置し、保育所等の児童や保護者が集まる施設・場を巡回し、助言及び相談等の支援を実施することで、保護者の不安や悩みを解消するとともに、発達支援センターや放課後等デイサービス等のサービスを周知し、発達障害児等の健全な成長と福祉向上につなげる事業です。令和3～5年度においても、支援を継続します。

■巡回支援専門員事業

	実績値			推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 「発達支援センター築立ち」との連携を強化して、早期の気付きと相談及び通所支援につなげます。
- 市内の保育所等及び小中学校と連携して、保育士や担当教諭との情報共有と効果的な巡回指導につなげます。

⑤ レクリエーション活動等支援事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増進と交流を図るとともに、障害者スポーツの普及と障害者の社会参加を推進する事業です。本市では、八幡浜市社会福祉協議会に事業を委託して教室を開催しています。

令和3～5年度においても、引き続き八幡浜市社会福祉協議会に委託して事業を実施します。

■レクリエーション活動等支援事業

	実績値			推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

- 障害者ニーズを把握するとともに、関係機関と連携して効果的な事業の実施に努めます。

⑥ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者の外出を支援して自立した日常生活を営むため、自動車運転免許の取得や運転に必要な自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

ここ数年間の利用は少ない状況ですが、令和3～5年度においては、2件程度の利用者を見込んでいます。

■自動車運転免許取得・改造助成事業

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間利用実人数	0	1	1	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 制度を周知・広報するとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、ニーズの把握に努めます。

⑦ 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

視覚障害者に対してガイドヘルパーを派遣し、コミュニケーション及び移動等を支援する事業です。

ここ数年間の実績はありませんが、令和3～5年度においては、2件程度の利用者を見込んでいます。

■視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間利用実人数	0	0	0	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 制度を周知・広報するとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、ニーズの把握に努めます。

3 障害福祉サービス（地域生活促進支援事業）の見込量

（1）成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度利用促進のために必要な啓発活動、研修会、説明会等を開催することで、要支援者の社会参加促進と福祉の増進を図る事業です。本市では、八幡浜市社会福祉協議会に事業を委託して実施しています。具体的な事業の内容については、広報誌を発行して市内全戸に配布し、制度の内容等を市民および関係団体に広く周知するとともに、虐待防

止に関する研修会や障害者差別禁止法の研修会等を開催しています。

令和 3～5 年度においても、引き続き、八幡浜市社会福祉協議会に委託して事業を実施します。

■権利擁護支援事業(成年後見制度普及啓発事業)

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 八幡浜市社会福祉協議会と連携しながら成年後見制度の一層の周知に努め、潜在的な利用希望者の掘り起しを行います。
- 虐待防止及び障害者差別解消法に関する研修会を毎年度開催し、障害者を家庭と地域で支える環境づくりに努めます。
- 参加者の意見を踏まえて、より効果的な講座及び研修会の開催につなげます。

4 障害福祉サービス（児童福祉法に基づく給付）の見込量

児童福祉法に基づき、「障害児通所支援」、「障害児入所支援」及び「障害児相談支援」が適切に実施されるよう、次の事業を実施します。なお、「障害児入所支援」の実施主体は愛媛県であり、支給決定についても県が行っています。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

発達支援センター巢立ちにおいて、療育の必要性が認められる就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応など、個別のプログラムに沿った集団療育を行います。

令和 3～5 年度は、実績値を踏まえて、52 人の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■児童発達支援

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	50	51	47	52	52	52
人日分	139	138	141	150	150	150

② 医療型児童発達支援

障害児を通所させて、日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行うことと併せて、治療を行うサービスです。現在市内には実施事業者がないため実績はありませんが、一定のニーズが見込まれることから、実施事業者が確保できた場合を想定して、令和3～5年度の各年度で1人（月2回程度）の利用を見込んでいます。

■医療型児童発達支援

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	0	0	0	1	1	1
人日分	0	0	0	2	2	2

③ 放課後等デイサービス

障害のある小学校から高校までの児童生徒を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、放課後等の居場所づくりを行うことで、学校教育と相まって、障害児の健全な育成と障害者の自立を推進するものです。市内では、「発達支援センター巣立ち」および「めだかミニスクール」の2事業所にて、サービスを提供しています。

令和3～5年度においては、直近の実績と保護者ニーズを踏まえ、65人の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■放課後等デイサービス

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	36	48	59	65	65	65
人日分	153	239	339	350	350	350

①～③におけるサービス見込量確保のための方策

- 障害児の療育相談や発達支援のニーズは高いため、「発達支援センター巣立ち」を中心に、子どもの成長段階における保護者の悩みや不安を軽減、解消できる相談窓口の体制整備とサービスの充実に取り組みます。
- 子育て支援課、学校教育課、保健センター等の関係部署と連携し、保護者に対する周知と情報提供、多様化するニーズの把握に努めます。
- 障害児一人ひとりに対して、最も適切な発達支援が実施できるように、専門知識と経験を有する職員を配置して支援体制の強化に取り組みます。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの連携を一層強化して、切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ニーズの増加に対応するため、近隣市町も含めた新規事業所の確保に努めるとともに、

医療的ニーズに対応した重度心身障害児の発達支援体制についても検討します。

- 18歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制の調整を図ります。

④ 保育所等訪問支援

支援員が保育所等を訪問し、対象となる児童に対して集団生活への適応に必要な支援を行うとともに、保育所等のスタッフに対して専門的な指導を行うものです。現在市内には実施事業所がないため実績はありませんが、実施事業所が確保できた場合を想定して、令和3～5年度の各年度で5人（月2回程度）の利用を見込んでいます。

■ 保育所等訪問支援

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	0	0	0	5	5	5
人日分	0	0	0	10	10	10

サービス見込量確保のための方策

- 保護者ニーズの把握と新規事業所の確保に努めます。
- 事業所が開設された際に円滑にサービスが提供できるよう、「発達支援センター築立ち」と保育所間との連携を密にしながら情報共有を進めるとともに、保育所スタッフのスキルアップを図ります。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、児童福祉法の改正に伴い平成30年4月から開始されたサービスで、重度の障害があり児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な在宅障害児を対象としています。障害児の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与等の支援を行うサービスです。

現在市内には実施事業所はありませんが、重度心身障害児の保護者からは一定のニーズがあると思われるため、実施事業所が設置された場合を想定して、令和3～5年度の各年度で2人（週3回程度）の利用を見込んでいます。

■ 居宅訪問型児童発達支援

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	0	0	0	2	2	2
人日分	0	0	0	24	24	24

サービス見込量確保のための方策

- 在宅障害児の発達支援の機会を確保するため、事業所の早期確保に努めます。
- 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

(2) 障害児入所支援（福祉型・医療型）

障害児入所支援は、障害児の保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識や技能の付与を行うもので、福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスと併せて治療やリハビリも行う「医療型」があります。

障害児入所支援の実施及び支給決定は愛媛県になりますが、市が実施する障害児通所支援と県が実施する障害児入所支援が相互に機能するよう、愛媛県と連携しながら取り組みます。

(3) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用する障害児の保護者を対象とするサービスです。相談支援専門員が、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児又はその保護者の意向等を確認しながら、「障害児支援利用計画」を作成し、モニタリングによる計画の見直しを行うものです。

令和3～5年度においては、実績値を踏まえ、10人の利用者を見込んでいます。

■障害児相談支援

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	7	8	9	10	10	10

サービス見込量確保のための方策

- 障害児本人とその家族が障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、適切な事業所情報を提供します。
- 効果的な相談支援が実施されるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員との連携強化と体制整備に努めます。

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ニーズの高い障害児を支援する事業所は全国的に少なく、たんの吸引や導尿等の医療的ケアを必要とするこども（医療的ケア児）は、身近な地域で十分な支援を受けることができない状況となっています。

この問題に対応するため、国の基本方針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築として、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」を促進することが示されました。本市においては、関係機関による協議の場の設置と併せて、平成30年度からコーディネーターを配置しており、今後も県が開催する「医

療的ケア児等コーディネーター研修」を活用し、コーディネーターの配置を継続させていただきます。

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	2	1	2	3	3	3

サービス見込量確保のための方策

- 国の基本方針で示された「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」と併せて、平成 30 年度から配置しているコーディネーターを、今後も継続して配置できるよう取り組みます。

5 発達障害児（者）等に対する支援の見込量

発達障害児（者）等への支援として、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築に努めます。

(1) ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数

保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、愛媛県が実施するペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）の周知に努めます。令和 3～5 年度の各年度で 5 人を見込んでいます。

■ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	—	—	—	5	5	5

(2) ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターえひめ（国立大学法人愛媛大学）が開催する、子育てに取り組む養育者が、その役割を積極的に引き受けていくことができるよう、養育者と子どもを支援していくための講座（ペアレントメンター養成講座）の受講の支援に努めます。令和 3～5 年度の各年度で 2 人を見込んでいます。

■ペアレントメンターの人数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	—	1	3	5	7	9

(3) ピアサポート活動への参加人数

発達障害のある子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士および本人同士等が集まり、お互いの悩みを相談したり情報交換を行うピアサポート活動の支援に努めます。令和3～5年度の各年度で12人を見込んでいます。

■ピアサポート活動への参加人数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	6	10	12	12	12	12

(1)～(3)における見込量確保のための方策

- 発達障害児（者）本人とその家族に対して適切な支援ができるよう努めます。
- 効果的な支援が実施されるよう、各関係機関との連携強化と体制整備に努めます。

6 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。

この仕組みが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備につながることを目指します。

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（年間）

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回	—	11	11	11	11	11

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(1回平均)

関係者(人)	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保健	—	2	2	2	2	2
医療(精神科)	—	2	2	2	2	2
医療(精神科以外)	—	0	0	0	0	0
福祉	—	4	4	4	4	4
介護	—	0	0	0	0	0
当事者	—	0	0	0	0	0
家族	—	0	0	0	0	0
その他	—	0	0	0	0	0

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

回	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標設定	—	—	—	1	1	1
評価	—	—	—	1	1	1

■入院中の精神障害者のうち各種支援等の利用者数の見込み

人:年間利用実人数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	0	1	2	2	2	2
地域定着支援	3	4	5	5	6	7
共同生活援助	1	1	1	1	3	5
自立生活援助	0	0	0	0	0	1

サービス見込量確保のための方策

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、八幡浜精神保健福祉連絡会を開催するとともに、八幡浜保健所が実施する精神障がい者地域移行支援事業を活用して、体制づくりに努めます。

7 相談支援体制の充実・強化のための取組の見込量

障害者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であるため、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

■総合的・専門的な相談支援

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業実施の有無	無	無	無	無	無	有

■地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件	—	—	—	0	0	3

■地域の相談支援事業者の人材育成支援件数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件	—	—	—	0	0	3

■地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回	—	11	10	12	12	12

見込量確保のための方策

- 相談支援事業者連絡会を開催し、地域の相談支援機関との連携強化を図るとともに、さらなる相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターの効果的な設置方法と運営のあり方について検討します。

8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組の見込量

市職員の障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、都道府県が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等へ参加します。

また、自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の構築に努めます。

■都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人	4	4	1	2	2	2

■障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

	実績値			推計値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共有体制の有無	無	無	無	有	有	有
実施回数	0	0	0	1	1	1

見込量確保のための方策

- 人事異動により新たに障害福祉係に配属になった職員については、計画的に研修会等に参加させます。
- 地域自立支援協議会や各部会等で障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を図ります。

障害福祉サービス別 提供事業所一覧 ①

サービス（事業）名	事業所（団体）名	所在
訪問系サービス	おるで新町ヘルパーステーション	八幡浜市
	セントケア八幡浜	八幡浜市
	ニチケアセンター八幡浜	八幡浜市
	社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市
	社協ヘルパーステーション保内	八幡浜市
	訪問介護ステーション ももたろう	八幡浜市
	ヘルパーステーションくじら	八幡浜市
	共同連えひめ南予支部	大洲市
日中活動系（生活介護）	障害者福祉サービス事業所いきいきプチファーム	八幡浜市
	希望の森	西予市
	松葉学園	西予市
	野村育成園	西予市
	宇和ひまわりの郷	西予市
	第二障害者支援施設 野村学園	西予市
	野村学園	西予市
	大洲ホーム	大洲市
	大洲育成園	大洲市
	大洲市立大洲学園	大洲市
	障害者生活介護事業所 あゆむ苑	大洲市
就労移行支援	株式会社 夢・たまご	大洲市
	ワークいかた	伊方町
就労継続支援A型	KOHOLA	八幡浜市
	株式会社 夢・たまご	大洲市
	株式会社 ゼロベース	大洲市
	障がい者福祉サービス事業所 うちこ工房	内子町
就労継続支援B型	わくわくみらい館やわたはま	八幡浜市
	障害者福祉サービス事業所いきいきプチファーム	八幡浜市
	浜っ子作業所	八幡浜市
	宇和ひまわりの郷	西予市
	松葉学園	西予市
	就労移行支援事業所あおぞら	西予市
	あい笑	西予市
	つくる	西予市
	大洲育成園	大洲市
	Sa. おいでや	大洲市
	株式会社 夢・たまご	大洲市
	夢たまごランチ	大洲市
	ワークいかた	伊方町
短期入所 （ショートステイ）	希望の森	西予市
	松葉学園	西予市
	大洲ホーム	大洲市
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活事業所かぜ	西予市
	夢の家	西予市
	Sa. おいでや	大洲市
相談支援	地域活動支援センターくじら	八幡浜市
	和泉蓮華会障がい者特定相談支援事業所八幡浜	八幡浜市
	あさひみらいしょうがい者・児相談支援センター	八幡浜市
	相談支援事業所 希望の森	西予市
	相談支援事業所こすもす	西予市
	大洲ホーム	大洲市
	大洲育成園	大洲市
	TSUNAGU～つなぐ～	大洲市
	障がい者福祉サービス事業所 うちこ工房	内子町
	指定相談支援事業所 ワークいかた	伊方町

※八幡浜・大洲圏域の事業所のうち、利用実績のある事業所を記載

障害福祉サービス別 提供事業所一覧 ②

サービス（事業）名	事業所（団体）名	所在
自発的活動支援事業	精神ボランティアグループ はまかぜ	八幡浜市
相談支援事業	地域活動支援センターくじら（精神）	八幡浜市
	希望の森（知的）	西予市
	大洲ホーム（身体）	大洲市
	大洲育成園（知的）	大洲市
障害者成年後見制度支援事業	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
手話通訳者設置事業（市役所）	手話通訳士（嘱託）	八幡浜市
手話通訳者設置事業（市立病院）	手話通訳サークル あゆみの会	八幡浜市
手話奉仕員派遣事業（市内派遣）	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
手話通訳者広域派遣事業	愛媛県聴覚障害者協会	愛媛県
要約筆記通訳者広域派遣事業	愛媛難聴者協会	愛媛県
移動支援事業	おる d e 新町ヘルパーステーション	八幡浜市
	ヘルパーステーションくじら	八幡浜市
	社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市
	共同連えひめ南予支部	大洲市
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	地域活動支援センターくじら	八幡浜市
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	地域活動支援センターいきいきプチファーム	八幡浜市
訪問入浴サービス事業	セントケア	八幡浜市
日中一時支援事業	地域活動支援センターいきいきプチファーム	八幡浜市
	障害者支援施設希望の森	西予市
	障害者支援施設松葉学園	西予市
	社会福祉法人大洲育成園	大洲市
レクリエーション活動等支援事業	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
児童発達支援	発達支援センター巣立ち（八幡浜市直営）	八幡浜市
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス（八幡浜市直営）	八幡浜市
	放課後等デイサービス めだかミニスクール	八幡浜市
	障がい児通所支援事業所 ぼのぼの	西予市
	放課後等デイサービス事業所 N I C O	西予市
障害児相談支援事業	地域活動支援センターくじら	八幡浜市
	和泉蓮華会障がい者特定相談事業所 八幡浜	八幡浜市
	あさひみらいしょうがい者・児相談支援センター	八幡浜市
	希望の森	西予市
	指定相談支援事業所 ワークいかた	伊方町
小規模作業所	王子共同作業所	八幡浜市
	コスモス共同作業所	八幡浜市

※八幡浜・大洲圏域の事業所のうち、利用実績のある事業所を記載

参考資料

1 障害者アンケート調査

本計画を策定するにあたり、障害のある方やそのご家族の状況、意見、要望を把握するため、八幡浜市内の手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

- ・調査方法：郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査
- ・調査期間：令和2年8月～9月

調査対象数	有効回収数	有効回収率
2,038 人	1,208 票	59.3%

(1) あなたご自身のことについて

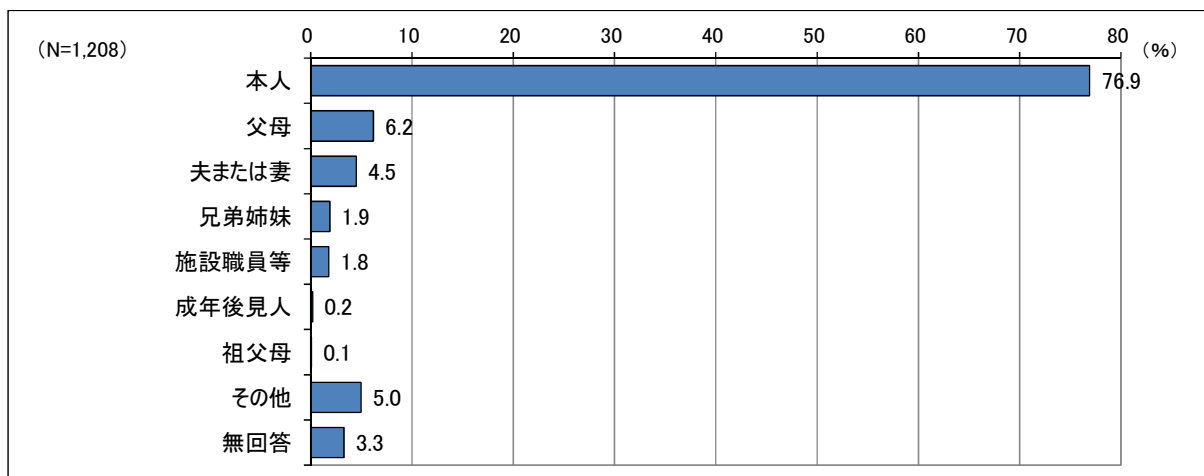
問1 調査票記入者

このアンケートにお答えいただいている方について、あてはまるものに1つだけ○をしてください。ご本人に確認しながら代筆する場合は、「1 本人」に○をしてください。

全体では、「本人」(76.9%)が最も多く、次いで「父母」(6.2%)、「その他」(5.0%)などとなっている。

障害等の状態別でみると、いずれの障害でも「本人」が最も多く、次いで知的障害と発達障害では「父母」、高次脳機能障害では「夫または妻」が比較的多くなっている。

図表 調査票記入者



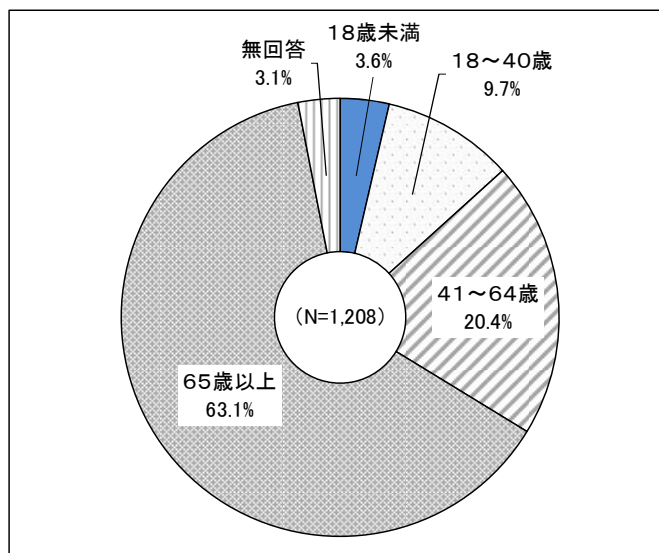
問2 本人の年齢

あなたの年齢をお書きください。※質問に出てくる「あなた」とは障害等のある方ご本人のことです。

全体では、「65歳以上」（63.1%）が最も多く、平均年齢は65.9歳となっている。

障害等の状態別でみると、平均年齢が身体障害では72.4歳、高次脳機能障害では71.0歳と比較的高く、発達障害では26.3歳、知的障害では33.9歳と比較的低くなっている。

図表 本人の年齢



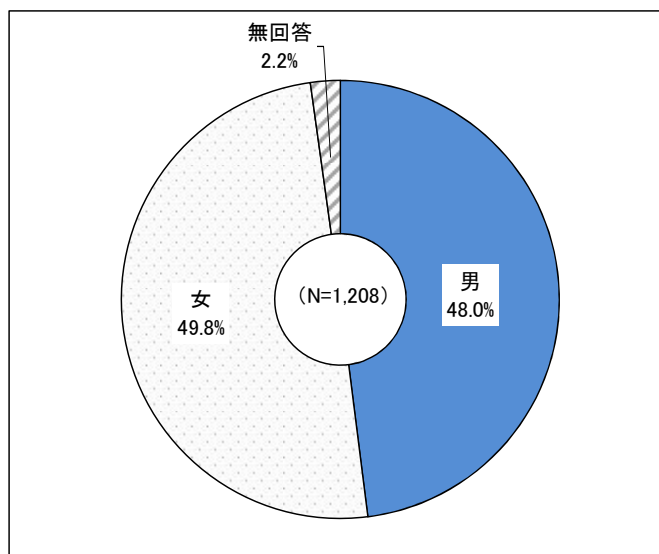
問3 本人の性別

あなたの性別について、あてはまるものに○をしてください。

全体では、「男」が48.0%、「女」が49.8%となっている。

障害等の状態別でみると、知的障害・発達障害・高次脳機能障害では「男」が多く、身体障害・精神障害・難病・重症心身障害では「女」が多くなっている。

図表 本人の性別



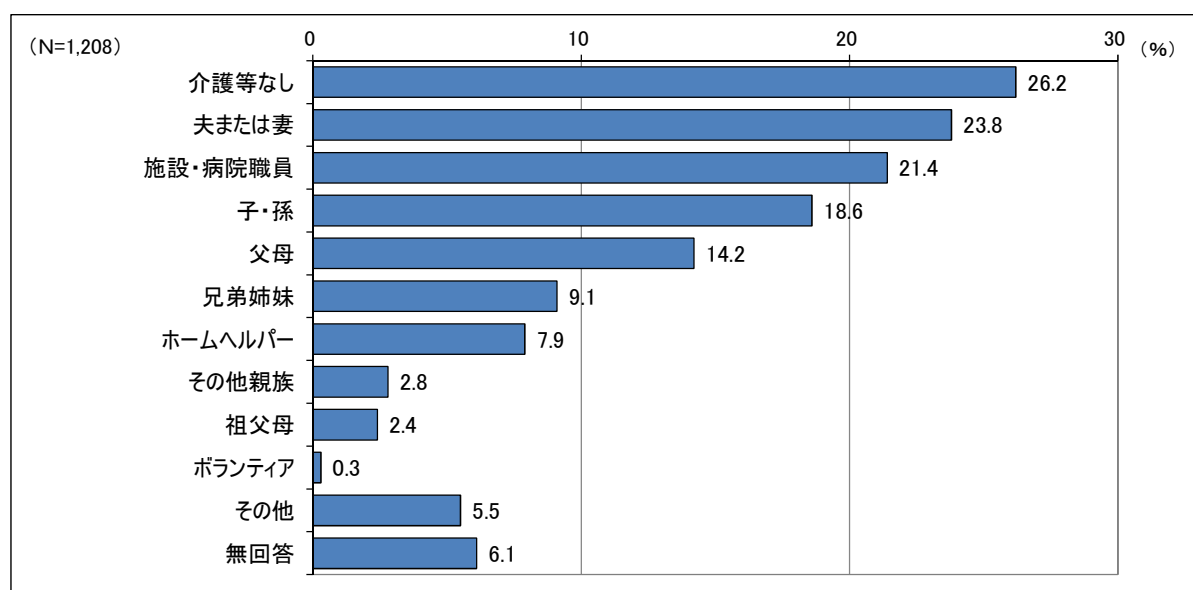
問4 介助者

あなたが、ふだんの生活の中で援助、手助け、介護、看護を受けているかどうかについて、あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「介護等なし」(26.2%)が最も多く、次いで「夫または妻」(23.8%)、「施設・病院職員」(21.4%) などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害では「介護等なし」(29.3%)、知的障害・精神障害・発達障害では「父母」、難病では「夫または妻」(41.0%)、高次脳機能障害・重症心身障害では「施設・病院職員」がそれぞれ最も多くなっている。

図表 介助者（複数回答）



			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体 （人）	介護等なし	夫または妻	施設・病院職員	子・孫	父母	兄弟姉妹	ホームヘルパー	その他親族	祖父母	ボランティア	その他	無回答
全体		1,208	26.2	23.8	21.4	18.6	14.2	9.1	7.9	2.8	2.4	0.3	5.5	6.1
障害等の状態別	身体障害	901	29.3	28.7	21.2	23.2	5.1	7.7	8.2	2.9	0.8	0.2	5.9	4.6
	知的障害	174	14.9	5.7	17.8	2.3	62.1	17.8	5.2	2.3	12.6	－	6.3	3.4
	精神障害	117	23.1	15.4	26.5	6.0	28.2	11.1	14.5	2.6	3.4	1.7	5.1	5.1
	難病	61	18.0	41.0	19.7	21.3	13.1	14.8	18.0	6.6	4.9	1.6	8.2	－
	発達障害	49	18.4	2.0	22.4	－	75.5	20.4	2.0	－	24.5	2.0	6.1	2.0
	高次脳機能障害	19	5.3	47.4	63.2	31.6	5.3	－	－	－	－	5.3	－	－
	重症心身障害	86	9.3	27.9	38.4	23.3	22.1	9.3	8.1	4.7	7.0	1.2	8.1	1.2
	その他の障害	61	36.1	26.2	19.7	26.2	4.9	14.8	4.9	1.6	－	－	11.5	－

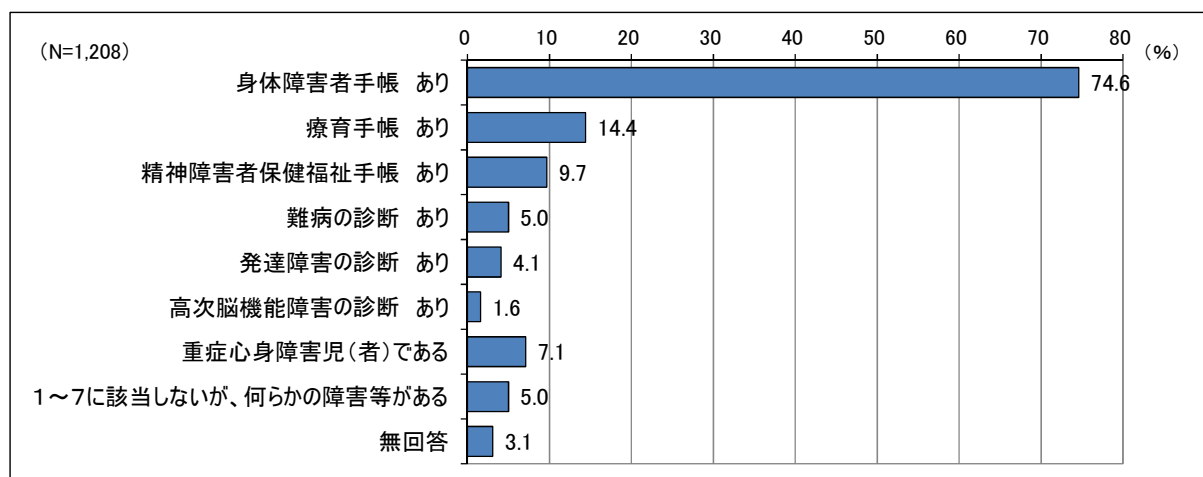
問5 障害等の状態

あなたの障害等の状態について、あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「身体障害者手帳 あり」(74.6%)が最も多く、次いで「療育手帳 あり」(14.4%)、「精神障害者保健福祉手帳 あり」(9.7%) などとなっている。

障害等の状態別でみると、難病・高次脳機能障害・重症心身障害ではそれぞれの障害以外に「身体障害者手帳 あり」が比較的多く、発達障害では「発達障害の診断 あり」の他に「療育手帳 あり」(73.5%) が比較的多くなっている。

図表 障害等の状態（複数回答）



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		全 体 （人）	身 体 障 害 者 手 帳 あり	療 育 手 帳 あり	帳 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 あり	難 病 の 診 断 あり	発 達 障 害 の 診 断 あり	あり 高 次 脳 機 能 障 害 の 診 断	で 重 症 心 身 障 害 児 （者） ある	ある が、 1、5、7に 何らかの 障 害 等 が ない	無 回 答
【表の見方】 単位＝比率(%)											
全体		1,208	74.6	14.4	9.7	5.0	4.1	1.6	7.1	5.0	3.1
障 害 等 の 状 態 別	身体障害	901	100.0	2.9	1.8	6.1	0.7	2.0	8.3	4.3	-
	知的障害	174	14.9	100.0	2.3	4.6	20.7	-	10.9	2.9	-
	精神障害	117	13.7	3.4	100.0	1.7	7.7	-	1.7	4.3	-
	難病	61	90.2	13.1	3.3	100.0	3.3	4.9	21.3	3.3	-
	発達障害	49	12.2	73.5	18.4	4.1	100.0	2.0	10.2	4.1	-
	高次脳機能障害	19	94.7	-	-	15.8	5.3	100.0	21.1	-	-
	重症心身障害	86	87.2	22.1	2.3	15.1	5.8	4.7	100.0	-	-
	その他の障害	61	63.9	8.2	8.2	3.3	3.3	-	-	100.0	-

問6 介護保険の要介護認定

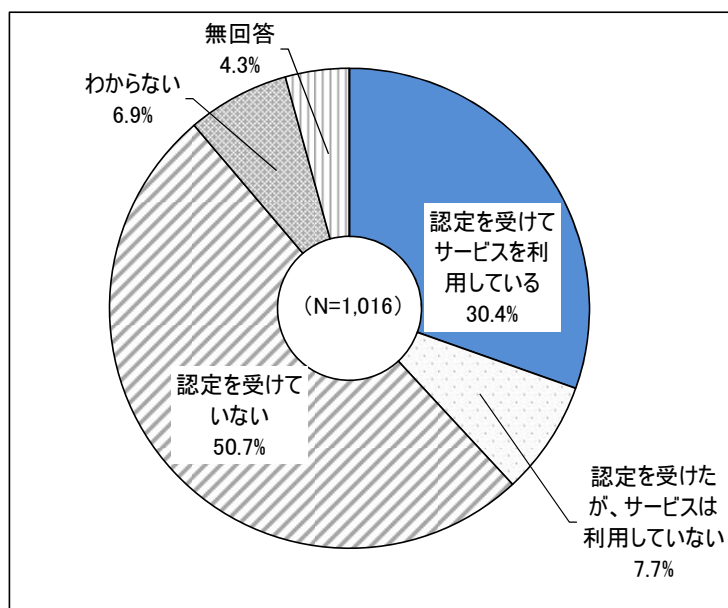
【40歳以上の方にお聞きします】 →40歳未満の方は【問7】へ

あなたは介護保険の要介護（要支援）認定を受けていますか。認定を受けた人は介護保険のサービスを利用していますか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「認定を受けていない」（50.7%）が最も多く、次いで「認定を受けてサービスを利用している」（30.4%）、「認定を受けたが、サービスは利用していない」（7.7%）などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・知的障害・精神障害・難病・発達障害では「認定を受けていない」、高次脳機能障害・重症心身障害では「認定を受けてサービスを利用している」がそれぞれ最も多くなっている。

図表 介護保険の要介護認定



		(1)	(2)	(3)	(4)		
		全体 (人)	を認定 を利用 を受けて いる	認定 は受 けられ ない	認定 を受け てい ない	わ か ら な い	
【表の見方】 単位＝比率(%)						無 回 答	
全体		1,016	30.4	7.7	50.7	6.9	4.3
障 害 等 の 状 態 別	身体障害	859	32.1	8.0	51.0	4.9	4.0
	知的障害	61	14.8	4.9	59.0	13.1	8.2
	精神障害	90	17.8	7.8	50.0	18.9	5.6
	難病	52	34.6	15.4	40.4	5.8	3.8
	発達障害	10	20.0	－	60.0	20.0	－
	高次脳機能障害	18	50.0	22.2	22.2	－	5.6
	重症心身障害	75	40.0	12.0	34.7	8.0	5.3
	その他の障害	57	22.8	14.0	45.6	10.5	7.0

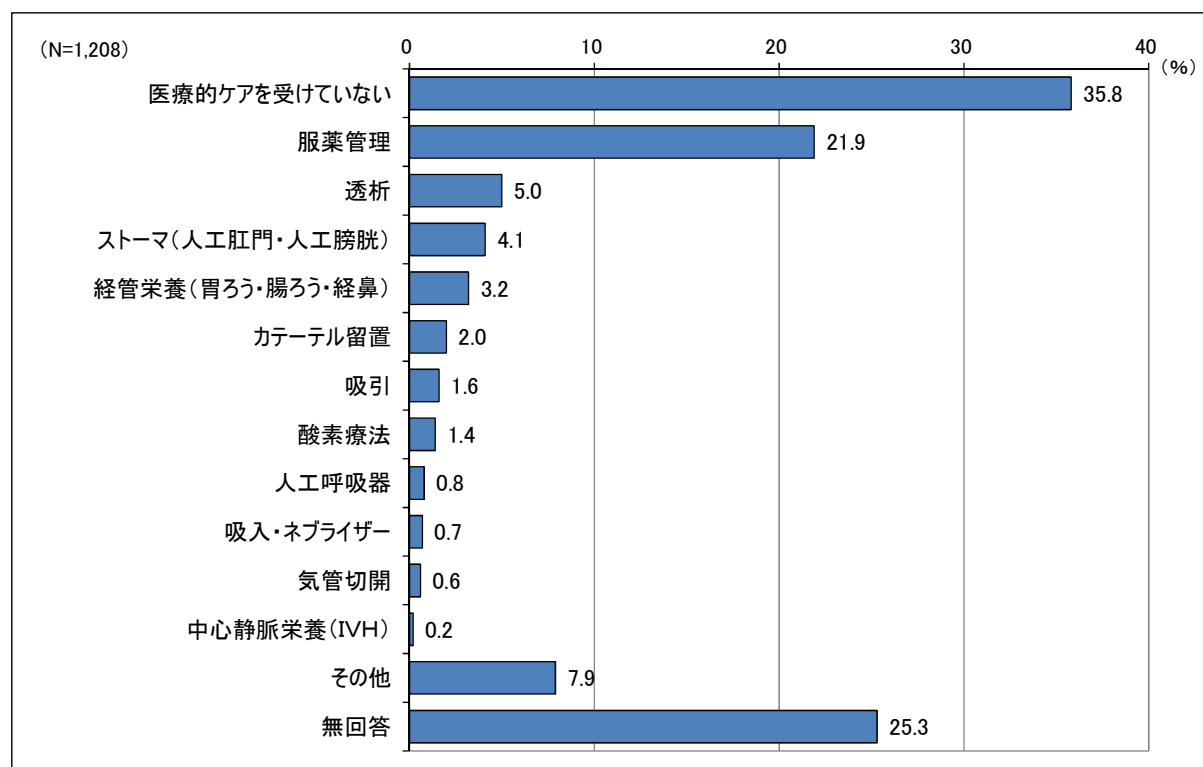
問7 現在受けている医療ケア

あなたが、現在受けている医療的ケアについて、あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「医療的ケアを受けていない」(35.8%) が最も多く、次いで「服薬管理」(21.9%)、「その他」(7.9%) などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・知的障害・発達障害では「医療的ケアを受けていない」が最も多く、精神障害・難病・高次脳機能障害・重症心身障害では「服薬管理」が最も多くなっている。

図表 現在受けている医療ケア（複数回答）



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	
	全体 (人)	医療的 ケアを 受けて いない	服薬 管理	透析	ストーマ (人工 肛門・ 人工膀胱)	経管 栄養 (胃ろう・ 腸ろう・ 経鼻)	カテー テル 留置	吸引	酸素 療法	人工 呼吸 器	吸入・ ネブ ライ ザー	気管 切開	H 中心 静脈 栄養 (I V)	その他	無 回 答
【表の見方】 単位＝比率(%)															
全体	1,208	35.8	21.9	5.0	4.1	3.2	2.0	1.6	1.4	0.8	0.7	0.6	0.2	7.9	25.3
障害等の 状態別															
身体障害	901	36.0	22.5	6.7	5.4	4.3	2.4	2.1	1.9	1.1	0.8	0.8	0.2	7.2	22.1
知的障害	174	49.4	12.6	0.6	-	2.3	-	0.6	0.6	-	0.6	1.1	0.6	5.2	32.2
精神障害	117	28.2	34.2	0.9	0.9	0.9	-	-	-	-	-	-	-	13.7	27.4
難病	61	23.0	34.4	13.1	-	6.6	1.6	6.6	3.3	3.3	-	1.6	1.6	3.3	26.2
発達障害	49	53.1	2.0	-	-	-	-	-	2.0	2.0	-	-	-	2.0	40.8
高次脳機能障害	19	10.5	36.8	-	5.3	26.3	-	10.5	5.3	5.3	-	5.3	-	5.3	15.8
重症心身障害	86	26.7	31.4	7.0	1.2	18.6	1.2	8.1	4.7	4.7	1.2	5.8	1.2	7.0	18.6
その他の障害	61	31.1	27.9	4.9	9.8	1.6	3.3	1.6	3.3	-	-	1.6	-	18.0	19.7

(2) 住まいや暮らしについて

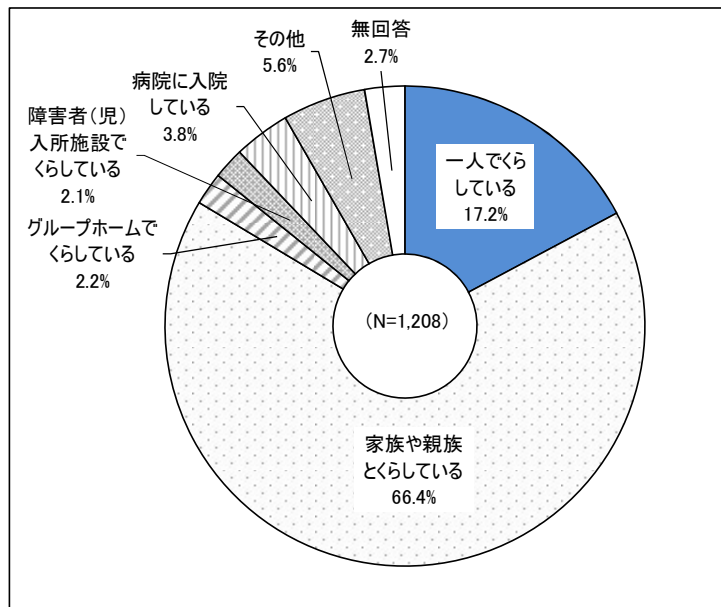
問8 現在の生活場所

あなたの現在のお住まいの状況について、あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「家族や親族とくらしている」(66.4%)が最も多く、次いで「一人でくらしている」(17.2%)、「その他」(5.6%)などとなっている。

障害等の状態別でみると、いずれの障害でも「家族や親族とくらしている」が最も多く、次いで身体障害・精神障害・難病・重症心身障害では「一人でくらしている」が2割程度、高次脳機能障害では「病院に入院している」(21.1%)が多くなっている。

図表 現在の生活場所



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
		全体 (人)	一人で くらして いる	家族 や親族 とくらして	グル ープ ホーム でくら	障害 者(児) 入所 施設 でくら	病 院に 入院 して いる	そ の 他
【表の見方】 単位=比率(%)								
全体		1,208	17.2	66.4	2.2	2.1	3.8	5.6
障害 等 の 状 態 別	身体障害	901	18.9	65.1	2.3	2.2	4.9	5.3
	知的障害	174	6.9	83.3	0.6	1.1	1.1	5.2
	精神障害	117	23.9	62.4	1.7	2.6	4.3	3.4
	難病	61	23.0	62.3	-	1.6	8.2	1.6
	発達障害	49	4.1	95.9	-	-	-	-
	高次脳機能障害	19	10.5	42.1	5.3	10.5	21.1	10.5
	重症心身障害	86	17.4	53.5	1.2	4.7	14.0	7.0
	その他の障害	61	27.9	67.2	-	1.6	1.6	1.6

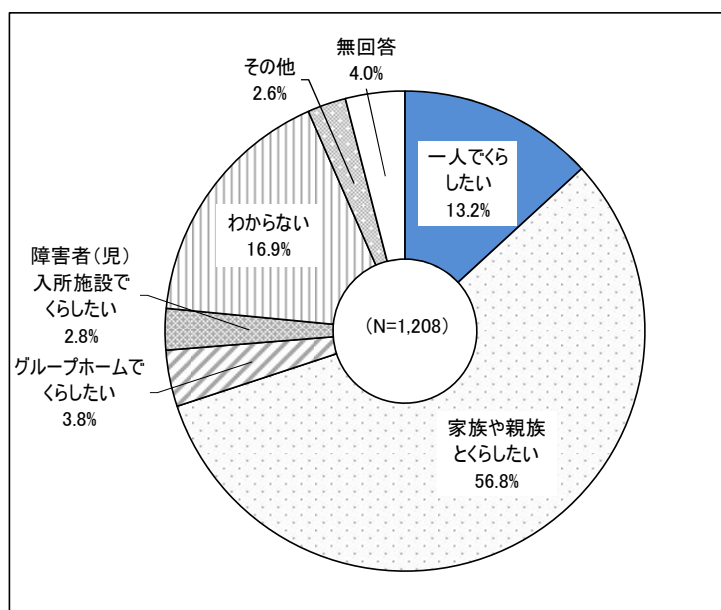
問9 将来希望する生活場所

近い将来（およそ3年後）のお住まいの希望について、あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「家族や親族とくらしたい」（56.8%）が最も多く、次いで「わからない」（16.9%）、
「一人でくらしたい」（13.2%）などとなっている。

障害等の状態別でみると、いずれの障害でも「家族や親族とくらしたい」が最も多く、次いで精神
障害・難病では「一人でくらしたい」（20.5%）が比較的多くなっている。

図表 将来希望する生活場所



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
		全体 (人)	一人 でくら したい	い 家 族や 親族 とくら した	し グ ル― プホ ーム でくら	で 障 害者 (児) 入 所施設	わ かわ らない	そ 他
【表の見方】 単位＝比率(%)								
全体		1,208	13.2	56.8	3.8	2.8	16.9	2.6
障害 等 の 状 態 別	身体障害	901	13.1	57.9	4.2	2.8	15.4	4.1
	知的障害	174	10.3	58.0	2.3	5.2	18.4	3.4
	精神障害	117	20.5	48.7	0.9	5.1	17.9	2.6
	難病	61	14.8	57.4	1.6	6.6	8.2	8.2
	発達障害	49	10.2	65.3	—	8.2	16.3	—
	高次脳機能障害	19	10.5	47.4	10.5	5.3	10.5	10.5
	重症心身障害	86	10.5	50.0	3.5	8.1	17.4	4.7
	その他の障害	61	14.8	49.2	6.6	3.3	19.7	1.6

(3) 日中活動や就労について

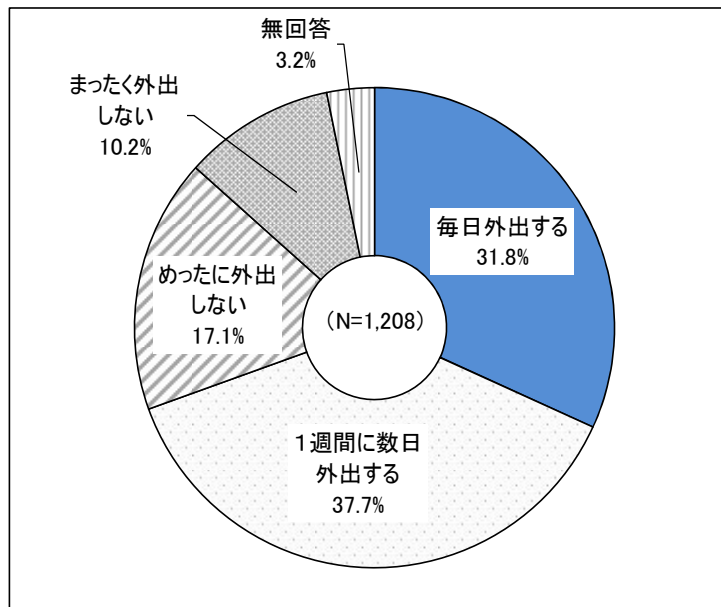
問10 外出頻度

あなたは、1週間にどの程度外出しますか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「1週間に数日外出する」(37.7%)が最も多く、次いで「毎日外出する」(31.8%)、「めったに外出しない」(17.1%)などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・精神障害・難病・重症心身障害では「1週間に数日外出する」、知的障害・発達障害では「毎日外出する」、高次脳機能障害では「まったく外出しない」(42.1%)がそれぞれ最も多くなっている。

図表 外出頻度



		(1)	(2)	(3)	(4)	
		全体 (人)	毎日 外出 する	1 週 間 に 数 日 外 出 す る	め っ た に 外 出 し な い	ま っ た く 外 出 し な い
【表の見方】 単位＝比率(%)						無 回 答
全体		1,208	31.8	37.7	17.1	10.2
障害 等 の 状 態 別	身体障害	901	27.5	39.7	18.3	11.7
	知的障害	174	54.0	30.5	6.3	4.0
	精神障害	117	35.9	38.5	16.2	6.0
	難病	61	19.7	41.0	16.4	18.0
	発達障害	49	65.3	26.5	8.2	—
	高次脳機能障害	19	15.8	21.1	15.8	42.1
	重症心身障害	86	17.4	34.9	19.8	24.4
	その他の障害	61	26.2	39.3	26.2	6.6

問11 外出時に困ること

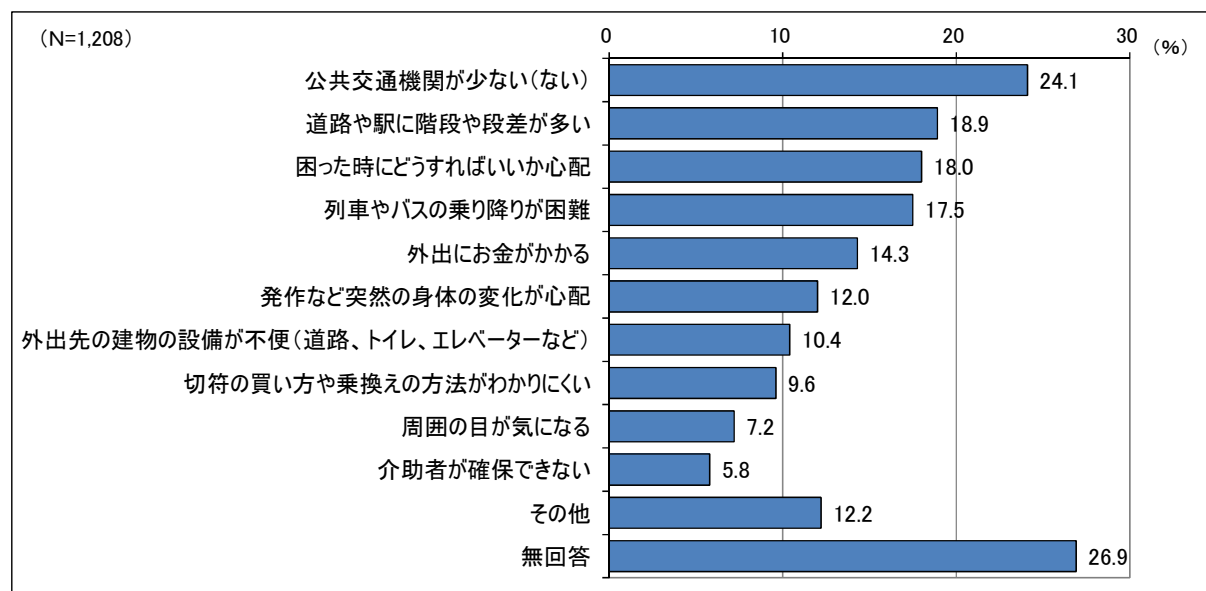
外出する時に困ることは何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「公共交通機関が少ない(ない)」(24.1%)が最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」(18.9%)、「困った時にどうすればいいか心配」(18.0%)などとなっている。

また、「その他」(12.2%)の回答について、「特に困ることはない」、「外出しない」という意見が多かった。

障害等の状態別でみると、身体障害では「公共交通機関が少ない(ない)」(22.6%)、知的障害・発達障害では「困った時にどうすればいいか心配」、精神障害では「公共交通機関が少ない(ない)」と「外出にお金がかかる」(ともに33.3%)、難病では「道路や駅に階段や段差が多い」と「列車やバスの乗り降りが困難」(ともに24.6%)、高次脳機能障害では「公共交通機関が少ない(ない)」と「介助者が確保できない」(ともに21.1%)、重症心身障害では「列車やバスの乗り降りが困難」(25.6%)がそれぞれ最も多くなっている。

図表 外出時に困ること（複数回答）



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)		
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体 (人)	公共交通機関が 少ない (ない)	道路や駅に階段や 段差が多い	困った時にどう すればいいか心配	列車やバスの乗り 降りが困難	外出にお金がかか る	発作など突然の身 体の変化が心配	外出先の建物の設 備が不便(道路、ト イレ、エレベーター など)	切符の買い方や乗 換えの方法がわか りにくい	周囲の目が気にな る	介助者が確保でき ない	その他	無回 答
全体		1,208	24.1	18.9	18.0	17.5	14.3	12.0	10.4	9.6	7.2	5.8	12.2	26.9
障 害 等 の 状 態 別	身体障害	901	22.6	21.4	15.1	19.8	11.3	12.5	11.9	7.2	4.7	6.2	12.8	28.6
	知的障害	174	27.6	8.6	35.6	11.5	17.2	9.2	5.2	22.4	13.8	4.0	9.2	23.6
	精神障害	117	33.3	7.7	21.4	10.3	33.3	18.8	8.5	11.1	17.9	2.6	6.0	18.8
	難病	61	19.7	24.6	21.3	24.6	19.7	19.7	16.4	9.8	3.3	11.5	14.8	19.7
	発達障害	49	32.7	12.2	34.7	8.2	20.4	4.1	4.1	24.5	18.4	2.0	12.2	22.4
	高次脳機能障害	19	21.1	10.5	5.3	15.8	5.3	10.5	10.5	10.5	-	21.1	15.8	36.8
	重症心身障害	86	20.9	19.8	22.1	25.6	10.5	15.1	12.8	10.5	3.5	7.0	14.0	29.1
	その他の障害	61	29.5	19.7	29.5	29.5	21.3	16.4	18.0	13.1	9.8	11.5	11.5	14.8

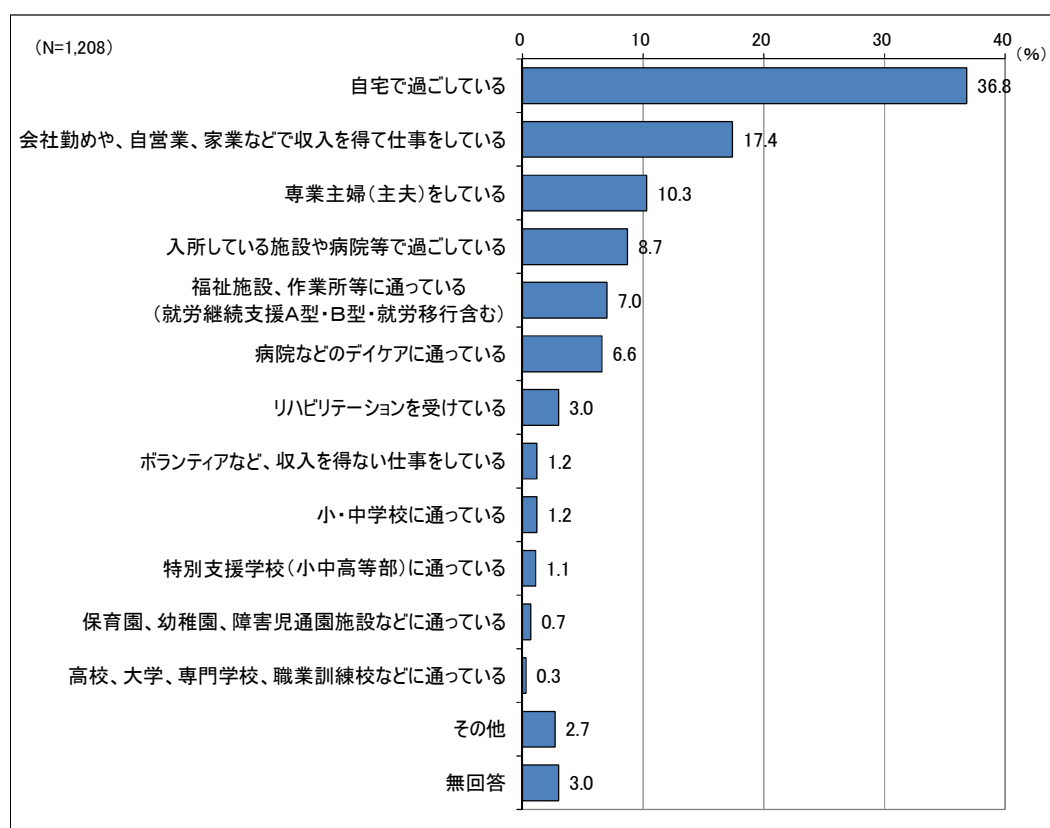
問12 平日の日中の過ごし方

あなたは、日中を主にどのように過ごしていますか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「自宅で過ごしている」(36.8%)が最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家事などで収入を得て仕事をしている」(17.4%)、「専業主婦(主夫)をしている」(10.3%)などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・精神障害・難病・重症心身障害では「自宅で過ごしている」、知的障害・発達障害では「福祉施設・作業所等に通っている」、高次脳機能障害では「入所している施設や病院等で過ごしている」がそれぞれ最も多くなっている。

図表 平日の日中の過ごし方



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)		
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体（人）	自宅で過ごしている	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	専業主婦（主夫）をしている	入所している施設や病院等で過ごしている	福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援Ａ型・Ｂ型・就労移行含む）	病院などのデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	小・中学校に通っている	特別支援学校（小中高等部）に通っている	保育園、幼稚園、障害児通園施設などに通っている	高校、大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	その他	無回答
全体		1,208	36.8	17.4	10.3	8.7	7.0	6.6	3.0	1.2	1.2	1.1	0.7	0.3	2.7	3.0
障害等の状態別	身体障害	901	41.6	17.0	11.4	10.2	2.3	6.2	3.4	1.2	0.6	0.3	－	0.1	2.3	3.2
	知的障害	174	16.1	18.4	1.7	4.6	31.6	1.1	－	1.1	6.3	7.5	5.2	1.7	2.3	2.3
	精神障害	117	29.1	17.9	13.7	4.3	12.0	17.1	0.9	0.9	－	－	－	－	2.6	1.7
	難病	61	45.9	9.8	13.1	6.6	3.3	3.3	3.3	1.6	3.3	－	－	－	3.3	6.6
	発達障害	49	18.4	12.2	2.0	－	24.5	2.0	－	4.1	14.3	6.1	14.3	2.0	－	－
	高次脳機能障害	19	26.3	5.3	－	42.1	5.3	10.5	5.3	5.3	－	－	－	－	－	－
	重症心身障害	86	45.3	2.3	7.0	18.6	7.0	3.5	3.5	1.2	1.2	3.5	－	－	2.3	4.7
その他の障害		61	52.5	9.8	9.8	3.3	3.3	9.8	4.9	－	－	1.6	－	－	－	4.9

問13 就労している方の勤務形態

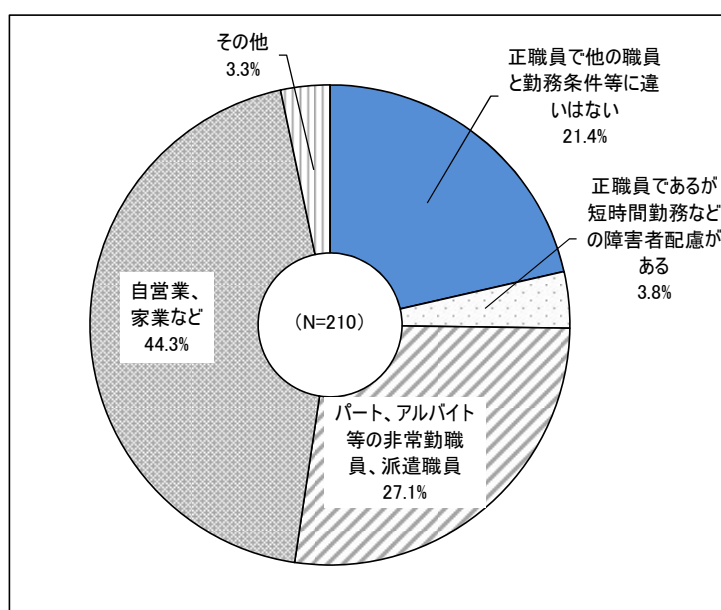
【問13】は【問12】で「1」を選択した方にお聞きします】

どのような勤務形態で働いていますか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「自営業・家業など」(44.3%)が最も多く、次いで「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」(27.1%)、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」(21.4%) などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・難病・高次脳機能障害では「自営業・家業など」、知的障害・精神障害・発達障害では「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」、重症心身障害では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」と「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」(ともに50.0%)がそれぞれ最も多くなっている。

図表 就労している方の勤務形態



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体 （人）	正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	正職員であるが短時間勤務などの障害者配慮がある	パート、アルバイト等、派遣職員、非常勤職員、派遣職等	自営業、家業など	その他	無回答
全体		210	21.4	3.8	27.1	44.3	3.3	-
障害等の状態別	身体障害	153	19.0	2.6	20.3	55.6	2.6	-
	知的障害	32	34.4	9.4	40.6	6.3	9.4	-
	精神障害	21	28.6	9.5	57.1	4.8	-	-
	難病	6	-	-	16.7	66.7	16.7	-
	発達障害	6	16.7	16.7	66.7	-	-	-
	高次脳機能障害	1	-	-	-	100.0	-	-
	重症心身障害	2	50.0	-	50.0	-	-	-
	その他の障害	6	-	-	16.7	83.3	-	-

問14 今後の就労意向

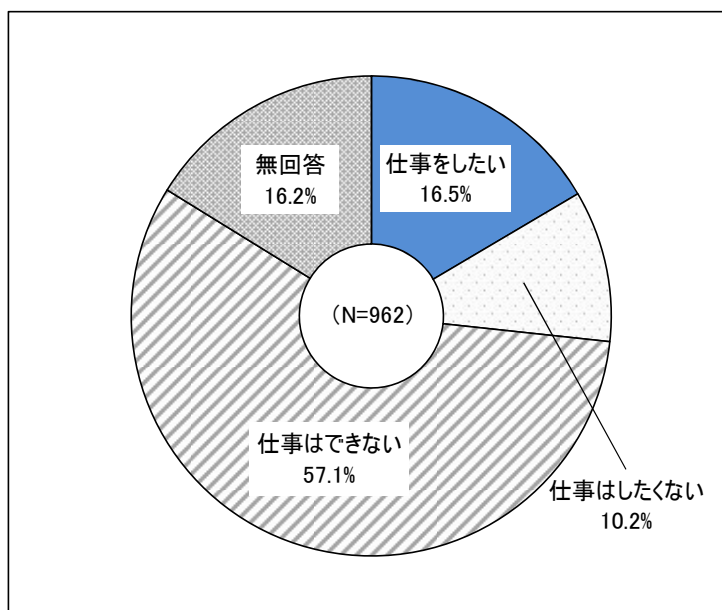
【問14】は【問12】で「1」以外を選択した方にお聞きします】

あなたは今後、会社勤めや、自営業、家業などの仕事をしたいと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「仕事はできない」(57.1%)が最も多く、次いで「仕事をしたい」(16.5%)、「仕事はしたくない」(10.2%)となっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・精神障害・難病・高次脳機能障害・重症心身障害では「仕事はできない」、知的障害・発達障害では「仕事をしたい」がそれぞれ最も多くなっている。

図表 今後の就労意向



		(1)	(2)	(3)		
		全体 (人)	仕事 を し た い	仕事 は し た く な い	仕事 は で き な い	無 回 答
【表の見方】 単位＝比率(%)						
全体		962	16.5	10.2	57.1	16.2
障 害 等 の 状 態 別	身体障害	719	10.4	9.0	63.8	16.7
	知的障害	138	44.2	12.3	27.5	15.9
	精神障害	94	25.5	19.1	44.7	10.6
	難病	51	7.8	3.9	72.5	15.7
	発達障害	43	53.5	9.3	20.9	16.3
	高次脳機能障害	18	5.6	5.6	88.9	-
	重症心身障害	80	10.0	3.8	71.3	15.0
	その他の障害	52	17.3	7.7	61.5	13.5

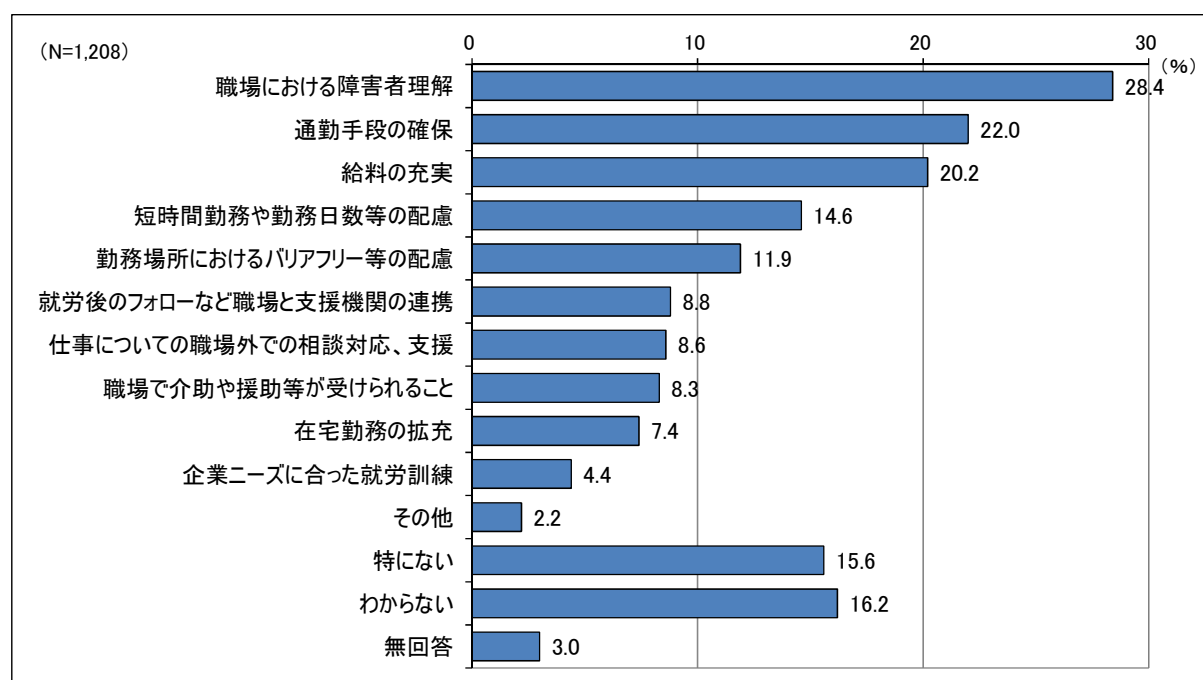
問15 障害者に必要な就労支援

あなたは、障害者の就労支援（障害者が仕事に就くための援助）として、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものに3つまで○をしてください。

全体では、「職場における障害者理解」（28.4%）が最も多く、次いで「通勤手段の確保」（22.0%）、
「給料の充実」（20.2%）などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・重症心身障害では「職場における障害者理解」、難病では「通勤手段の確保」（23.0%）、高次脳機能障害では「わからない」（42.1%）がそれぞれ最も多くなっている。

図表 障害者に必要な就労支援（複数回答）



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	
	全体 (人)	解 職 場 に お け る 障 害 者 理 解	通 勤 手 段 の 確 保	給 料 の 充 実	等 短 時 間 配 慮 勤 務 や 勤 務 日 数	ア 勤 フ リ 場 所 に お け る バ リ エ ー 等 の 配 慮	職 就 場 後 と 支 援 機 関 の フ ォ ロ ー な ど の 連 携	で 仕 事 に 関 連 し た 支 援 機 関 と の 連 携	受 職 場 で の 介 助 や 援 助 等 が	在 宅 勤 務 の 拡 充	労 企 業 ニ ー ズ に 合 った 就 労 訓 練	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	無 回 答
【表の見方】 単位＝比率(%)															
全体	1,208	28.4	22.0	20.2	14.6	11.9	8.8	8.6	8.3	7.4	4.4	2.2	15.6	16.2	3.0
障 害 等 の 状 態 別															
身体障害	901	23.9	20.3	16.3	12.2	14.1	6.3	6.7	7.5	7.7	3.1	2.3	17.6	16.0	21.0
知的障害	174	50.0	29.3	32.8	12.1	6.3	23.6	19.5	15.5	5.7	11.5	1.1	5.2	15.5	4.6
精神障害	117	38.5	23.9	31.6	35.0	5.1	10.3	10.3	6.0	6.8	6.0	4.3	16.2	12.0	6.8
難病	61	19.7	23.0	16.4	13.1	14.8	6.6	9.8	6.6	13.1	-	1.6	13.1	21.3	19.7
発達障害	49	57.1	34.7	28.6	16.3	2.0	36.7	16.3	20.4	6.1	16.3	2.0	4.1	8.2	4.1
高次脳機能障害	19	10.5	5.3	5.3	5.3	10.5	-	15.8	10.5	5.3	-	-	5.3	42.1	26.3
重症心身障害	86	31.4	27.9	14.0	10.5	15.1	14.0	5.8	14.0	5.8	2.3	4.7	7.0	22.1	19.8
その他の障害	61	16.4	16.4	26.2	13.1	6.6	8.2	9.8	4.9	6.6	3.3	3.3	18.0	24.6	19.7

(4) 相談相手について

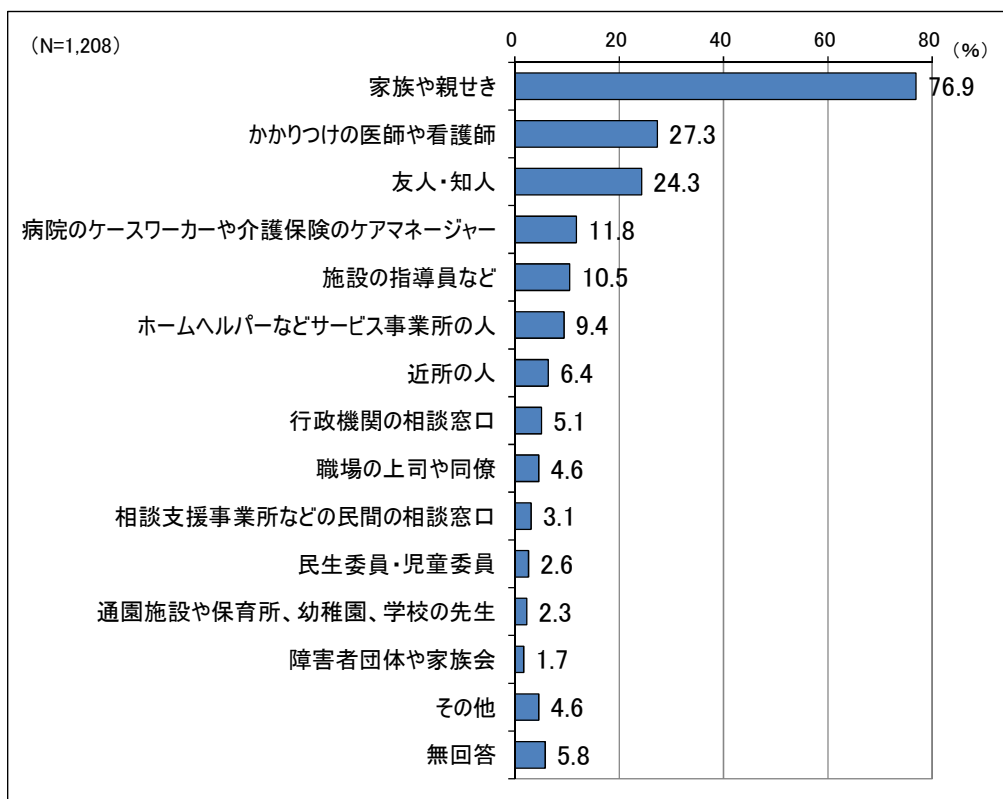
問16 悩みなどの相談相手

あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「家族や親せき」(76.9%) が最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」(27.3%)、「友人・知人」(24.3%) などとなっている。

障害等の状態別でみると、いずれの障害でも「家族や親せき」が最も多く、次いで身体障害・精神障害・難病・高次脳機能障害・重症心身障害では「かかりつけの医師や看護師」、知的障害では「友人・知人」と「施設の指導員など」(ともに21.8%)、発達障害では「かかりつけの医師や看護師」と「友人・知人」と「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」(ともに22.4%) がそれぞれ多くなっている。

図表 悩みなどの相談相手 (複数回答)

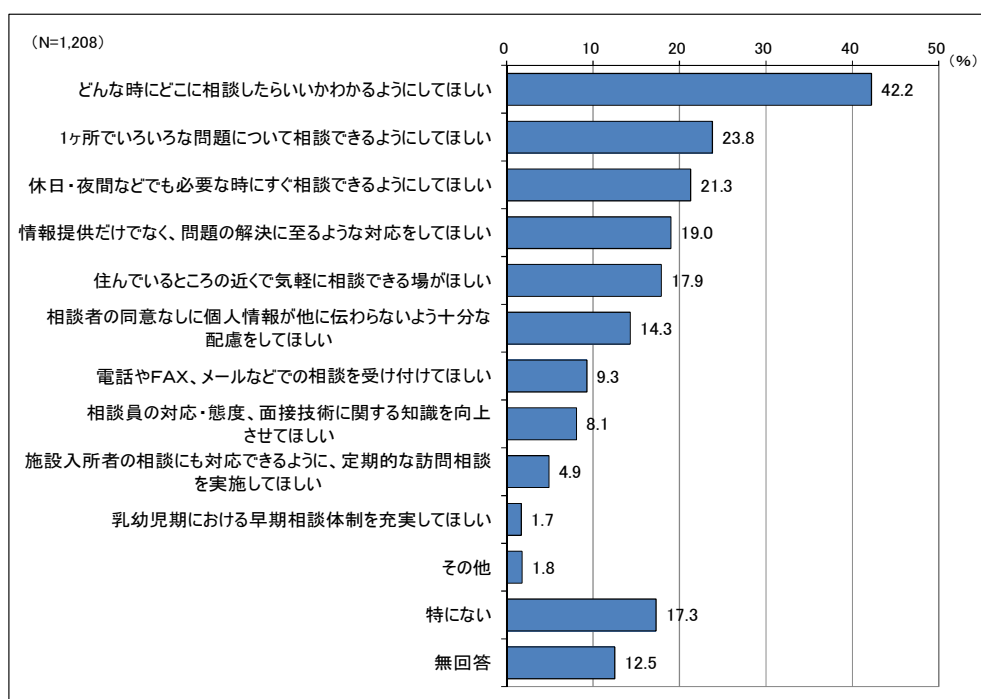


		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)						
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体 （人）	家族 や親せき	護 師 か か り つ け の 医 師 や 看 護 師	友 人 ・ 知 人	ネ ー ジ ヤ ー の ケ ー ス ワ ー カ ー や 介 護 保 険 の ケ ア マ ネ ー ジャ ー	病 院 の ケ ー ス ワ ー カ ー や 介 護 保 険 の ケ ア マ ネ ー ジャ ー	施 設 の 指 導 員 な ど	サ ー ビ ス 事 業 所 の 人	ホ ー ム ヘ ル パ ー な ど	近 所 の 人	行 政 機 関 の 相 談 窓 口	職 場 の 上 司 や 同 僚	民 間 の 相 談 窓 口	相 談 支 援 事 業 所 な ど の	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	稚 園 ・ 学 校 の 先 生	通 園 施 設 や 保 育 所 、 幼 稚 園	障 害 者 団 体 や 家 族 会	そ の 他	無 回 答
全体		1,208	76.9	27.3	24.3	11.8	10.5	9.4	6.4	5.1	4.6	3.1	2.6	2.3	1.7	4.6	5.8				
障 害 等 の 状 態 別	身体障害	901	77.8	27.9	24.6	11.3	8.5	10.1	7.3	4.8	2.2	1.1	3.0	1.1	1.4	3.0	5.9				
	知的障害	174	78.2	19.0	21.8	3.4	21.8	5.2	1.7	4.6	14.4	10.3	0.6	13.8	1.7	5.2	4.6				
	精神障害	117	69.2	46.2	28.2	24.8	13.7	9.4	5.1	11.1	11.1	9.4	-	-	4.3	10.3	4.3				
	難病	61	77.0	49.2	27.9	14.8	8.2	18.0	9.8	3.3	1.6	1.6	1.6	6.6	3.3	6.6	1.6				
	発達障害	49	81.6	22.4	22.4	2.0	20.4	-	2.0	12.2	10.2	12.2	4.1	22.4	2.0	12.2	-				
	高次脳機能障害	19	57.9	36.8	10.5	15.8	15.8	10.5	5.3	-	-	-	-	5.3	15.8	-	-				
	重症心身障害	86	72.1	40.7	17.4	12.8	16.3	7.0	4.7	4.7	1.2	3.5	1.2	7.0	-	7.0	7.0				
その他の障害		61	70.5	34.4	27.9	11.5	6.6	13.1	13.1	4.9	1.6	1.6	4.9	1.6	6.6	-	4.9				

今後、障害者福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。あてはまるものに3つまで○をしてください。

障害等の状態別でみると、身体障害・知的障害・精神障害・難病・発達障害・重症心身障害では「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」、高次脳機能障害では「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」（36.8%）がそれぞれ最も多くなっている。

図表 障害者福祉や生活に関する相談体制に希望すること（複数回答）



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)									
【表の見方】 単位＝比率(%)	全体（人）	い い か わ か る よ う に に 相 談 し ほ し	ど ん な 時 に ど こ に に 相 談 し ほ し	し い て 相 談 で き る よ う な 問 題 に ほ つ	１ヶ所 で い ろ う な 問 題 に ほ つ	ほ し ぐ・夜 間 で き る よ う な 問 題 に ほ つ	休 日 ・ 解 決 に 至 る よ う な 問 題 に ほ つ	情 報 提 供 だ け で な く、 対 応 を 問 題 の	軽 に 相 談 で き る 場 が ほ く 近 く で 気	住 ん で い る と こ ろ の ほ く 近 く で 気	配 慮 を し て ほ し い	相 談 者 の 同 意 な し に 個 人 情 報	の 電 話 や F A X 、 メ ー ル な ど で	ほ し い	術 に 関 する 知 識 を 向 上 さ せ て	相 談 員 の 対 応 ・ 態 度 、 面 接 技	談 を 実 施 し て ほ し い	施 設 入 所 者 の 相 談 に も 対 応 で き る よ う な 、 定 期 的 な 訪 問 相	乳 を 充 実 し て ほ し い	そ の 他	特 に な い	無 回 答
	全体	1,208	42.2	23.8	21.3	19.0	17.9	14.3	9.3	8.1	4.9	1.7	1.8	17.3	12.5							
障 害 等 の 状 態 別	身体障害	901	41.1	24.3	20.9	16.8	16.8	14.2	9.3	7.1	4.9	1.0	1.8	17.3	13.9							
	知的障害	174	51.7	24.1	19.5	33.3	20.7	12.1	8.6	12.6	5.7	7.5	2.3	13.2	6.3							
	精神障害	117	40.2	21.4	27.4	23.1	24.8	18.8	11.1	12.0	5.1	0.9	2.6	19.7	4.3							
	難病	61	45.9	31.1	27.9	18.0	13.1	18.0	9.8	14.8	1.6	-	1.6	9.8	9.8							
	発達障害	49	51.0	26.5	20.4	34.7	24.5	18.4	6.1	18.4	8.2	12.2	2.0	12.2	4.1							
	高次脳機能障害	19	26.3	36.8	21.1	21.1	-	-	10.5	10.5	10.5	-	5.3	31.6	-							
	重症心身障害	86	40.7	27.9	20.9	30.2	14.0	11.6	9.3	9.3	9.3	1.2	4.7	14.0	11.6							
	その他の障害	61	41.0	34.4	23.0	19.7	34.4	21.3	6.6	6.6	3.3	1.6	1.6	13.1	11.5							

（５）障害福祉サービス等の利用について

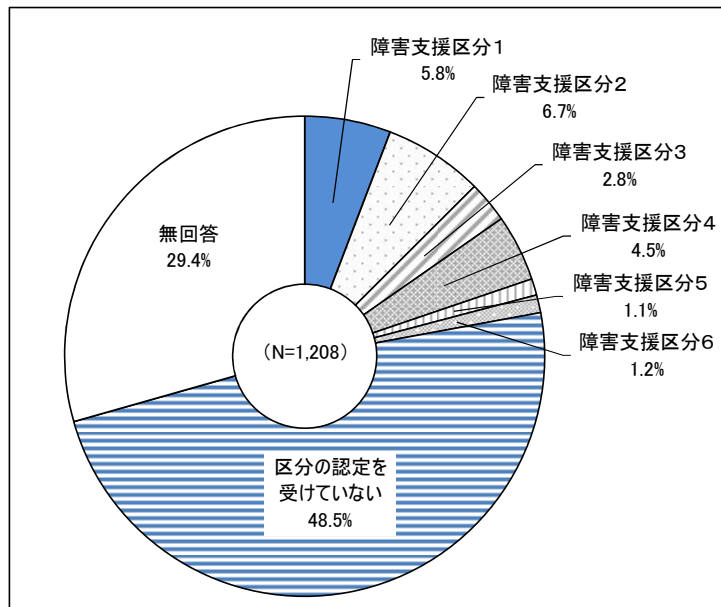
問１８ 障害支援区分の認定有無

あなたの障害支援区分について、該当するものに○をしてください。

全体では、「区分の認定を受けていない」（４８．５％）が最も多く、次いで「障害支援区分２」（６．７％）、「障害支援区分１」（５．８％）などとなっている。

障害等の状態別でみると、いずれの障害でも「区分の認定を受けていない」が最も多くなっている。

図表 障害支援区分の認定有無



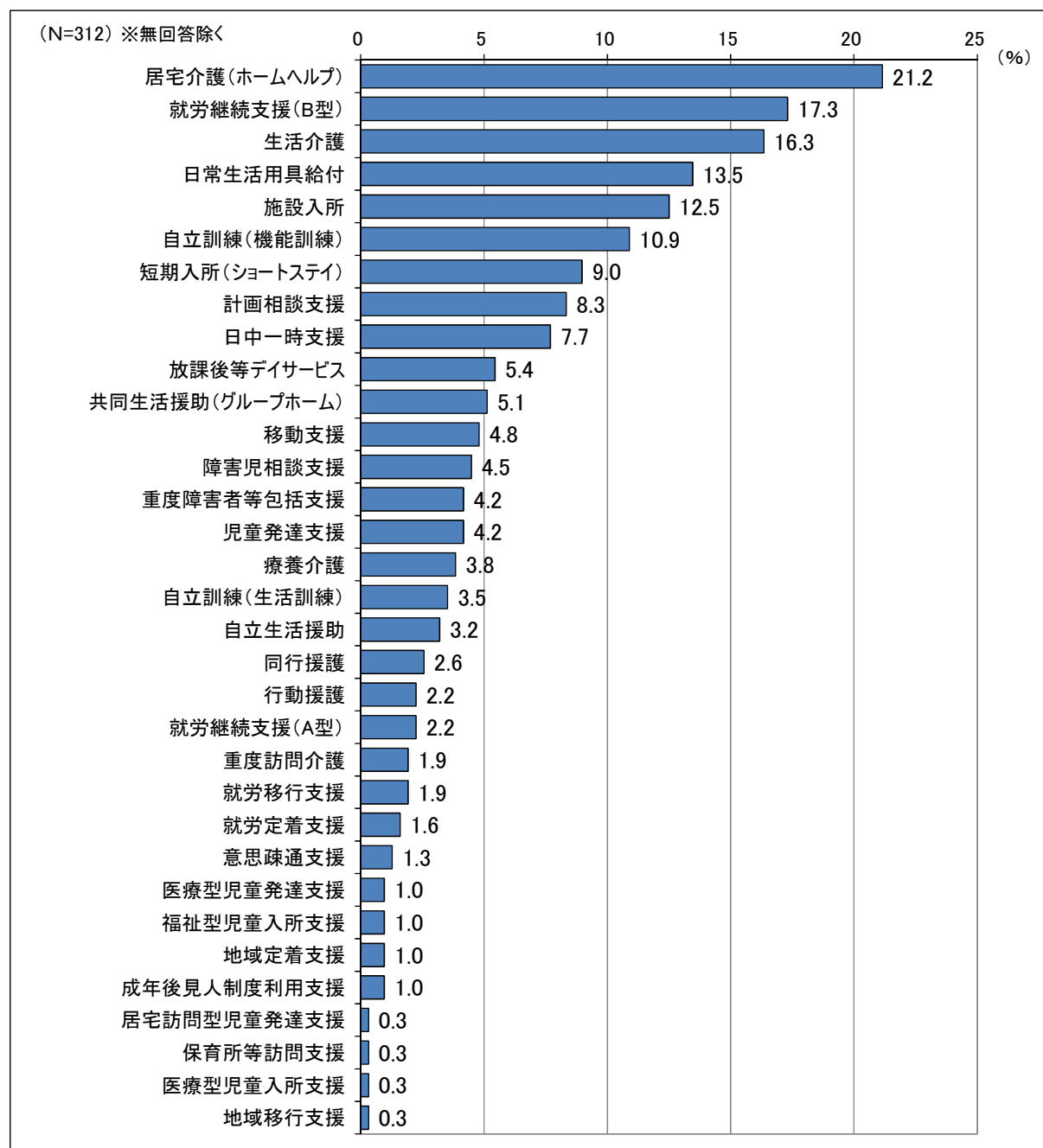
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体 (人)	障害 支援 区分 １	障害 支援 区分 ２	障害 支援 区分 ３	障害 支援 区分 ４	障害 支援 区分 ５	障害 支援 区分 ６	て区 い分 ない の認 定を 受け	無 回 答
全体		1,208	5.8	6.7	2.8	4.5	1.1	1.2	48.5	29.4
障害 等 の 状 態 別	身体障害	901	6.4	5.7	2.4	5.1	1.2	1.6	48.9	28.6
	知的障害	174	2.9	9.2	4.0	3.4	1.1	2.3	48.9	28.2
	精神障害	117	2.6	15.4	6.0	0.9	—	—	42.7	32.5
	難病	61	9.8	8.2	3.3	1.6	1.6	—	47.5	27.9
	発達障害	49	2.0	6.1	—	4.1	2.0	—	57.1	28.6
	高次脳機能障害	19	5.3	5.3	—	—	5.3	—	47.4	36.8
	重症心身障害	86	8.1	7.0	2.3	4.7	3.5	5.8	39.5	29.1
	その他の障害	61	3.3	3.3	1.6	8.2	1.6	3.3	55.7	23.0

問19 利用しているサービスの種類

あなたが、現在利用している障害福祉サービス等について、あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「居宅介護(ホームヘルプ)」(21.2%)が最も多く、次いで「就労継続支援(B型)」(17.3%)、「生活介護」(16.3%) などとなっている。

図表 利用しているサービスの種類 (複数回答)



障害等の状態別でみると、身体障害・精神障害・難病では「居宅介護（ホームヘルプ）」、知的障害では「就労継続支援（Ｂ型）」（44.8%）、発達障害では「障害児相談支援」と「児童発達支援」（ともに33.3%）、高次脳機能障害では「生活介護」と「施設入所」と「自立訓練（機能訓練）」（いずれも37.5%）、重症心身障害では「生活介護」（27.3%）がそれぞれ最も多くなっている。

図表 利用しているサービスの種類（複数回答）

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	
		全体 （人）	居宅介護 （ホームヘルプ）	就労継続支援 （Ｂ型）	生活介護	日常生活用具給付	施設入所	自立訓練 （機能訓練）	短期入所 （ショートステイ）	計画相談支援	日中一時支援	放課後等 デイサービス	共同生活援助 （グループホーム）	移動支援	障害児相談支援	重度障害者等 包括支援	児童発達支援	療養介護	自立訓練 （生活訓練）
【表の見方】 単位＝比率(%)																			
全体		312	21.2	17.3	16.3	13.5	12.5	10.9	9.0	8.3	7.7	5.4	5.1	4.8	4.5	4.2	4.2	3.8	3.5
障害等の 状態別	身体障害	197	27.9	4.6	20.3	20.3	17.8	14.7	10.2	4.1	5.1	4.6	6.6	4.1	1.5	6.1	1.5	5.1	4.1
	知的障害	96	4.2	44.8	11.5	4.2	3.1	5.2	7.3	13.5	18.8	12.5	1.0	4.2	13.5	－	12.5	2.1	1.0
	精神障害	31	25.8	19.4	6.5	3.2	6.5	6.5	9.7	22.6	6.5	3.2	3.2	9.7	－	3.2	－	3.2	6.5
	難病	18	50.0	11.1	22.2	33.3	－	16.7	16.7	11.1	－	5.6	5.6	5.6	－	5.6	5.6	－	5.6
	発達障害	27	－	25.9	11.1	－	－	3.7	－	22.2	25.9	22.2	－	3.7	33.3	－	33.3	－	－
	高次脳機能障害	8	12.5	－	37.5	25.0	37.5	37.5	－	－	－	－	－	12.5	－	12.5	－	12.5	－
	重症心身障害	33	24.2	9.1	27.3	24.2	18.2	21.2	15.2	12.1	18.2	6.1	3.0	9.1	6.1	18.2	9.1	6.1	3.0
	その他の障害	8	12.5	25.0	25.0	12.5	－	12.5	12.5	25.0	37.5	－	－	12.5	－	－	－	12.5	－

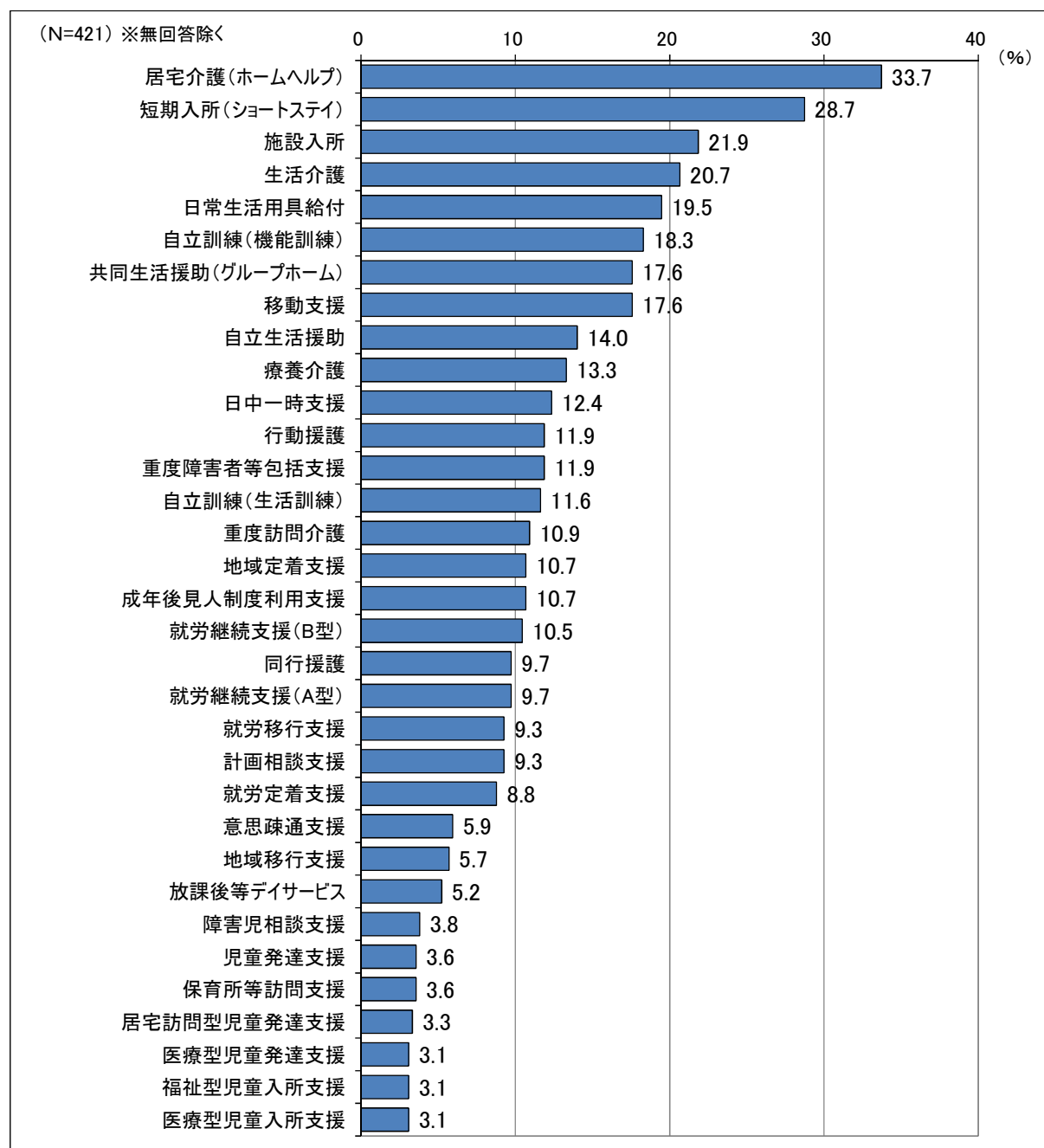
		(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体（人）	自立生活援助	同行支援	行動支援	就労継続支援（A型）	重度訪問介護	就労移行支援	就労定着支援	意思疎通支援	医療型児童発達支援	福祉型児童入所支援	地域定着支援	成年後見人制度利用支援	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	医療型児童入所支援	地域移行支援
全体		312	3.2	2.6	2.2	2.2	1.9	1.9	1.6	1.3	1.0	1.0	1.0	1.0	0.3	0.3	0.3	0.3
障害等の状態別	身体障害	197	2.0	2.5	1.5	1.5	3.0	0.5	－	1.5	－	1.0	1.0	0.5	0.5	－	0.5	0.5
	知的障害	96	－	1.0	2.1	5.2	1.0	5.2	1.0	1.0	3.1	2.1	1.0	2.1	1.0	1.0	1.0	－
	精神障害	31	19.4	6.5	6.5	－	－	－	12.9	3.2	－	3.2	3.2	3.2	－	－	－	－
	難病	18	－	5.6	－	－	5.6	－	－	－	－	5.6	－	－	－	－	5.6	－
	発達障害	27	－	3.7	3.7	3.7	－	3.7	3.7	－	7.4	－	－	－	－	3.7	－	－
	高次脳機能障害	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	重症心身障害	33	－	6.1	3.0	－	6.1	－	－	3.0	－	3.0	3.0	3.0	3.0	－	－	－
	その他の障害	8	12.5	－	12.5	－	－	－	－	12.5	－	－	－	－	－	－	－	－

問20 利用したいサービスの種類

あなたが、今は利用していないが、近い将来（およそ3年後）利用したい障害福祉サービス等について、あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「居宅介護（ホームヘルプ）」（33.7%）が最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」（28.7%）、「施設入所」（21.9%）などとなっている。

図表 利用したいサービスの種類（複数回答）



障害等の状態別でみると、身体障害・精神障害では「居宅介護（ホームヘルプ）」、知的障害では「共同生活援助（グループホーム）」（32.5%）、難病では「居宅介護（ホームヘルプ）」と「自立訓練（機能訓練）」と「重度障害者等包括支援」（いずれも 36.8%）、発達障害では「就労継続支援（B型）」（36.0%）、高次脳機能障害では「短期入所（ショートステイ）」と「施設入所」と「重度訪問介護」（いずれも 40.0%）、重症心身障害では「施設入所」（36.7%）がそれぞれ最も多くなっている。

図表 利用したいサービスの種類（複数回答）

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体 （人）	居宅介護 （ホームヘルプ）	短期入所 （ショートステイ）	施設入所	生活介護	日常生活用具給付	自立訓練 （機能訓練）	共同生活援助 （グループホーム）	移動支援	自立生活援助	療養介護	日中一時支援	行動援護	重度障害者等包括支援	自立訓練 （生活訓練）	重度訪問介護	地域定着支援	成年後見人制度利用支援
全体		421	33.7	28.7	21.9	20.7	19.5	18.3	17.6	17.6	14.0	13.3	12.4	11.9	11.9	11.6	10.9	10.7	10.7
障害等の 状態別	身体障害	297	38.7	29.3	22.9	24.2	21.2	20.9	14.5	17.8	12.1	15.2	11.8	10.8	13.5	8.1	11.1	9.1	8.4
	知的障害	80	8.8	28.8	21.3	8.8	10.0	10.0	32.5	15.0	15.0	7.5	11.3	13.8	8.8	20.0	5.0	12.5	20.0
	精神障害	38	44.7	21.1	21.1	23.7	26.3	10.5	15.8	26.3	23.7	10.5	13.2	21.1	15.8	18.4	13.2	18.4	15.8
	難病	19	36.8	26.3	21.1	26.3	21.1	36.8	10.5	26.3	10.5	31.6	10.5	5.3	36.8	15.8	26.3	5.3	5.3
	発達障害	25	8.0	8.0	8.0	4.0	16.0	12.0	12.0	8.0	16.0	4.0	4.0	12.0	4.0	20.0	8.0	20.0	20.0
	高次脳機能障害	5	20.0	40.0	40.0	20.0	—	20.0	—	—	—	20.0	—	—	20.0	—	40.0	—	20.0
	重症心身障害	30	20.0	33.3	36.7	23.3	20.0	16.7	10.0	26.7	6.7	16.7	6.7	3.3	26.7	6.7	13.3	10.0	6.7
その他の障害		28	42.9	28.6	32.1	21.4	25.0	21.4	17.9	7.1	7.1	10.7	10.7	14.3	7.1	17.9	14.3	17.9	10.7

		(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	
【表の見方】 単位＝比率(%)		全 体 （ 人 ）	就 労 継 続 支 援 （ B 型 ）	同 行 援 護	就 労 継 続 支 援 （ A 型 ）	就 労 移 行 支 援	計 画 相 談 支 援	就 労 定 着 支 援	意 思 疎 通 支 援	地 域 移 行 支 援	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	障 害 児 相 談 支 援	児 童 発 達 支 援	保 育 所 等 訪 問 支 援	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	医 療 型 児 童 発 達 支 援	福 祉 型 児 童 入 所 支 援	医 療 型 児 童 入 所 支 援
全体		421	10.5	9.7	9.7	9.3	9.3	8.8	5.9	5.7	5.2	3.8	3.6	3.6	3.3	3.1	3.1	3.1
障 害 等 の 状 態 別	身体障害	297	6.1	11.1	6.4	5.1	8.8	4.4	6.1	5.4	3.4	2.7	3.0	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
	知的障害	80	23.8	7.5	16.3	15.0	8.8	15.0	6.3	5.0	12.5	7.5	6.3	8.8	6.3	6.3	6.3	5.0
	精神障害	38	21.1	7.9	23.7	26.3	18.4	28.9	7.9	13.2	7.9	5.3	7.9	5.3	5.3	5.3	5.3	7.9
	難病	19	10.5	10.5	10.5	15.8	10.5	10.5	5.3	10.5	－	5.3	－	－	－	－	－	－
	発達障害	25	36.0	－	12.0	20.0	16.0	20.0	－	4.0	16.0	4.0	－	4.0	－	－	－	－
	高次脳機能障害	5	－	20.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	重症心身障害	30	13.3	10.0	10.0	6.7	10.0	3.3	6.7	6.7	6.7	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
	その他の障害	28	10.7	14.3	3.6	3.6	14.3	7.1	3.6	7.1	3.6	7.1	7.1	－	－	3.6	－	－

問21 利用している福祉サービスの不便なことや困ったこと

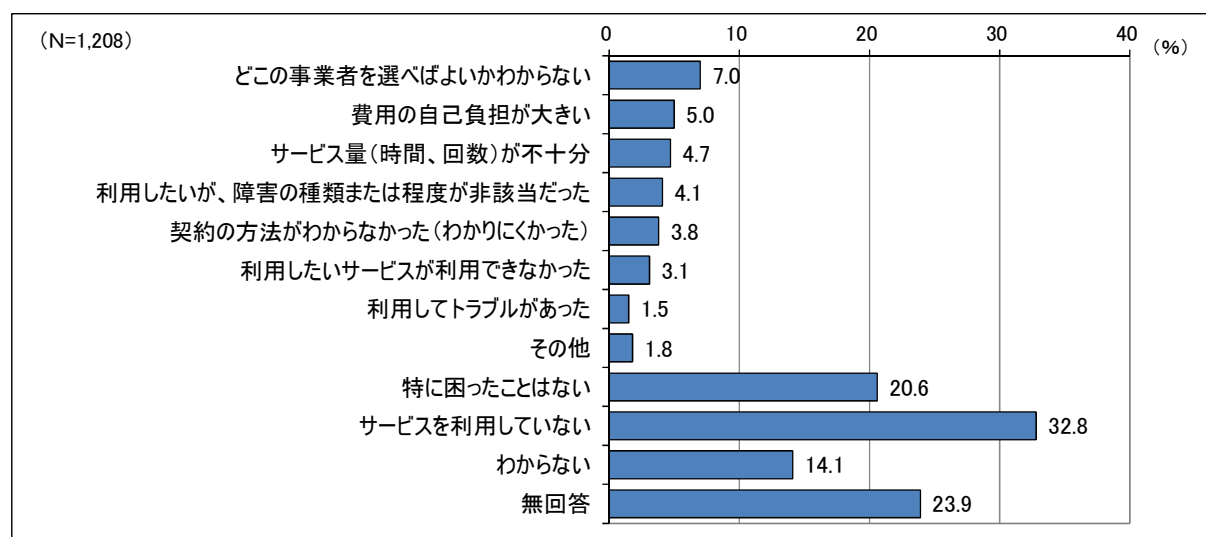
福祉サービスを利用するときに、何か不便なことや困ったことはありましたか。あてはまるものに3つまで○をしてください。

全体では、「どこの事業者を選ばよいかわからない」(7.0%)が最も多く、次いで「費用の自己負担が大きい」(5.0%)、「サービス量(時間、回数)が不十分」(4.7%)などとなっている。

また、「サービスを利用していない」が32.8%、「特に困ったことはない」が20.6%、「わからない」が14.1%となっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害では「どこの事業者を選ばよいかわからない」、難病・重症心身障害では「費用の自己負担が大きい」、高次脳機能障害では「費用の自己負担が大きい」と「サービス量(時間、回数)が不十分」(ともに10.5%)がそれぞれ最も多くなっている。

図表 利用している福祉サービスの不便なことや困ったこと (複数回答)



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
	全体 (人)	どこの事業者を選ばよいか	費用の自己負担が大きい	サービス量(時間、回数)が不十分	利用したいが、障害の種類または程度が非該当だった	契約の方法がわからなかった(わかりにくかった)	利用したいサービスが利用できなかった	利用してトラブルがあった	その他	特に困ったことはない	サービスを利用していない	わからない	無回答
【表の見方】 単位=比率(%)													
全体	1,208	7.0	5.0	4.7	4.1	3.8	3.1	1.5	1.8	20.6	32.8	14.1	23.9
障害等の状態別													
身体障害	901	6.3	5.4	4.2	4.2	2.6	2.7	0.7	1.8	20.1	34.5	11.5	26.3
知的障害	174	9.2	2.9	7.5	2.9	8.6	3.4	4.0	3.4	22.4	24.1	20.1	16.1
精神障害	117	11.1	5.1	5.1	2.6	7.7	4.3	4.3	2.6	19.7	27.4	19.7	18.8
難病	61	6.6	11.5	4.9	1.6	3.3	-	1.6	-	16.4	29.5	8.2	27.9
発達障害	49	10.2	4.1	6.1	-	4.1	2.0	2.0	4.1	26.5	34.7	20.4	12.2
高次脳機能障害	19	5.3	10.5	10.5	-	5.3	-	5.3	-	26.3	15.8	15.8	15.8
重症心身障害	86	4.7	12.8	8.1	1.2	4.7	3.5	1.2	4.7	16.3	17.4	14.0	27.9
その他の障害	61	6.6	4.9	6.6	16.4	4.9	6.6	-	1.6	14.8	29.5	11.5	34.4

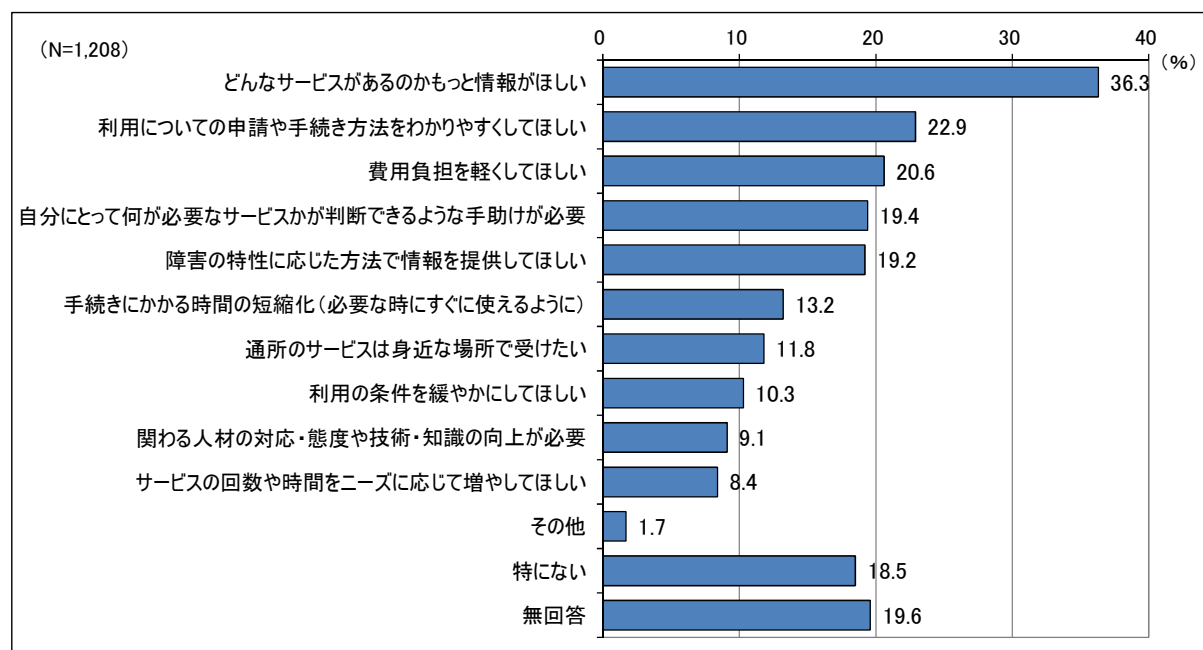
問22 福祉サービスを利用しやすくするための方策

福祉サービスを利用しやすくするために、今後あなたが希望することは何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「どんなサービスがあるのかもっと情報がほしい」(36.3%)が最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」(22.9%)、「費用負担を軽くしてほしい」(20.6%)などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・知的障害・精神障害・難病・発達障害・重症心身障害では「どんなサービスがあるのかもっと情報がほしい」、高次脳機能障害では「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」(47.4%)がそれぞれ最も多くなっている。

図表 福祉サービスを利用しやすくするための方策（複数回答）



			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体 （人）	どんなサービスがあるのか もっと情報がほしい	利用方法についての手続き	費用負担を軽くしてほしい	自分にとって必要なサービスか？ 判断できるような手順が必要	障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい	手続きにかかる時間の短縮 （必要な時にすぐに使えるように）	通所のサービスは身近な場所で受けたい	利用の条件を緩やかにしてほしい	関わる人材の対応・態度や技術・知識の向上が必要	サービス回数や時間をニーズに応じて増やしてほしい	その他	特にない	無回答
全体		1,208	36.3	22.9	20.6	19.4	19.2	13.2	11.8	10.3	9.1	8.4	1.7	18.5	19.6
障害等の状態別	身体障害	901	36.2	22.1	21.1	16.8	18.4	11.7	10.8	9.7	7.8	7.5	1.8	17.4	21.9
	知的障害	174	37.4	29.9	16.7	31.6	30.5	23.0	19.0	10.9	17.8	12.6	0.6	14.9	10.9
	精神障害	117	35.0	18.8	21.4	25.6	20.5	13.7	14.5	13.7	14.5	12.8	4.3	21.4	14.5
	難病	61	44.3	34.4	32.8	27.9	32.8	16.4	18.0	11.5	13.1	13.1	3.3	6.6	19.7
	発達障害	49	49.0	24.5	18.4	42.9	36.7	30.6	18.4	12.2	18.4	12.2	2.0	6.1	4.1
	高次脳機能障害	19	36.8	26.3	15.8	47.4	42.1	5.3	21.1	15.8	15.8	15.8	5.3	10.5	15.8
	重症心身障害	86	38.4	24.4	19.8	19.8	23.3	11.6	18.6	11.6	14.0	10.5	1.2	10.5	18.6
	その他の障害	61	41.0	39.3	31.1	24.6	24.6	14.8	14.8	24.6	14.8	14.8	-	8.2	21.3

(6) 権利擁護について

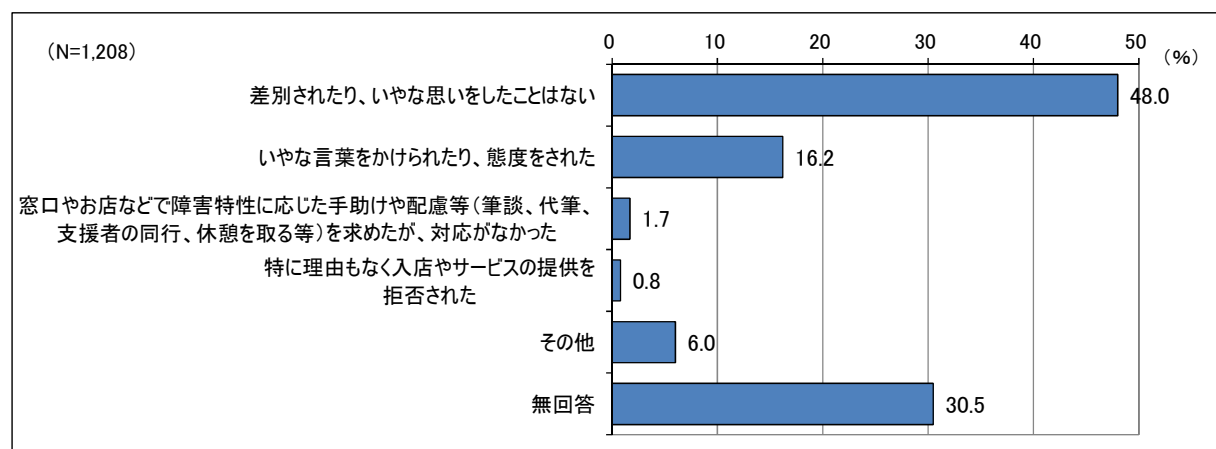
問23 差別や偏見の有無

あなたは障害があることで差別や、いやな思いをする（した）ことがありますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「差別されたり、いやな思いをしたことはない」（48.0％）が最も多く、次いで「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」（16.2％）などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・難病・高次脳機能障害・重症心身障害では「差別されたり、いやな思いをしたことはない」、知的障害では「差別されたり、いやな思いをしたことはない」と「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」（ともに 33.9％）、精神障害・発達障害では「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」がそれぞれ最も多くなっている。

図表 差別や偏見の有無（複数回答）



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
		全体（人）	差別されたり、いやな思いをしたことは無い	いやな言葉をかけられたり、態度をされた	窓口やお店などで障害特性に応じた手助けや配慮等（筆談、代筆、支援者の同行、休憩を取る等）を求めたが、対応がなかった	特に理由もなく入店やサービスの提供を拒否された	その他	無回答
【表の見方】 単位＝比率(%)								
全体		1,208	48.0	16.2	1.7	0.8	6.0	30.5
障害等の状態別	身体障害	901	51.3	10.4	1.8	0.8	5.3	32.7
	知的障害	174	33.9	33.9	1.1	0.6	5.2	30.5
	精神障害	117	37.6	43.6	3.4	1.7	9.4	16.2
	難病	61	34.4	13.1	－	1.6	9.8	44.3
	発達障害	49	32.7	44.9	－	－	2.0	22.4
	高次脳機能障害	19	36.8	5.3	－	5.3	10.5	42.1
	重症心身障害	86	33.7	16.3	3.5	1.2	8.1	43.0
	その他の障害	61	41.0	18.0	3.3	1.6	8.2	34.4

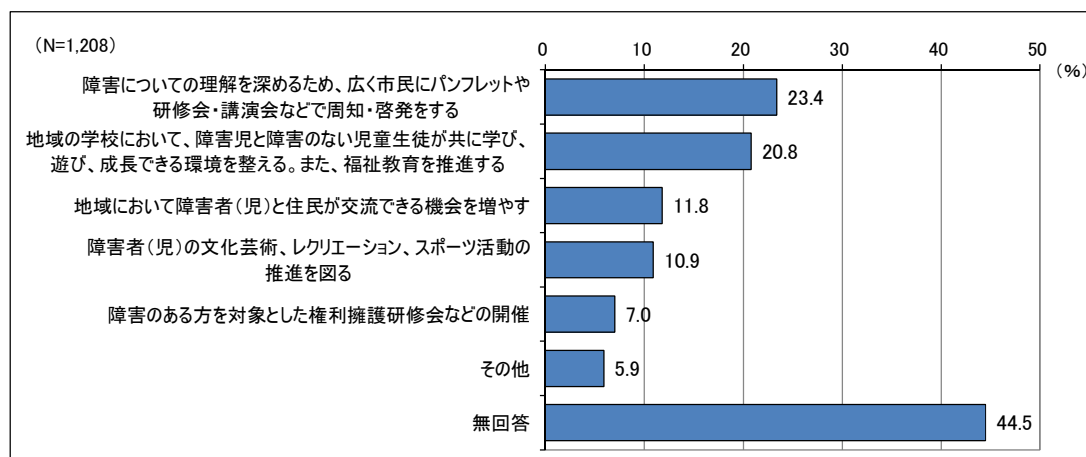
問24 差別を解消するために必要な取組み

障害のある方への偏見や差別を解消するため、取り組んで欲しいことは何ですか。あてはまるものに2つまで○をしてください。

全体では、「障害についての理解を深めるため、広く市民にパンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする」(23.4%)が最も多く、次いで「地域の学校において、障害児と障害のない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する」(20.8%)などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・精神障害では「障害についての理解を深めるため、広く市民にパンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする」、知的障害・発達障害・高次脳機能障害・重症心身障害では「地域の学校において、障害児と障害のない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する」、難病では「障害についての理解を深めるため、広く市民にパンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする」と「地域の学校において、障害児と障害のない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する」(ともに19.7%)がそれぞれ最も多くなっている。

図表 差別を解消するために必要な取組み（複数回答）



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	全体 (人)	講演会などにてパンフレットを周知・啓発する	障害児と障害のない児童生徒が共に学び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する	地域の学校において、障害児と障害のない児童生徒が共に学び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する	障害者(児)と住民が交流できる機会を増やす	障害者(児)の文化芸術、レクリエーション、スポーツ活動の推進	障害のある方を対象とした権利擁護研修会などの開催	その他
【表の見方】 単位=比率(%)								
全体	1,208	23.4	20.8	11.8	10.9	7.0	5.9	44.5
障害等の状態別	身体障害	901	22.1	19.0	9.9	9.5	6.1	49.6
	知的障害	174	25.9	37.9	23.0	16.1	10.3	24.7
	精神障害	117	34.2	13.7	14.5	13.7	9.4	32.5
	難病	61	19.7	19.7	11.5	6.6	4.9	54.1
	発達障害	49	34.7	49.0	18.4	8.2	10.2	16.3
	高次脳機能障害	19	15.8	31.6	26.3	15.8	-	5.3
	重症心身障害	86	12.8	25.6	16.3	14.0	10.5	3.5
	その他の障害	61	19.7	9.8	9.8	8.2	6.6	4.9

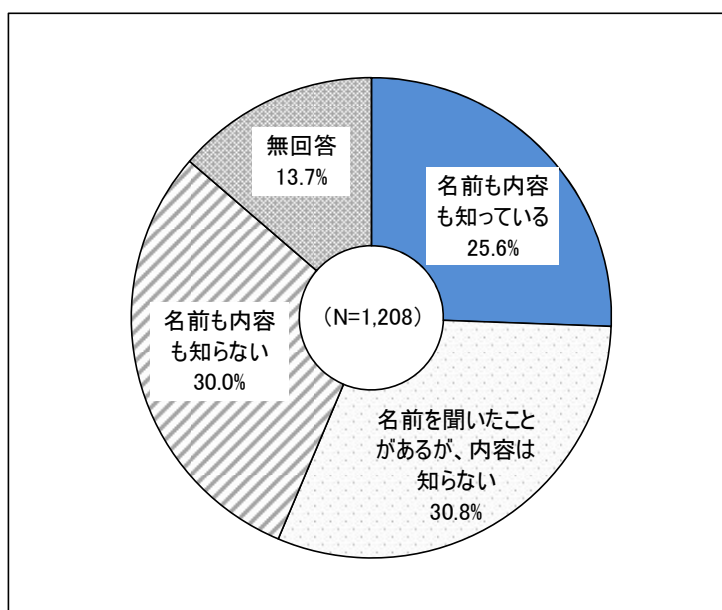
問25 成年後見制度の認知度

成年後見制度についてご存じですか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(30.8%)が最も多く、次いで「名前も内容も知らない」(30.0%)、「名前も内容も知っている」(25.6%)となっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・発達障害では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、知的障害・精神障害では「名前も内容も知らない」、難病・高次脳機能障害では「名前も内容も知っている」、重症心身障害では「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(ともに30.2%)がそれぞれ最も多くなっている。

図表 成年後見制度の認知度



		(1)	(2)	(3)		
【表の見方】 単位＝比率(%)		全 体 （ 人 ）	名 前 も 内 容 も 知 っ て い る	名 前 を 聞 い た こ と が あ る が、 内 容 は 知 ら な い	名 前 も 内 容 も 知 ら な い	無 回 答
全体		1,208	25.6	30.8	30.0	13.7
障 害 等 の 状 態 別	身体障害	901	28.5	30.1	25.5	15.9
	知的障害	174	20.7	27.6	47.1	4.6
	精神障害	117	13.7	35.9	42.7	7.7
	難病	61	31.1	23.0	29.5	16.4
	発達障害	49	28.6	34.7	32.7	4.1
	高次脳機能障害	19	47.4	21.1	15.8	15.8
	重症心身障害	86	30.2	30.2	24.4	15.1
	その他の障害	61	19.7	32.8	32.8	14.8

(7) 災害時の避難等について

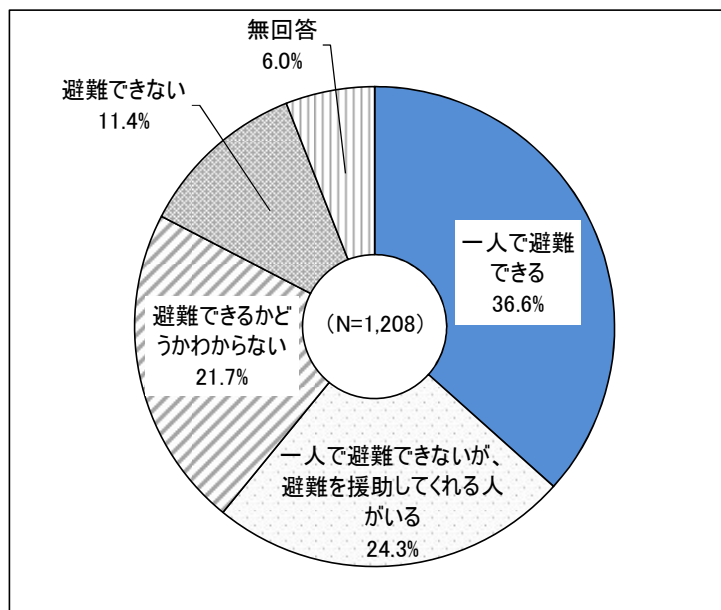
問26 災害時の一人での避難

あなたは、火事や地震等の災害時に避難できますか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「一人で避難できる」(36.6%)が最も多く、次いで「一人で避難できないが、避難を援助してくれる人がある」(24.3%)、「避難できるかどうか分からない」(21.7%)、「避難できない」(11.4%)となっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・精神障害では「一人で避難できる」、知的障害・難病・発達障害・重症心身障害では「一人で避難できないが、避難を援助してくれる人がある」、高次脳機能障害では「一人で避難できないが、避難を援助してくれる人がある」と「避難できるかどうか分からない」(ともに31.6%)がそれぞれ最も多くなっている。

図表 災害時の一人での避難



			(1)	(2)	(3)	(4)	
		全体 (人)	一人 で 避 難 で き る	一 人 で 避 難 で き な い が、 避 難 を 援 助 し て い く る 人 が い る	か ら な い 避 難 で き る か ど う か わ	避 難 で き な い	無 回 答
【表の見方】 単位＝比率(%)							
全体		1,208	36.6	24.3	21.7	11.4	6.0
障 害 等 の 状 態 別	身体障害	901	37.4	23.9	19.6	12.3	6.8
	知的障害	174	30.5	36.2	21.8	9.2	2.3
	精神障害	117	43.6	15.4	30.8	6.8	3.4
	難病	61	19.7	34.4	23.0	14.8	8.2
	発達障害	49	24.5	32.7	30.6	8.2	4.1
	高次脳機能障害	19	5.3	31.6	31.6	26.3	5.3
	重症心身障害	86	16.3	33.7	20.9	25.6	3.5
	その他の障害	61	24.6	16.4	36.1	16.4	6.6

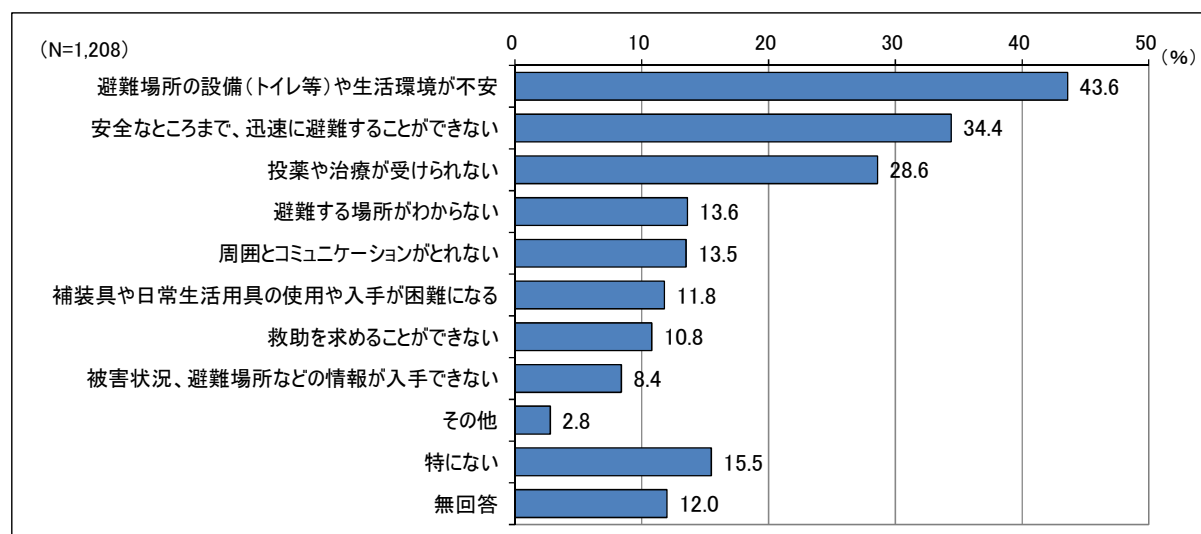
問27 火事や地震等の災害時に困ること

火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

全体では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（43.6%）が最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」（34.4%）、「投薬や治療が受けられない」（28.6%）などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・知的障害・難病・重症心身障害では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、精神障害では「投薬や治療が受けられない」（44.4%）、発達障害では「周囲とコミュニケーションがとれない」（49.0%）、高次脳機能障害では「安全なところまで、迅速に避難することができない」（57.9%）がそれぞれ最も多くなっている。

図表 火事や地震等の災害時に困ること（複数回答）



			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
【表の見方】 単位＝比率(%)		全体（人）	避難場所の設備（トイレ等） や生活環境が不安	安全なところまで、迅速に避難することができない	投薬や治療が受けられない	避難する場所がわからない	周囲とコミュニケーションがとれない	補装具や日常生活用具の使用や入手が困難になる	救助を求めることができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	その他	特にない	無回答
全体		1,208	43.6	34.4	28.6	13.6	13.5	11.8	10.8	8.4	2.8	15.5	12.0
障害等の状態別	身体障害	901	45.4	36.8	29.1	10.7	8.3	13.5	8.9	7.0	2.3	15.8	12.8
	知的障害	174	42.5	29.9	19.5	30.5	36.2	9.2	24.7	17.8	1.7	9.8	8.0
	精神障害	117	35.9	19.7	44.4	16.2	26.5	6.0	7.7	5.1	8.5	16.2	10.3
	難病	61	59.0	45.9	36.1	11.5	6.6	6.6	14.8	13.1	4.9	11.5	9.8
	発達障害	49	42.9	30.6	22.4	34.7	49.0	4.1	32.7	12.2	4.1	8.2	8.2
	高次脳機能障害	19	26.3	57.9	15.8	15.8	31.6	10.5	26.3	5.3	－	5.3	15.8
	重症心身障害	86	64.0	48.8	38.4	15.1	16.3	20.9	15.1	10.5	3.5	7.0	10.5
	その他の障害	61	59.0	57.4	34.4	21.3	18.0	23.0	18.0	18.0	4.9	9.8	6.6

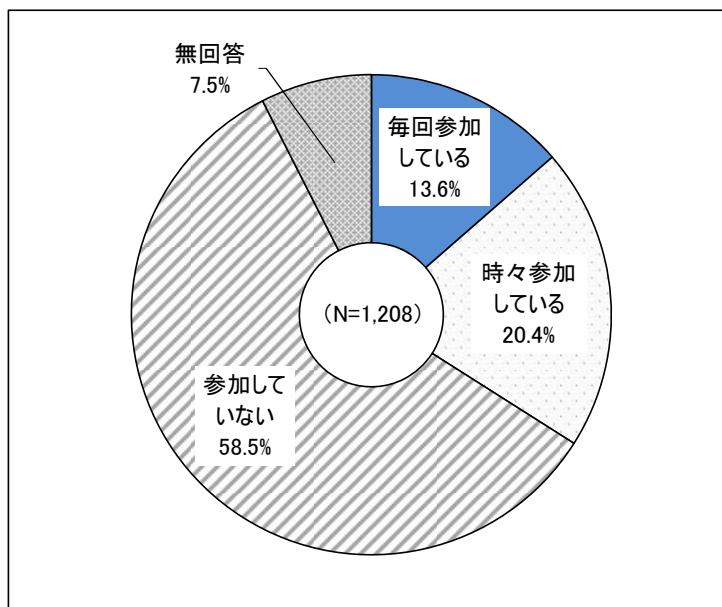
問28 地域防災訓練の参加有無

地域防災訓練に参加したことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「参加していない」(58.5%)が最も多く、次いで「時々参加している」(20.4%)、「毎回参加している」(13.6%)となっている。

障害等の状態別でみると、いずれの障害でも「参加していない」が半数以上と最も多くなっている。

図表 地域防災訓練の参加有無



		(1)	(2)	(3)	
		全体 (人)	毎回 参加 している	時々 参加 している	参加 して いない
【表の見方】 単位＝比率(%)					無 回 答
全体		1,208	13.6	20.4	58.5
障害 等 の 状 態 別	身体障害	901	14.2	21.1	56.4
	知的障害	174	13.8	16.1	66.7
	精神障害	117	6.8	23.1	65.0
	難病	61	16.4	14.8	63.9
	発達障害	49	16.3	20.4	61.2
	高次脳機能障害	19	-	21.1	68.4
	重症心身障害	86	5.8	17.4	65.1
その他の障害		61	18.0	13.1	63.9

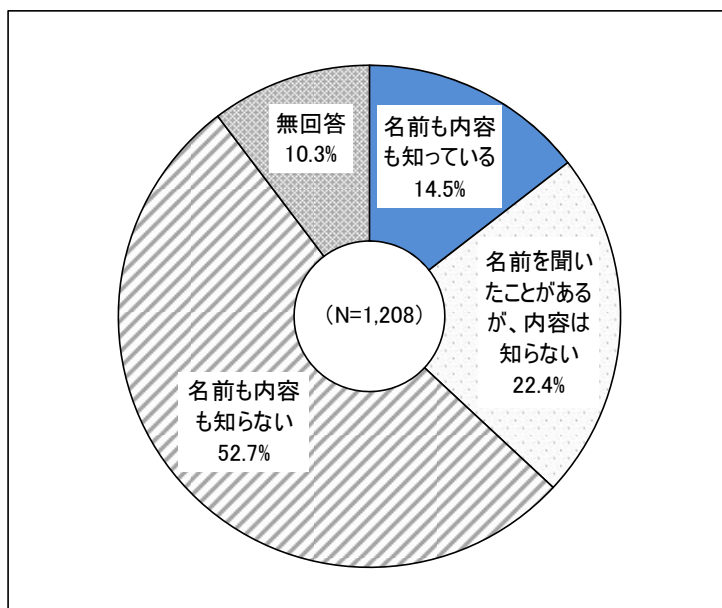
問29 避難行動要支援者避難支援制度の認知度

避難行動要支援者避難支援制度についてご存じですか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

全体では、「名前も内容も知らない」(52.7%)が最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(22.4%)、「名前も内容も知っている」(14.5%)となっている。

障害等の状態別でみると、いずれの障害でも「名前も内容も知らない」が4割以上と最も多くなっている。

図表 避難行動要支援者避難支援制度の認知度



		(1)	(2)	(3)	
		全体 (人)	名前も 内容も 知っている	名前 は 知 ら い た こ と が あ る が 、 内 容 は 知 ら な い	名前も 内容も 知らない
【表の見方】 単位＝比率(%)					無 回 答
全体		1,208	14.5	22.4	52.7
障害 等 の 状 態 別	身体障害	901	16.2	25.0	47.4
	知的障害	174	12.6	14.4	67.8
	精神障害	117	6.8	12.0	73.5
	難病	61	21.3	24.6	42.6
	発達障害	49	16.3	8.2	71.4
	高次脳機能障害	19	10.5	15.8	57.9
	重症心身障害	86	19.8	24.4	46.5
その他の障害		61	11.5	21.3	57.4

8) 障害福祉施策について

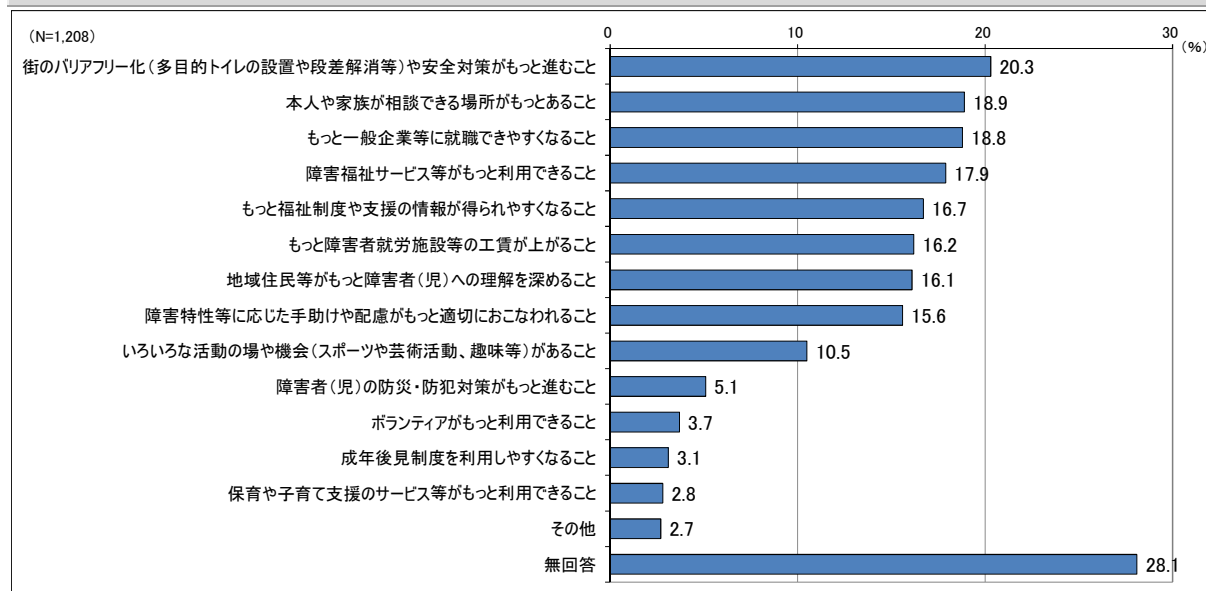
問30 福祉向上のために必要な取り組み

今後、障害者（児）（難病患者等を含む。）の福祉向上のために必要な取り組みについてお聞きします。これまで以上に特に取り組みが必要と思うものに3つまで○をしてください。

全体では、「街のバリアフリー化（多目的トイレの設置や段差解消等）や安全対策がもっと進むこと」（20.3%）が最も多く、次いで「本人や家族が相談できる場所がもっとあること」（18.9%）、「もっと一般企業等に就職できやすくなること」（18.8%）などとなっている。

障害等の状態別でみると、身体障害・難病では「街のバリアフリー化（多目的トイレの設置や段差解消等）や安全対策がもっと進むこと」、知的障害では「もっと障害者就労施設等の工賃が上がること」（37.4%）、精神障害・発達障害では「もっと一般企業等に就職できやすくなること」と「もっと障害者就労施設等の工賃が上がること」（同率）、高次脳機能障害では「街のバリアフリー化（多目的トイレの設置や段差解消等）や安全対策がもっと進むこと」と「本人や家族が相談できる場所がもっとあること」（ともに 21.1%）、重症心身障害では「障害特性等に応じた手助けや配慮がもっと適切におこなわれること」（26.7%）がそれぞれ最も多くなっている。

図表 福祉向上のために必要な取り組み（複数回答）



		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	
	全体（人）															
【表の見方】 単位＝比率(%)																
全体	1,208	20.3	18.9	18.8	17.9	16.7	16.2	16.1	15.6	10.5	5.1	3.7	3.1	2.8	2.7	28.1
障害等の状態別																
身体障害	901	24.1	17.5	14.7	18.9	17.8	10.9	15.4	15.2	9.3	5.3	3.3	2.1	3.0	1.8	31.5
知的障害	174	11.5	23.0	32.8	21.3	15.5	37.4	21.3	24.1	15.5	6.9	3.4	7.5	2.9	2.3	10.9
精神障害	117	6.8	23.1	32.5	13.7	12.8	32.5	17.1	16.2	14.5	5.1	5.1	1.7	0.9	5.1	19.7
難病	61	27.9	13.1	21.3	14.8	18.0	11.5	16.4	18.0	9.8	13.1	-	1.6	-	4.9	27.9
発達障害	49	12.2	28.6	40.8	12.2	20.4	40.8	18.4	26.5	16.3	6.1	4.1	8.2	4.1	4.1	6.1
高次脳機能障害	19	21.1	21.1	5.3	10.5	5.3	10.5	15.8	10.5	15.8	5.3	-	10.5	-	5.3	36.8
重症心身障害	86	24.4	16.3	10.5	24.4	18.6	15.1	16.3	26.7	9.3	8.1	1.2	4.7	3.5	3.5	24.4
その他の障害	61	16.4	16.4	11.5	29.5	23.0	14.8	16.4	16.4	3.3	3.3	4.9	4.9	1.6	4.9	29.5

2 団体・事業所等アンケート調査

計画を策定するにあたり、各施策の現状や課題を把握することで、基本施策や方策等を作成する際の基礎資料とするため、地域の障害者関係団体及び障害福祉施設及びサービス提供事業所等に対して、アンケート調査を実施しました。

- ・調査方法：郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査
- ・調査期間：令和2年8月～9月

調査対象者	調査対象数	有効回収数	有効回収率
障害者関係団体アンケート	15 団体	15 票	100.0%
障害者施設・事業所アンケート	19 事業所	19 票	100.0%

(1) 調査実施団体及び事業所

障害者関係団体	障害者施設・事業所
○八幡浜身体障害者協議会 ○保内町身体障害者協議会 ○八幡浜聴覚障害者協会 ○八幡浜手をつなぐ育成会 ○八幡浜地域家族会 ○スマイル ○にこまる ○ミラクルレインボー ○トトロ。Jクラブ ○NPO法人 リトルウイング ○手話サークルあゆみの会 ○点訳サークル竹の子会 ○朗読ボランティア どんぐり ○精神保健ボランティアグループ はまかせ ○八幡浜市社会福祉協議会	○八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム ○地域活動支援センター くじら ○就労継続支援A型 KOHOLA ○就労継続支援B型 浜っ子共同作業所 ○就労継続支援B型 わくわくみらい館やわたはま ○王子共同作業所 ○コスモス共同作業所 ○発達支援センター 巣立ち ○放課後等デイサービス めだかミニスクール ○おるで新町ヘルパーステーション ○セントケア八幡浜 ○ニチケアセンター八幡浜 ○社協ヘルパーステーション八幡浜 ○社協ヘルパーステーション保内 ○訪問介護ステーションももたろう ○ヘルパーステーションくじら ○障害者支援施設 大洲ホーム ○大洲育成園 ○希望の森

(2) 障害者関係団体アンケート結果から見られる課題

障害者関係団体アンケート調査から得た意見をもとに、八幡浜市における課題を次のとおりまとめました。

1. 社会参加の機会の充実について

- 国の第4次障害者基本計画（平成 30～令和4年度）では、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援していくことが定められています。八幡浜市でも、障害のある人が地域において自己実現を目指せるように、行事やイベントなどに参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。
- 地域共生社会の観点からも、地域住民である障害者が地域の集まりや自治会などのコミュニティに参加するための外出・移動手段の確保が必要であり、重度の障害や視覚障害のため単独で外出することが困難な障害のある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、移動支援事業の充実に努める必要があります。

2. 地域生活支援サービスの充実について

- 障害のある人が日中活動系サービスを利用して地域での社会参加ができるよう、多様なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図り、医療的ケアや常時介護が必要な重度障害のある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努める必要があります。
- 入所施設や病院等からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援を得られない、家族から独立して生活したいなど、障害のある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の「住まいの場」の充実を図る必要があります。

3. 就労支援の充実について

- アンケート結果から「就労や仕事の定着に向けた就労支援」を求める意見が多く、雇用が決定した後も就労を継続していけるように、アフターケアの取り組みを推進する必要があります。
- また、関係機関と連携し、発達障害や高次脳機能障害などの障害特性や職場における支援の方法などについて企業側の理解促進を図る必要があります。
- 「障害者優先調達推進法」に基づいた取組の推進のため、就労の場の確保・拡大のための事業開拓や市内就労支援事業所で構成する共同受注窓口への支援等も必要です。

4. 行政・福祉関係団体・地域の連携の推進について

- 近年、福祉分野では関連施策を貫く考え方として「地域共生社会」の実現が掲げられており、国では障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進を唱えています。八幡浜市でも障害福祉分野の団体等との連携に限定せず、「誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり」を目指して、共生型サービスなどの取組を推進する必要があります。
- 地域において障害以外の福祉分野との連携を進めるにあたっては、多分野での情報を共有する会議などの整備に取り組む必要があります。

(3) 障害者施設・事業所アンケート結果から見られる課題

事業所アンケート調査から得た意見をもとに、八幡浜市における課題を次のとおりまとめました。

1. 福祉人材の確保・定着について

- 福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、愛媛県やハローワークなどの関係機関と連携した取組を促進することが必要です。
- 障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう愛媛県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成に努めるとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進する必要があります。
- さらに、学校における福祉教育の推進や中高生への実習機会の提供、ヘルパー養成研修等への補助の整備など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努める必要があります。

2. 安全・安心な環境の充実について

- 点字・手話では意思決定・意思表示できない障害者にどのように災害や避難の情報を伝え、また本人からの支援の要請を周囲に伝えるかといった、障害の特性に対応した災害情報の提供に努める必要があります。
- 特に配慮すべき障害のある人等のために2次的に開設される「福祉避難所」については体制面での充実に努める必要があります。
- 偏見に基づく障害者を狙った犯罪や悪徳商法などのトラブルに巻き込まれるのを防ぐため、防犯体制の確認や啓発の推進といったハード・ソフト両面からの対策を検討する必要があります。

3. 相談体制の充実について

- 国は、アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入していくよう定めており、八幡浜市においても情報通信技術やシステムを活用し、障害特性に対応した、わかりやすく利用しやすい情報提供をさらに促進する必要があります。
- 必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業の充実に努め、特に、相談支援の件数が増加傾向にあるため、適切な人員配置などによる関係者の負担の軽減が必要です。

4. 子どもへの支援の充実について

- 「ライフステージに応じた切れ目のない支援」の観点を踏まえて、乳幼児、小学生、中学生、就労後などの各ステージでの支援が重要になります。各ステージで子どもと密接に関わる機関同士が情報を共有する仕組みを整備していく必要があります。
- 児童発達支援などの療育のサービス提供体制の充実や、支援の必要のある乳幼児の受入れ態勢の充実、さらには放課後等デイサービスなどの日中の支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実に努める必要があります。

八幡浜市障害者計画等策定委員会設置要綱

（平成 1 8 年 9 月 1 日）
制 定

（趣旨）

第 1 条 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく障害児福祉計画を策定するため、八幡浜市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（次号において「障害者計画等」という。）を策定するための基本的事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (2) その他障害者計画等を策定するに当たって必要と認められること。

（組織）

第 3 条 策定委員会は、委員 1 9 人以内で組織する。

- 2 委員は、障害者、障害福祉及び障害児福祉に関する施策に関し見識を有する者の内から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前項に規定する委嘱の日から市の障害者計画等の策定が完了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に策定委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(会議招集等の特例)

2 委員の任期の満了に伴い新たに委員が委嘱された後最初に開かれる策定委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集し、委員長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

附 則 (平成26年2月21日制定)

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則 (平成30年2月9日制定)

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。

附 則 (令和2年6月11日制定)

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

令和2年度 八幡浜市障害者計画等策定委員会名簿

【委員 19人】

選出区分	所属団体	役職等	氏名
障害者当事者及び 障害者関係団体	八幡浜心身障害者（児）団体連合会	会長	西園寺 純一
	八幡浜手をつなぐ育成会	会長	菊池 恵美子
	八幡浜地域家族会	会長	藤田 哲也
障害者雇用関係機関	八幡浜市障害者施設 いきいきプチファーム	苑長	岡田 新吾
	あさひみらい株式会社	代表取締役	近藤 小百合
	障がい者就業・生活支援センター ネットワークジョイ	管理者	高石 徳香
市指定相談支援事業所	相談支援事業所 地域活動支援センターくじら	管理者	鳥生 陽子
	相談支援事業所 大洲育成園	相談支援専門員	橋本 哲志
	相談支援事業所 大洲ホーム	相談支援専門員	樋口 圭介
	相談支援事業所 希望の森	相談支援専門員	佐藤 茂伸
保健・医療関係機関	八幡浜医師会立 双岩病院	精神保健福祉士	島内 美月
社会福祉機関	八幡浜市社会福祉協議会	事務局次長	田中 奈美
	一般社団法人 愛媛県ネットワーク協会	代表理事	幸田 裕司
	八幡浜市民生児童委員協議会	副会長	菊地 千鶴
教育等関係機関	愛媛県立宇和特別支援学校	高等部主事	平井 重貴
	八幡浜市教育支援室	室長	甲野 正人
	発達支援センター巣立ち	管理者	井上 千恵美
関係行政機関	八幡浜公共職業安定所	職業指導官	松田 紗希
	八幡浜市地域包括支援センター	センター長	河野 光徳

【オブザーバー】

関係行政機関	愛媛県八幡浜保健所 健康増進課	課長	岡田 克俊
--------	-----------------	----	-------